

千歳市高齢者福祉計画・
第8期千歳市介護保険事業計画（素案）
パブリックコメント（市民意見公募）閲覧用資料

意見募集期間	令和2年12月15日（火）から 令和3年1月15日（金）まで 郵送の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方
意見の提出方法	所定の「意見書」用紙に住所、氏名、電話番号、ご意見等を漏れなく記載してください。 電子メール、ファクシミリ、郵送、意見箱への書面の投函、担当窓口への持参のいずれかの方法とします。 記載事項に漏れがある場合や電話・口頭によるご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市保健福祉部高齢者支援課高齢福祉係 電話 0123-24-0295 FAX 0123-23-6700 Eメール： koreishien@city.chitose.lg.jp

資料をご希望の場合は、担当窓口で配布又は郵送しますので、担当までご連絡願います。

千歳市高齢者福祉計画・
第8期千歳市介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

概要版

目 次

1	計画の策定に当たって.....	1
2	千歳市の現状.....	2
3	計画の基本的方向.....	4
4	施策の展開.....	8
5	地域密着型サービスの整備.....	10
6	介護保険サービス量の見込み及び第1号被保険者保険料.....	11

1 計画の策定に当たって

● 計画の背景

令和7（2025）年には、「団塊の世代」が75歳以上に、令和22（2040）年には「団塊の世代」の子供である「団塊ジュニア世代」が65歳以上になり、高齢者人口が増加し、現役世代の人口が減少する先も見据え、介護保険制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステム」の構築が必要となっています。

千歳市は、道内では平均年齢が最も若く、数少ない人口増加を続けているまちですが、令和2年10月1日現在の高齢化率は23.1%となっており、今後も介護保険制度などによる支援の増加が予想されます。

● 計画の位置づけ

本計画は、「千歳市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」及び「千歳市高齢者保健福祉計画・第7期千歳市介護保険事業計画（平成30年度～平成32（令和2）年度）」における取組を継承・発展させるものです。

また、「地域包括ケア計画」として位置付けます。

さらに、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との連携や「北海道医療計画」との整合性を図ります。

● 計画期間

介護保険法117条第1項の規定に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

● 計画の策定体制

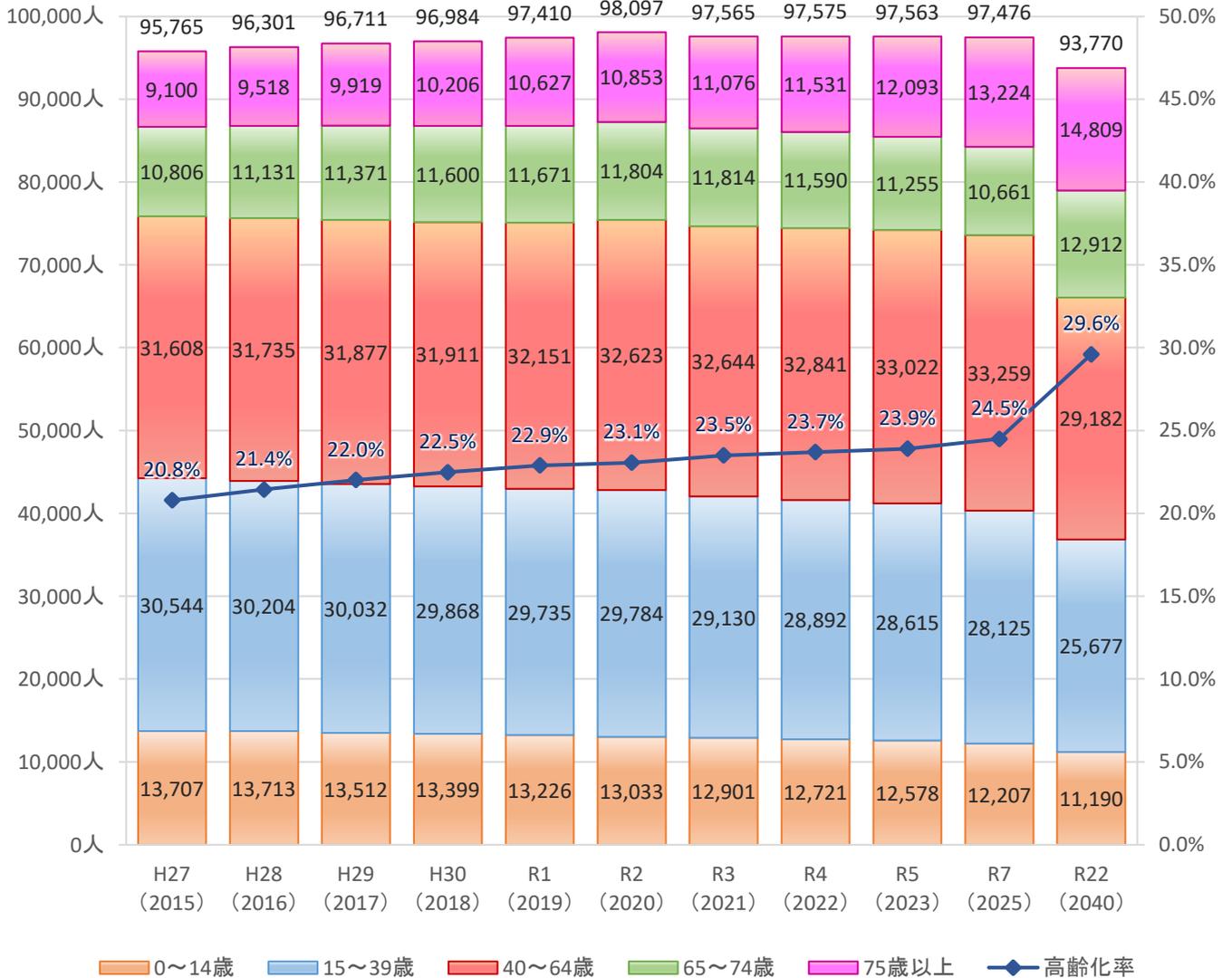
計画の策定には、千歳市の高齢者の実態や介護に対する意識等を把握するため、高齢者へのアンケート調査の実施、千歳市保健福祉調査研究委員会の開催、千歳市地域包括支援センター運営協議会の開催、千歳市保健福祉推進委員会の開催から意見をいただきました。また、パブリックコメントで市民に公表し、幅広く意見を募集しました。

2 千歳市の現状

● 高齢者人口の推移と将来推計

人口は、増加傾向にあり令和2（2020）年には98,097人となっています。

将来人口推計は、令和7（2025）年には、「団塊の世代」が75歳以上になり、令和22（2040）年には、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢化率（総人口に対する65歳以上の高齢者の割合）が27.6%と高くなると予想されます。

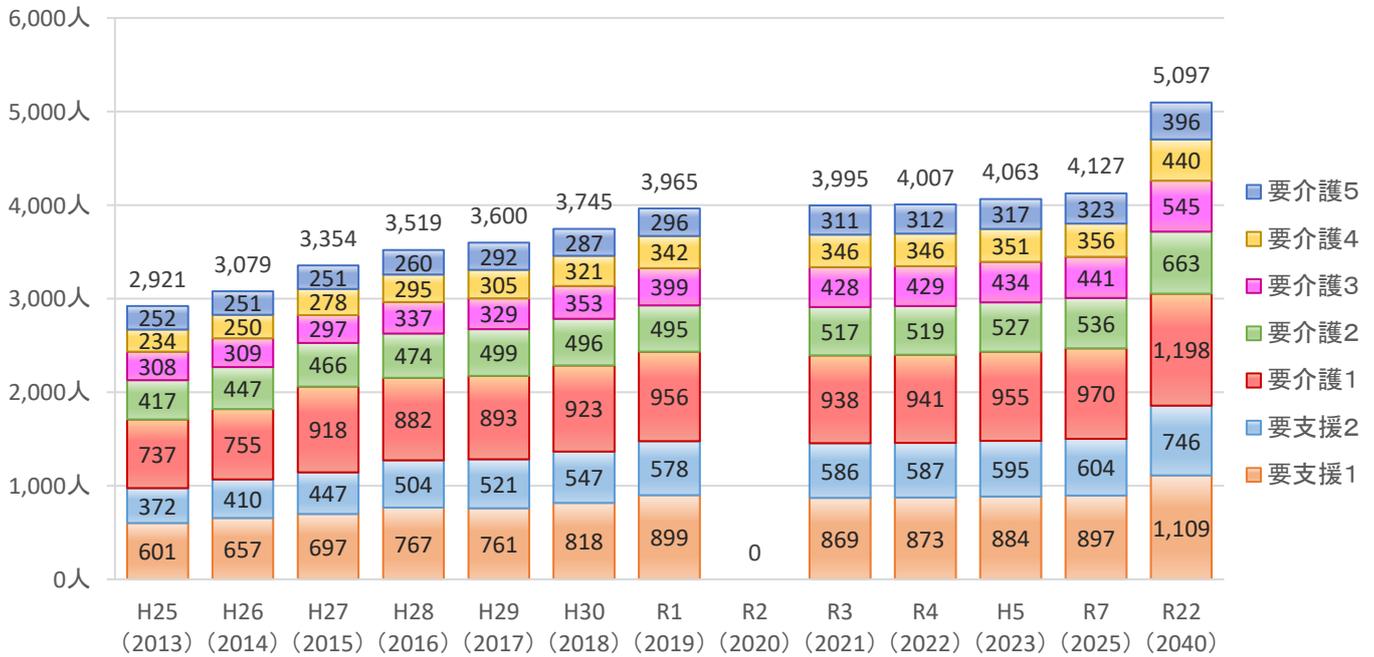


※各年、10月1日現在の住民基本台帳による状況です。

※「千歳市人口ビジョン・総合戦略」（千歳市企画部主管（政策推進担当））で示す将来人口とは異なる推計です。

● 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

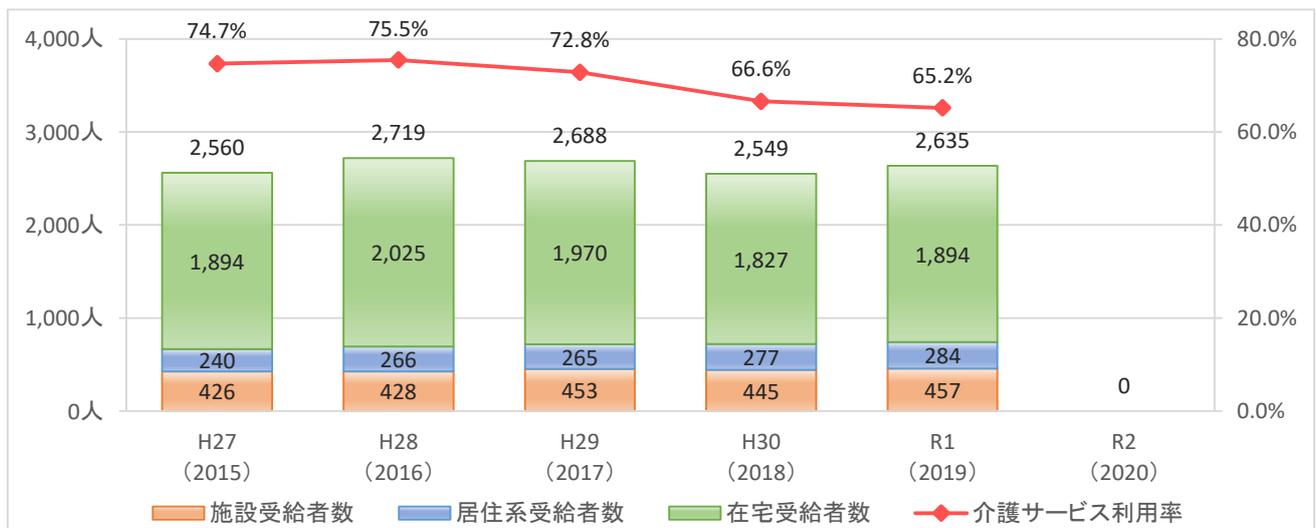
要支援・要介護の認定者数は、平成29（2017）年が3,600人、令和2（2020）年が●●●●人となっており、3年間で●●●●人増加しています。今後も、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護者数の増加が予想されます。



※各年10月1日現在の状況です。（国の地域包括ケア「見える化」システムより）
 ※令和3年以降は、国の地域包括ケア「見える化」システムより算出した推計値です。

● 介護サービス等利用者の推移

介護保険制度は、介護や支援が必要な人を社会全体で支える仕組みとして着実に定着し、おおむね順調に推移しています。



※各年9月の状況（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

3 計画の基本的方向

● 基本理念

第8期計画以降も第6期、第7期計画と同様、介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置付け、令和7（2025）年までの計画期間を通じて「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することとします。

【基本理念】

いくつになっても自分らしく、
元気で住み慣れた地域で支え合い、
安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

● 政策目標

本計画の基本理念での実現に向け、3つの施策目標を設定します。

【基本的な政策目標】

- 政策目標1 生きがいを持って生活できるまちづくり
- 政策目標2 いきいきと元気に生活できるまちづくり
- 政策目標3 安心して暮らせるまちづくり

● 計画目標

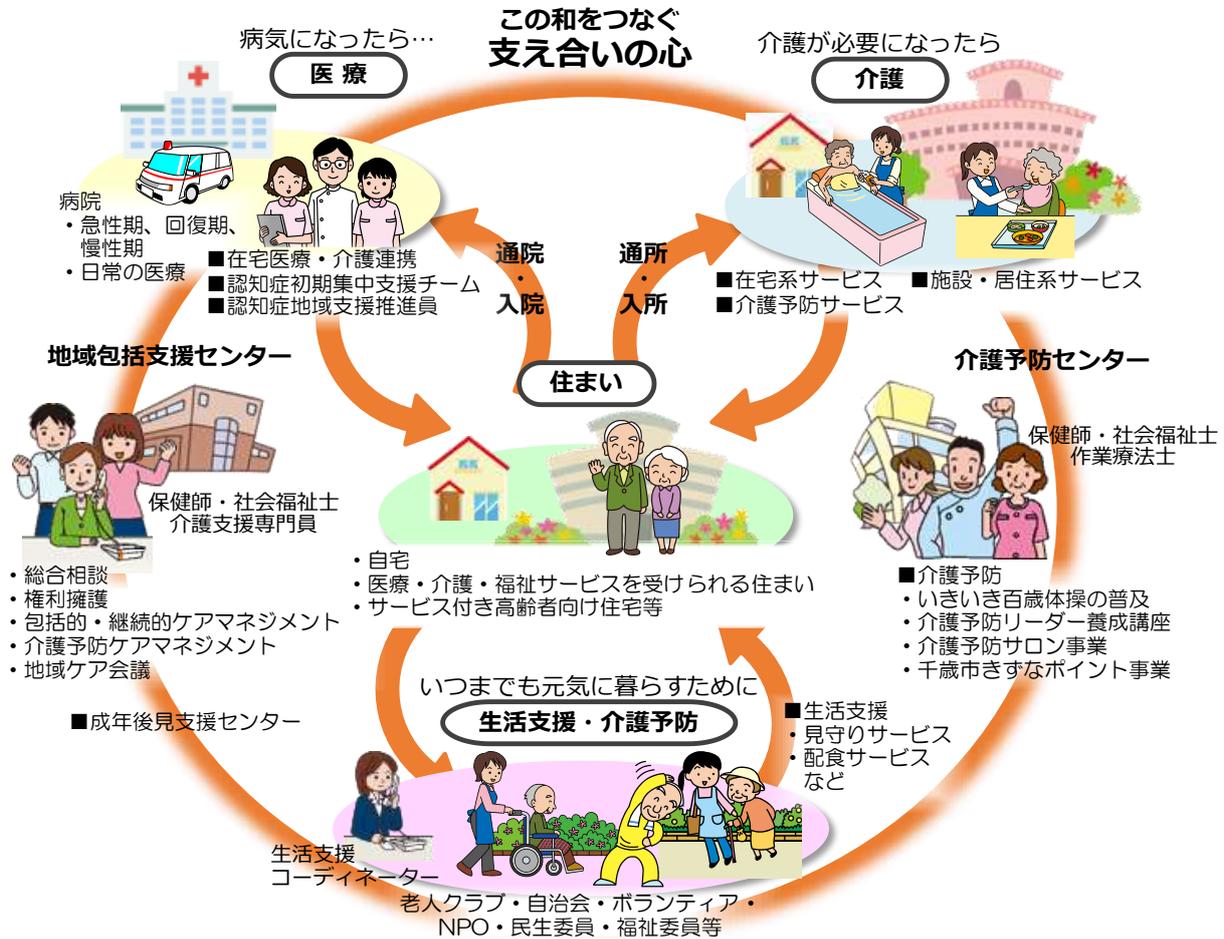
基本的な政策目標の実現に向けて取り組むべき計画目標は、次のとおりです。

【計画目標（重点取組事項）】

- 計画目標1 地域支援体制の機能強化
- 計画目標2 介護予防・健康づくりの推進
- 計画目標3 医療・介護体制の充実
- 計画目標4 支え合いの地域づくりの推進
- 計画目標5 認知症施策の推進
- 計画目標6 安心して暮らせる環境づくりの推進

● 千歳市が目指す地域包括ケアシステム

千歳市においても、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、自立し安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指すとともに、いつまでも生きがいをもって元気に暮らすことができるまちづくりを推進します。

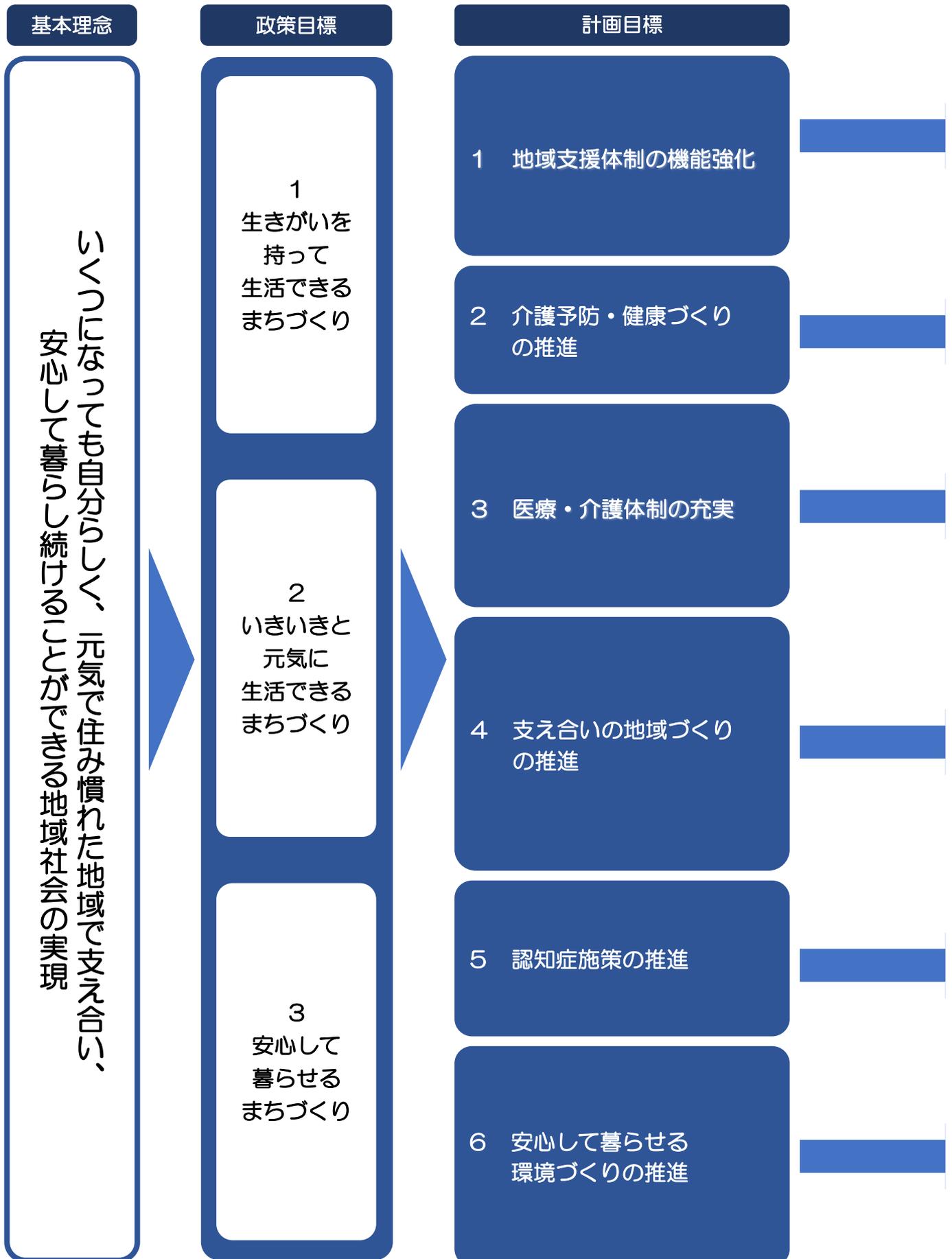


● 日常生活圏域

本市の日常生活圏域は、西区・東区・北区・南区・向陽台区の5圏域に区分しています。



● 施策の体系



施策項目	具体的施策
1 地域包括支援センターの体制強化	(1)総合相談支援業務 (2)権利擁護業務 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (4)介護予防ケアマネジメント業務
2 地域ケア会議の充実	
3 相談及び広報体制等の整備	(1)相談体制 (2)広報体制 (3)千歳学出前講座
1 自立支援・介護予防の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)介護予防ケアマネジメントの推進
2 健康づくりの推進	(1)介護予防普及啓発事業 (2)地域介護予防活動支援事業 (3)地域リハビリテーション活動支援事業
1 介護保険サービス等の充実・強化	(1)介護保険サービスの基盤整備 (2)介護保険サービスの質的向上 (3)介護保険サービスの低所得者対策
2 在宅医療・介護連携の推進	(1)医療と介護の一体的な提供に向けた取組 (2)在宅医療・介護の連携体制整備 (3)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
3 介護人材の確保・資質向上および事業者支援	(1)介護人材の確保・育成 (2)業務効率化に向けた支援
1 生活支援体制整備の推進	(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員) (2)協議体の設置 (3)地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
2 生活支援体制の充実	(1)在宅支援サービス (2)高齢者福祉施設
3 家族介護者等への支援	(1)家族介護者等への相談支援 (2)認知症高齢者見守り事業 (3)家族介護用品支給事業
4 生きがいづくりと社会参加の促進	(1)高齢者福祉サービス利用券助成事業 (2)敬老会事業 (3)敬老祝金贈呈事業 (4)老人クラブ活動
1 早期発見・早期対応の推進	(1)認知症初期集中支援チーム (2)認知症地域支援推進員 (3)若年性認知症施策の推進 (4)認知症ケアパスの普及
2 認知症の人を支える地域づくりの推進	(1)認知症の正しい知識の普及・啓発 (2)認知症の人本人からの発信支援 (3)認知症サポーター養成講座の実施 (4)チームオレンジの構築 (5)認知症家族等への支援や居場所づくり (6)千歳地域SOSネットワーク (7)民間企業・大学との連携
1 安心して暮らせる住まいの確保	(1)高齢者世帯向けの特定目的住宅(市営住宅) (2)シルバーハウジング (3)サービス付き高齢者向け住宅 (4)有料老人ホーム (5)低所得高齢者の住まい支援 (6)福祉用具・住宅改修支援
2 人にやさしいまちづくりの促進	(1)防災・感染症対策の推進
3 高齢者の権利擁護の推進	(1)成年後見制度 (2)日常生活自立支援事業

4 施策の展開

1 地域支援体制の機能強化

●地域包括支援センターの体制強化

5つの日常生活圏域ごとに設置しており、千歳市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例に従い、適切な人員の配置を行っていきます。

●地域ケア会議の充実

地域の共通する課題に対し、地域ケア会議を開催することにより、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職のほか、関係者が協働して解決に向け検討を行います。

●相談及び広報体制等の整備

市内5か所の地域包括支援センター全てで、身近な地域で相談が受けられるようになっています。市民が必要とする情報を広報ちとせや市のホームページ、市民説明会等で積極的に提供します。

2 介護予防・健康づくりの推進

●自立支援・介護予防の推進

要支援者等の多様な生活支援ニーズによりきめ細やかに対応するため、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。要支援認定者となる高齢者の状態や環境等に応じてふさわしい支援ができるよう推進します。

●健康づくりの推進

本人へのアプローチだけでなく、本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた事業を推進します。

3 医療・介護体制の充実

●介護保険サービス等の充実・強化

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、安定した介護保険サービスの提供体制を維持するとともに、介護給付の効率化や適正化に努めます。

●在宅医療・介護連携の推進

しあわせサポートセンター内に千歳市在宅医療・介護連携支援センターを設置しています。

●介護人材の確保・資質向上および事業者支援

介護人材の確保に努めており、継続して実施できるよう支援してまいります。

4 支え合いの地域づくりの推進

●生活支援体制整備の推進

千歳市社会福祉協議会に業務を委託し、第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーターを配置しています。地域における関係者のネットワーク化や地域の介護・医療従事者の確保と資質の向上に向けた取組を支援していきます。

●生活支援体制の充実

在宅支援サービスの充実や、養護老人ホーム（千歳千寿園）、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス千歳ふくろうの園）等の適切な支援を継続します。

●家族介護者等への支援

地域包括支援センターに加え、相談支援や千歳認知症の人を支える家族の会（はまなすの会）を紹介などの支援を行っています。在宅で介護している同居の親族に対し、介護用品の購入助成を行います。

●生きがいづくりと社会参加の促進

サービス利用券の配布や、敬老会、敬老祝金贈呈事業、老人クラブ活動を行っています。

5 認知症施策の推進

●早期発見・早期対応の推進

必要に応じて支援を行う等の早期発見・早期対応の体制を推進します。新オレンジプランの推進、相談支援や支援体制の構築を図る取り組み、認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを行います。

●認知症の人を支える地域づくりの推進

認知症に関する正しい知識の普及・啓発、認知症の人本人からの発信支援、認知症サポーター養成講座の実施などを行います。

6 安心して暮らせる環境づくりの推進

●安心して暮らせる住まいの確保

高齢者世帯向けの特定目的住宅、シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅等の支援を充実させています。

●人にやさしいまちづくりの促進

「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」の策定、感染症対策の啓発や情報発信に努めます。

●高齢者の権利擁護の推進

成年後見制度の啓発や情報発信、認知症などで意思決定等が困難な高齢者に対して、日常生活が維持できるよう支援をします。

5 地域密着型サービスの整備

● 介護保険サービスの基盤整備

介護保険サービスは、事業者からの申請により、北海道又は市が指定等を行った施設や事業者が提供しますが、このうち、市が指定することができる「地域密着型サービス」の「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護」及び「小規模多機能型居宅介護」、「(看護) 小規模多機能型居宅介護」について、その指定を次の表のとおり重点的に進めます。

サービス名	事業所数	定員数
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2	36名 (既存事業所の増員があった場合は54名)
小規模多機能型居宅介護	4	116名
看護小規模多機能型居宅介護		

6 介護保険サービス量の見込み及び第1号被保険者保険料

介護給付サービスの見込み

			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
居宅サービス	訪問介護	回数	5,452.5	5,467.4	5,506.9	5,658.3	7,022.9
		人数	347	348	350	359	445
	訪問入浴介護	回数	110.3	110.3	110.3	110.3	138.5
		人数	24	24	24	24	30
	訪問看護	回数	1,763.7	1,769.2	1,780.9	1,816.9	2,242.2
		人数	290	291	293	299	369
	訪問リハビリテーション	回数	1,125.8	1,125.8	1,136.6	1,167.0	1,425.6
		人数	109	109	110	113	138
	居宅療養管理指導	人数	314	314	319	324	400
	通所介護	回数	3,291.8	3,348.2	3,389.0	3,444.9	4,253.3
		人数	415	422	427	434	536
	通所リハビリテーション	回数	2,221.1	2,221.1	2,248.9	2,276.6	2,816.1
		人数	321	321	325	329	407
	短期入所生活介護	日数	848.7	848.7	867.2	876.9	1,106.1
		人数	88	88	90	91	115
	短期入所療養介護（老健）	日数	197.1	197.1	197.1	209.5	257.2
		人数	29	29	29	31	38
	短期入所療養介護（病院等）	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	人数	820	821	831	863	1,066	
特定福祉用具購入費	人数	15	15	16	18	20	
住宅改修費	人数	14	14	14	15	18	
特定施設入居者生活介護	人数	66	67	68	69	85	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	58	58	59	60	75
		人数	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	回数	2,375.0	2,383.0	2,418.4	2,451.7	3,037.5
		人数	280	281	285	289	358
	認知症対応型通所介護	回数	363.4	363.4	363.4	363.4	453.3
		人数	41	41	41	41	51
	小規模多機能型居宅介護	人数	106	107	108	110	137
	認知症対応型共同生活介護	人数	226	226	228	232	288
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活保護	人数	63	63	65	65	81
看護小規模多機能型居宅介護	人数	21	21	21	22	26	
施設サービス	介護老人福祉施設	人数	170	171	175	177	220
	介護老人保健施設	人数	221	221	223	224	281
	介護医療院 (令和7年度は介護療養型医療施設を含む)	人数	0	0	0	15	21
	介護療養型医療施設	人数	14	14	14		

介護予防サービスの見込み

			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数	341.4	341.4	350.3	350.3	433.7
		人数	74	74	76	76	94
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	219.3	219.3	219.3	229.8	285.4
		人数	23	23	23	24	30
	介護予防居宅療養管理指導	人数	23	23	23	25	30
	介護予防通所リハビリテーション	人数	179	179	180	184	227
	介護予防短期入所生活介護	日数	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
		人数	2	2	2	2	2
	介護予防短期入所療養介護（老健）	日数	0.0	0.0	0.0	5.7	8.9
		人数	0	0	0	1	2
	介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	365	365	366	385	475	
特定介護予防福祉用具購入費	人数	11	11	11	11	14	
介護予防住宅改修	人数	14	14	14	14	18	
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	21	21	21	21	26	
予地 防域 サ密 ー着 ビ型 ス介 護	介護予防認知症対応型通所介護	回数	18.9	18.9	18.9	18.9	30.6
		人数	3	3	3	3	5
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	5	5	5	5	7
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人数	0	0	0	0	0	
介護予防支援	人数	522	525	531	540	668	

介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
訪問介護相当サービス	280	282	286	288	361
訪問型サービス A	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	740	743	752	764	945
通所型サービス A	10	10	10	10	13

地域支援事業費の見込み

地域支援事業	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業	186,986	187,570	189,209	202,946	244,185
訪問介護相当サービス	36,407	36,667	37,187	37,837	46,939
訪問型サービス A	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	97,842	98,239	99,429	100,883	124,947
通所型サービス A	589	595	601	592	561
介護予防ケアマネジメント	25,763	26,803	27,844	30,123	33,959
介護予防普及啓発事業	24,822	23,910	22,998	31,355	35,348
地域介護予防活動支援事業	1,563	1,356	1,150	2,156	2,431
包括的支援事業費・任意事業費	107,466	116,368	125,270	97,036	108,371

● 所得段階別の介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、本人、世帯の合計所得金額及び市町村民税の課税状況等により所得に応じた設定を行います。

国では、第1号被保険者保険料について、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から所得段階別の負担設定を9段階に設定しています。市としては、国の9段階を基本としながらも、更に、第1段階、第2段階において負担軽減を行います。

保険料段階	第1号被保険者所得段階	割合	年額
第1段階	・生活保護を受給されている方	0.3	
第2段階	・世帯全員が非課税で老齢福祉年金を受給されている方	0.5	
第3段階	・世帯全員が非課税で本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.7	
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額 + 年金収入等が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.9	
第5段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額 + 課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	1.0	
第6段階	・本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいて、公的年金等収入 + 合計所得金額が 80 万円以下の方	1.2	
第7段階	・本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいて、公的年金収入 + 合計所得金額が 80 万円を超える方	1.3	
第8段階	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額 120 万円未満の方	1.5	
第9段階	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	1.7	

※()内は、月額

千歳市地域包括支援センター **きずな**

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さまが住み慣れた地域の中で、健康でいつまでも生き生きと生活できるようにさまざまな支援をしています。介護保険をはじめ、高齢者にかかわる相談を受け付けています。



千歳市の地域包括支援センター

名 称	担当地区	所在地・電話番号
千歳市西区 地域包括支援センターきずな	西 区	新富1丁目3番5号 新富ほっとす内 ☎0123-42-3131
千歳市東区 地域包括支援センターきずな	東 区	流通3丁目3番地の16 祝梅ほっとす内 ☎0123-40-6516
千歳市北区 地域包括支援センターきずな	北 区	北光2丁目1番1号 市立千歳市民病院内 ☎0123-25-8180
千歳市南区 地域包括支援センターきずな	南 区	大和4丁目2番1号 特別養護老人ホームやまとの里内 ☎0123-22-5188
千歳市向陽台区 地域包括支援センターきずな	向陽台区	若草4丁目13番地の1 向陽台支所内 ☎0123-48-2848

■ 千歳市介護予防センター

千歳市では、介護予防を推進するため、平成26年4月に千歳市しあわせサポートセンター内に千歳市介護予防センターを設置し、介護予防の基本的な知識等の普及啓発を行うことで、介護予防の大切さを広めるとともに、高齢者が日常生活の中で自主的に取り組むことが可能な「いきいき百歳体操」、「かみかみ百歳体操」、「ノルディックウォーキング」などの運動の普及を積極的に進めています。

名 称	所在地・電話番号
千歳市介護予防センター	東雲町1丁目11番地 千歳市しあわせサポートセンター内 ☎0123-23-0012

千歳市高齢者福祉計画・第8期千歳市介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度) 【概要版】

発 行 千歳市
編 集 千歳市保健福祉部高齢者支援課
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
電話：0123-24-0295 FAX：0123-23-6700
メール：koreishien@city.chitose.lg.jp

千歳市高齢者福祉計画・
第8期千歳市介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

素案

目次

■ 第1章 計画の策定に当たって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
1 計画の背景.....	1
2 計画の課題.....	1
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画期間.....	6
第2節 計画の策定体制.....	7
1 アンケート調査の実施.....	7
2 千歳市保健福祉調査研究委員会の開催.....	8
3 千歳市地域包括支援センター運営協議会の開催.....	8
4 千歳市保健福祉推進委員会の開催.....	8
5 パブリックコメントの実施.....	8
■ 第2章 千歳市の現状.....	9
第1節 高齢者人口及び世帯の状況.....	9
1 高齢者人口の推移.....	9
2 高齢者世帯数の推移.....	11
第2節 要支援・要介護認定者の状況.....	13
1 要支援・要介護認定者の推移.....	13
2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推移.....	16
第3節 本市の介護保険事業の状況.....	17
1 介護サービス等利用者の推移.....	17
第4節 アンケート調査結果からみられる状況.....	19
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査.....	19
2 在宅介護実態調査.....	30
■ 第3章 計画の基本的方向.....	39
第1節 日常生活圏域の設定.....	39
第2節 目指すべき将来像.....	43
1 高齢者人口の推計.....	43
2 要支援・要介護認定者の推計.....	44
3 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計.....	45
第3節 基本的な考え方.....	45
1 基本理念.....	46
2 政策目標.....	49
3 計画目標.....	50
第4節 施策の体系.....	52
■ 第4章 施策の展開.....	55
第1節 地域支援体制の機能強化.....	55
1 地域包括支援センターの体制強化.....	55
2 地域ケア会議の充実.....	58

3 相談及び広報体制等の整備	59
第2節 介護予防・健康づくりの推進	60
1 自立支援・介護予防の推進	60
2 健康づくりの推進.....	62
第3節 医療・介護体制の充実	66
1 介護保険サービス等の充実・強化	66
2 在宅医療・介護連携の推進	70
3 介護人材の確保・資質向上および事業者支援	72
第4節 支え合いの地域づくりの推進	73
1 生活支援体制整備の推進.....	73
2 生活支援体制の充実.....	74
3 家族介護者等への支援	77
4 生きがいづくりと社会参加の促進	77
第5節 認知症施策の推進	79
1 早期発見・早期対応の推進	79
2 認知症の人を支える地域づくりの推進.....	82
第6節 安心して暮らせる環境づくりの推進	84
1 安心して暮らせる住まいの確保.....	84
2 人にやさしいまちづくりの促進.....	85
3 高齢者の権利擁護の推進.....	86
第5章 介護保険サービス量の見込み及び第1号被保険者保険料.....	89
第1節 介護保険サービス給付費等の推計	89
1 推計の考え方	89
2 被保険者及び要支援・要介護認定者数の将来見込み（再掲）	92
3 介護保険サービス量の見込み	93
4 地域支援事業の見込み	118
第2節 介護保険料の設定	120
1 財源構成	120
2 介護保険料の算出.....	121
3 所得段階別保険料の設定.....	122
第6章 計画の推進.....	123
資料編	125
千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱.....	125
千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿.....	127
千歳市保健福祉推進委員会設置要綱.....	128
千歳市地域包括支援センター運営協議会設置要綱.....	130
千歳市地域包括支援センター運営協議会委員名簿.....	132

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画の背景

介護保険制度は、平成12（2000）年度から始まり、現在では高齢者やその家族を支える制度として定着していますが、制度の利用が広がるとともに、サービス提供のための費用も増加しています。

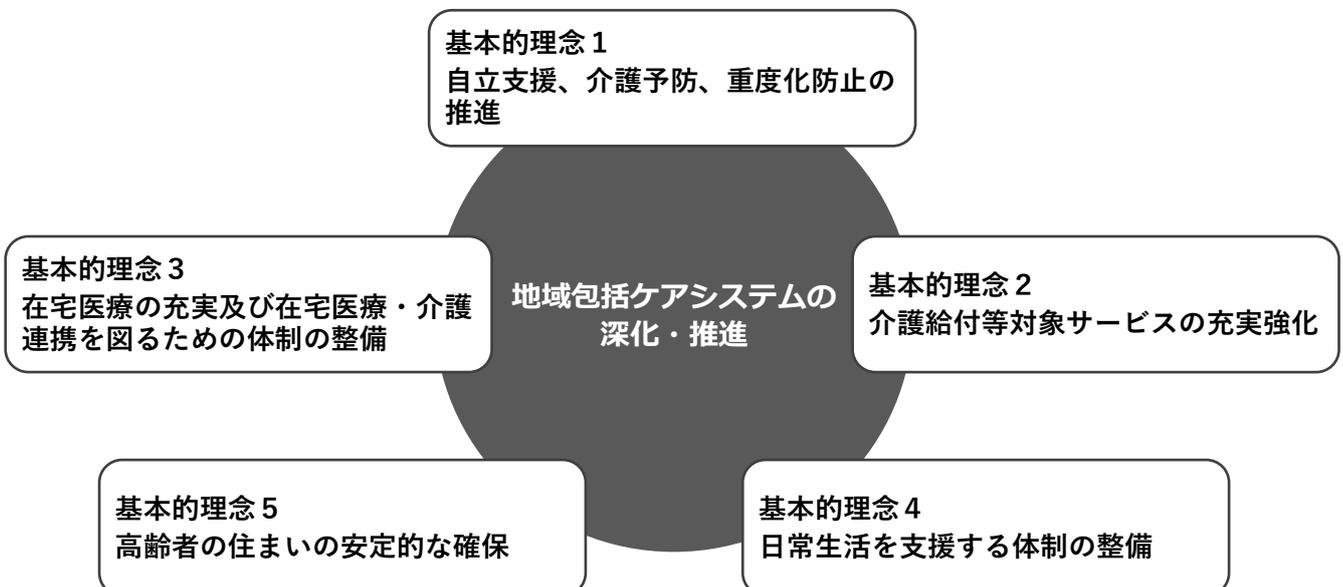
令和7（2025）年には、「団塊の世代」が75歳以上に、令和22（2040）年には「団塊の世代」の子供である「団塊ジュニア世代」が65歳以上になり、高齢者人口が増加し、現役世代の人口が減少する先も見据え、介護保険制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステム」の構築が必要となっています。

千歳市は、道内では平均年齢が最も若く、数少ない人口増加を続けているまちですが、令和2年10月1日現在の高齢化率は23.1%となっており、今後も介護保険制度などによる支援の増加が予想されます。

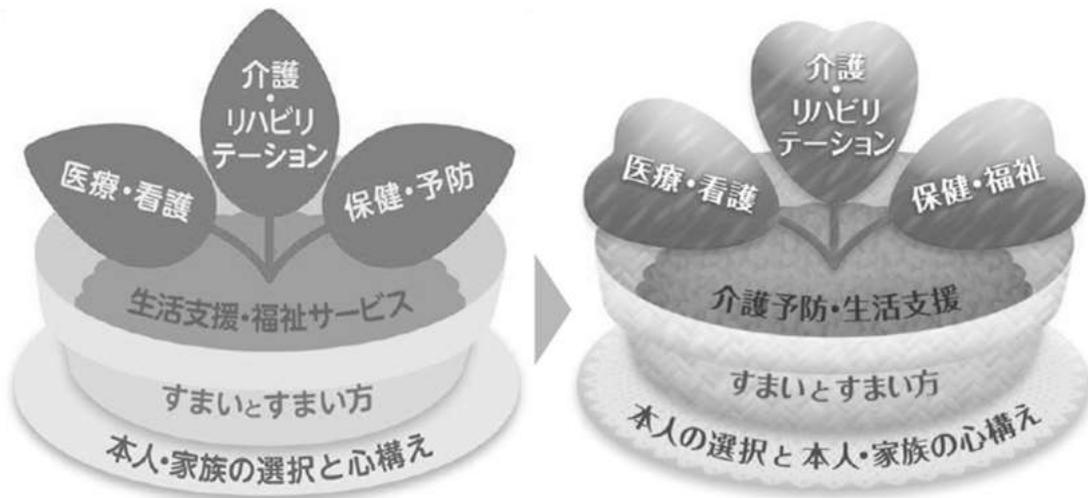
2 計画の課題

（1）地域包括ケアシステムの基本的理念と深化・推進

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項）とされており、その体制を構築するための5つの基本的理念が示されています。



図表 1-1-1 地域包括ケアシステムのイメージ図



図表 1-1-1 はある 1 人の住民の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構成要素を示しています。「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」の 3 枚の葉が、専門職によるサービス提供として表現され、その機能を十分に発揮するための前提として、「生活支援・福祉サービス」や「すまいとすまい方」が基本になるとともに、これらの要素が相互に関係しながら、包括的に提供されるあり方の重要性を示しています。

平成27年度から予防給付のうち訪問介護及び通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業として実施され、介護予防は生活支援と一体的に、住民自身や専門職以外の担い手を含めた多様な主体による提供体制へと移行しています。また、地域生活の継続を選択するに当たっては、「家族の選択」を越えて、本来は「本人の選択」が最も重視されるべきであり、それに対して、本人・家族がどのように心構えを持つかが重要であるとの考え方を重視しています。

(出典) 平成 28 年 6 月地域包括ケア研究会報告「地域ケアシステムと地域マネジメント」

(2) 自助・互助・共助・公助

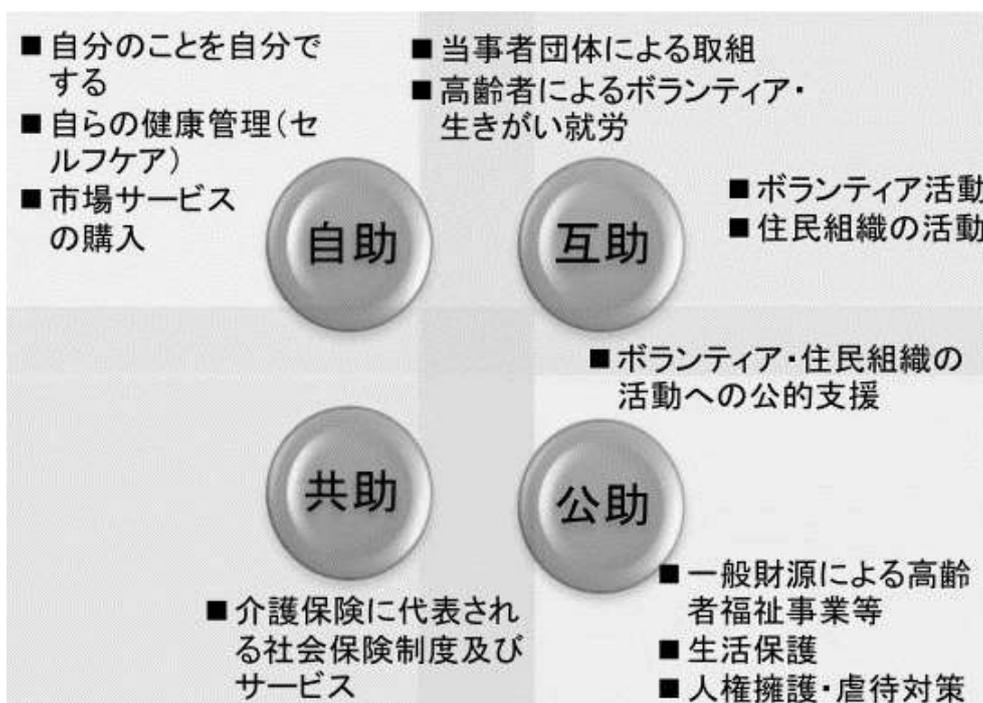
「地域包括ケアシステム」のあり方を考えるに当たり、改めて介護保険法の記載に立ち戻ると、介護保険法第1条では、要介護者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険給付を行うと定められています。また、同法第2条第2項では、保険給付は要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われなければならないと定められています。つまり、保険給付は被保険者の選択に基づき行われるものでありますが（同法第2条第3項）、それは要支援者・要介護者の「自立支援」という理念に沿って検討されなくてはなりません。

こうした「自立支援」は「自助・互助・共助・公助」の4つの支援に分類されます。「共助・公助」を求める声は小さくありませんが、少子化や高齢者の増加、財政問題などから、大幅な拡充を期待することは難しくなっています。そのため「自助・互助」の役割を意識する必要があり、「自助」を基本としつつ、地域住民と協働し、地域全体を支え合う「互助」の体制を作っていくことが課題となっていることから、これらを踏まえた具体的施策の展開を図ります。

- 自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること
- 互助：インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等
- 共助：社会保険のような制度化された相互扶助
- 公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

※出典 地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～

図表 1-1-2 自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム



3 計画の位置づけ

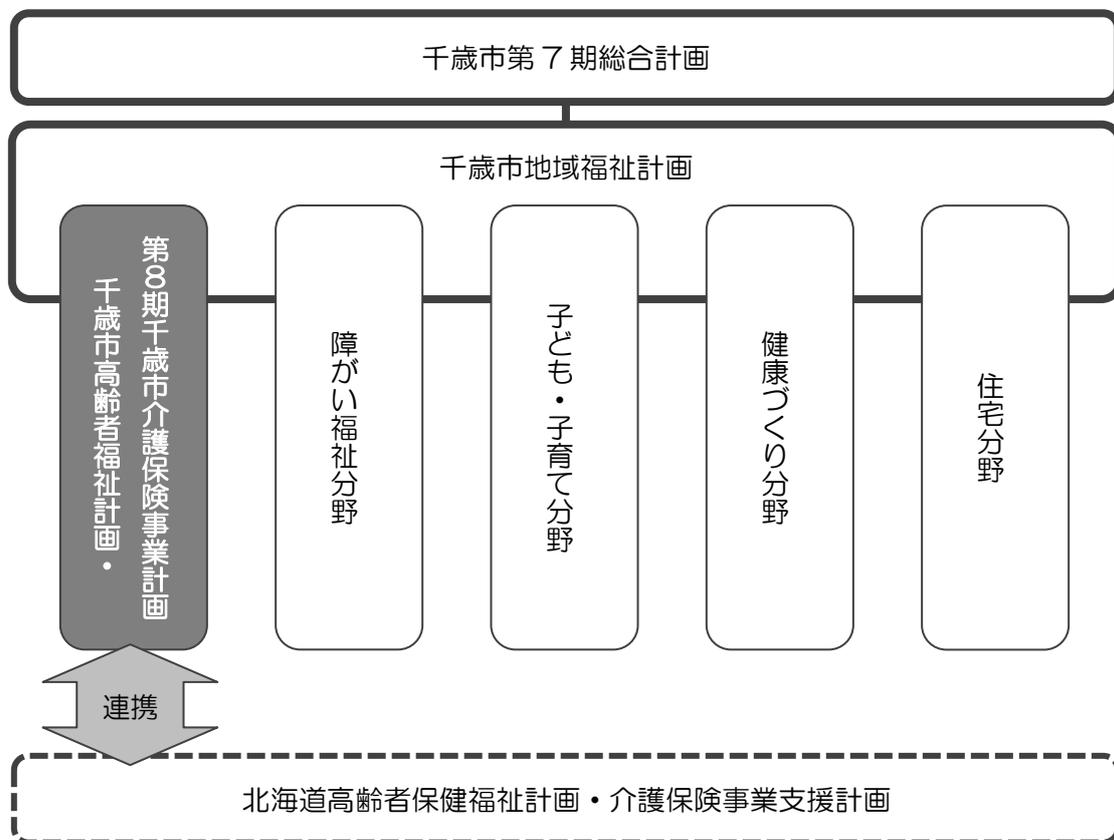
「千歳市高齢者福祉計画・第8期千歳市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」として、一体的に策定します。

本計画は、高齢者を取り巻く社会状況の変化やそれを踏まえた高齢社会における諸課題に対応するため、「千歳市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」及び「千歳市高齢者保健福祉計画・第7期千歳市介護保険事業計画（平成30年度～平成32（令和2）年度）」における取組を継承・発展させるものです。

また、介護需要が増大すると見込まれる令和7（2025）年までに、「地域包括ケアシステム」を構築するための「点検・評価・改善」に資するものとして、千歳市の現状を把握し、取り組むべき課題を明らかにし、目標等を定め推進していく「地域包括ケア計画」として位置付けます。

さらに、本計画は、国際目標のSDGsの理念も踏まえ、市の総合計画である「千歳市第7期総合計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）」における個別計画として位置づけており、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との連携や「北海道医療計画」との整合性を図ります。

図表 1-1-3 他計画との関係



SDGsとは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められています。

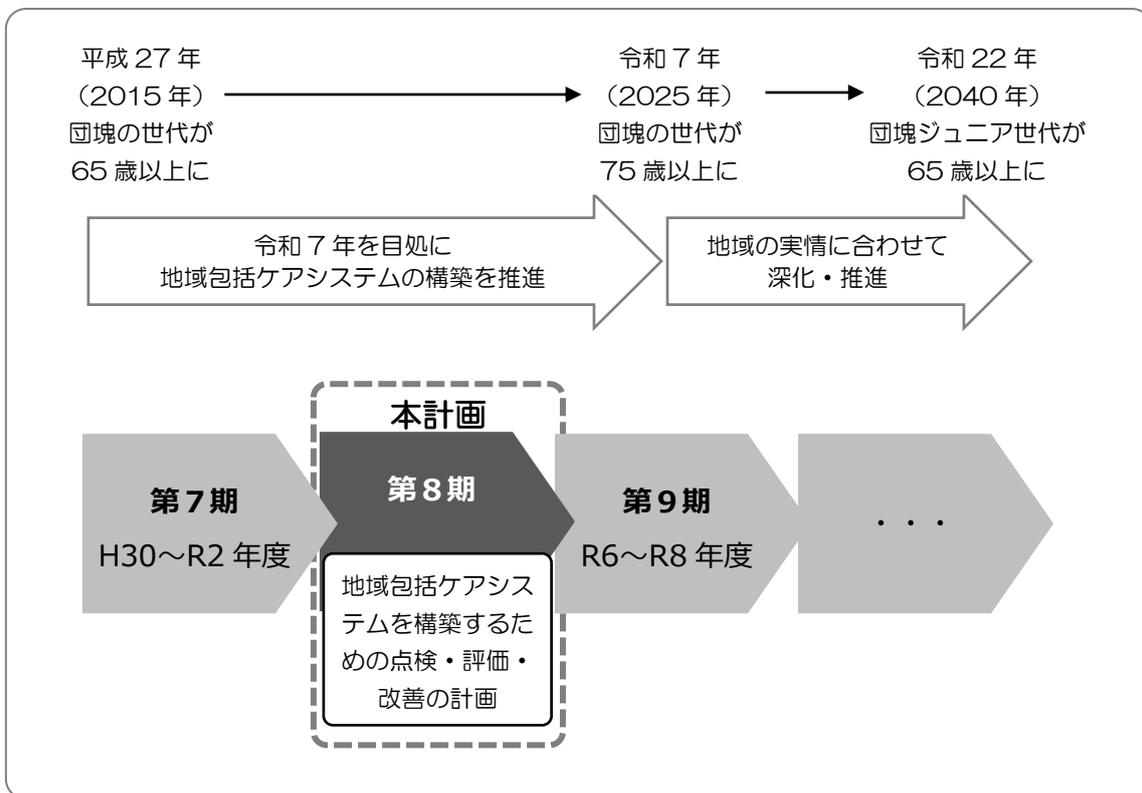
図表 1-1-4 SDGs



4 計画期間

介護保険法117条第1項の規定に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

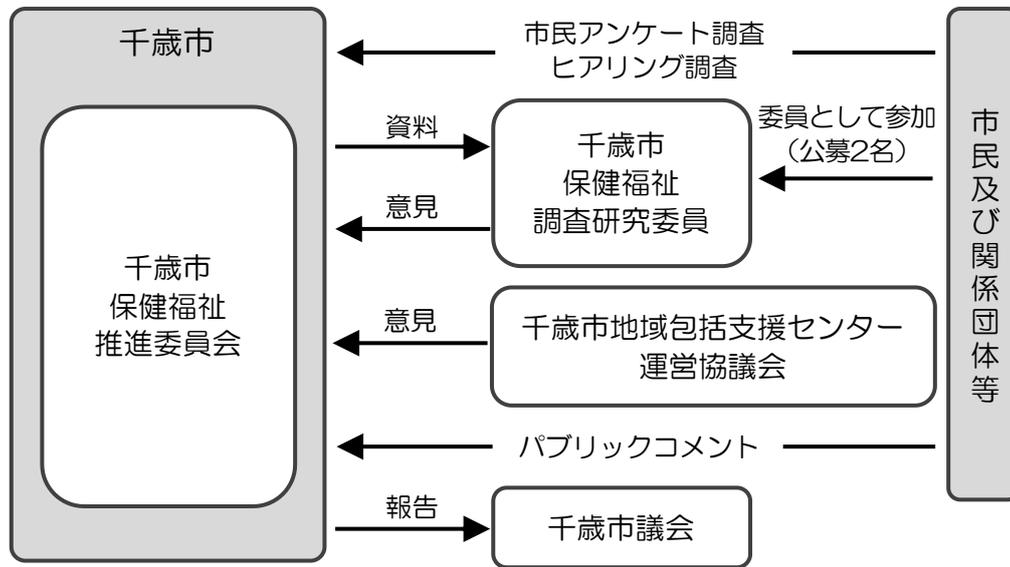
図表 1-1-5 計画期間



第2節 計画の策定体制

計画の策定体制は、主にアンケート調査の実施、千歳市保健福祉調査研究委員会の開催、千歳市地域包括支援センター運営協議会の開催、千歳市保健福祉推進委員会の開催によって構成されています。

図表 1-2-1 計画策定体制



1 アンケート調査の実施

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の実態や介護に対する意識・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市内に在住する65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない（要支援を除く）3,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 在宅介護実態調査

地域包括ケアシステム構築に向け、在宅継続・就労継続など、主として要介護者の客観的な状態把握を行い、計画策定の基礎資料とするため、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者の方1,300人を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 施設整備等意向調査

介護保険給付量を推計する基礎資料とするため、市内で介護保険サービスを運営している40法人を対象に意向調査を実施しました。

2 千歳市保健福祉調査研究委員会の開催

広く市民の意見を反映させることを念頭に、2名の公募委員を含む保健・医療・福祉の関係団体や学識経験者で構成された千歳市保健福祉調査研究委員会において、計画策定に対する貴重な意見をいただきました。

3 千歳市地域包括支援センター運営協議会の開催

介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、介護保険の被保険者、地域ケアに関する学識経験者で組織する千歳市地域包括支援センター運営協議会において、計画策定に対する貴重な意見をいただきました。

4 千歳市保健福祉推進委員会の開催

保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、保健福祉部長を委員長として、関係次長職等で構成する庁内組織の千歳市保健福祉推進委員会及び推進委員会の下部組織として関係課長職等で構成する作業部会において検討しています。

5 パブリックコメントの実施

市民の意見を反映させるため、「千歳市高齢者福祉計画・第8期千歳市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）素案」を作成し、市役所、各支所、各コミュニティセンターなど、市内20か所の公共施設や市のホームページで公表し、市民からの意見を募集しました（令和2年12月15日～令和3年1月15日実施）。

第2章 千歳市の現状

第1節 高齢者人口及び世帯の状況

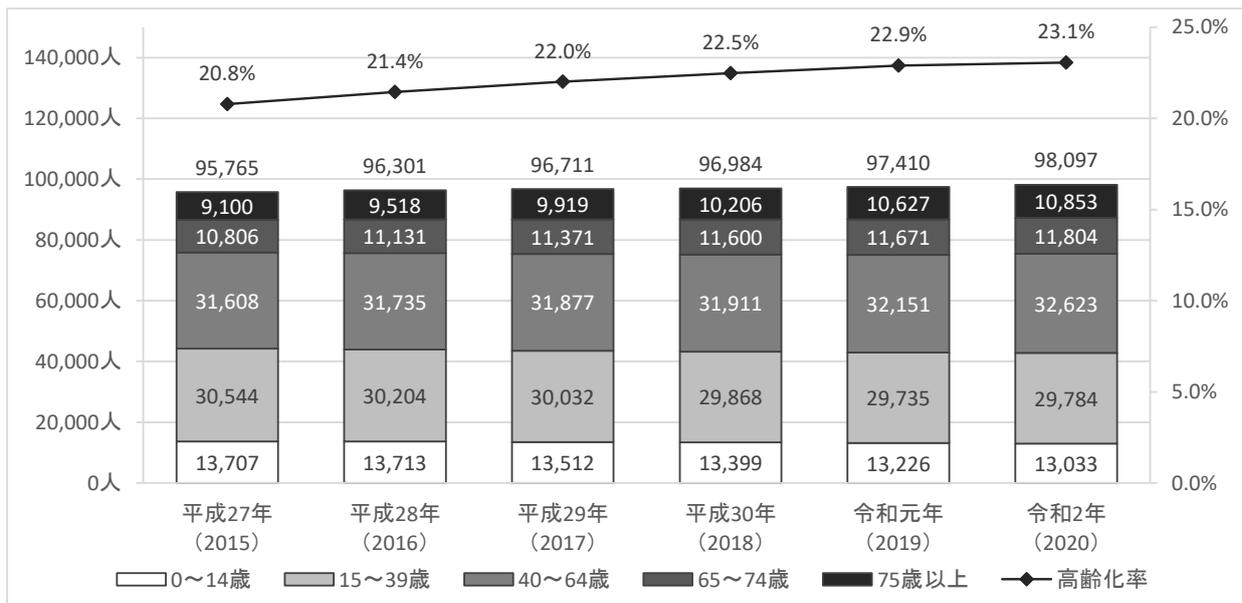
1 高齢者人口の推移

人口は、増加傾向にあり令和2（2020）年には98,097人となっています。

年齢構成をみると、第6期計画の最終年となる平成29（2017）年から、第7期計画の最終年となる令和2（2020）年にかけて、65歳～74歳（前期高齢者）の人口は11,371人から11,804人へ、75歳以上（後期高齢者）の人口は9,919人から10,853人へと共に増加傾向にあります。これに伴い、高齢化率（総人口に対する65歳以上の高齢者の割合）も平成29（2017）年の22.0%から令和2年は23.1%になっています。

令和2（2020）年の年齢別人口をみると、いわゆる「団塊の世代」が70歳前半に、また「団塊ジュニア世代」が40歳代後半に到達してきており、それぞれが年代ごとのピークを形成しています。

図表 2-1-1 人口と高齢化率の推移



	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
総人口	95,765	96,301	96,711	96,984	97,410	98,097
40-64歳	31,608	31,735	31,877	31,911	32,151	32,623
65歳以上	19,906	20,649	21,290	21,806	22,298	22,657
前期高齢者						
65-74歳	10,806	11,131	11,371	11,600	11,671	11,804
後期高齢者						
75-84歳	6,661	6,895	7,102	7,241	7,439	7,532
85歳以上	2,439	2,623	2,817	2,965	3,188	3,321
高齢化率						
前期高齢者高齢化率	11.3%	11.6%	11.8%	12.0%	12.0%	12.0%
後期高齢者高齢化率	9.5%	9.9%	10.3%	10.5%	10.9%	11.0%

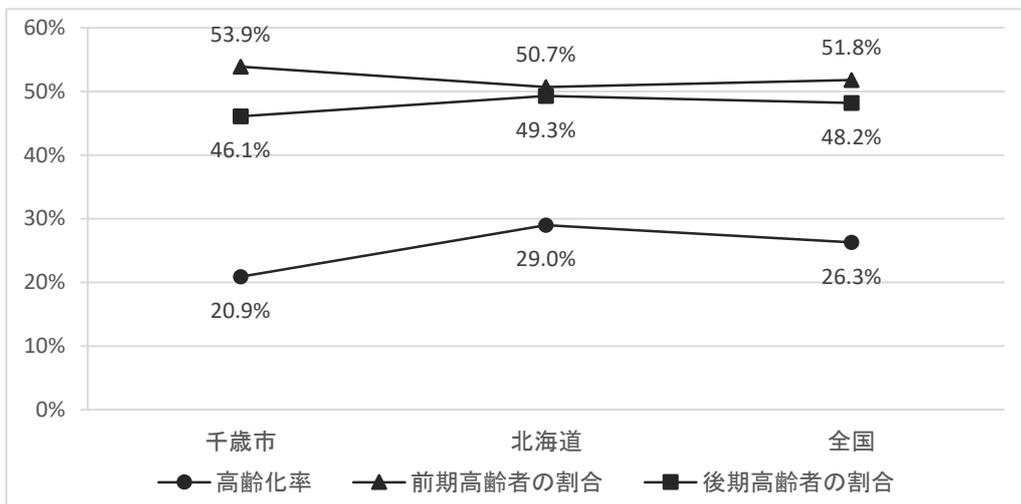
※各年、10月1日現在の住民基本台帳による状況です。

高齢化率、前期高齢者、後期高齢者について、本市と北海道、全国との比較をしています。

高齢化率は、全国や北海道と比べて低くなっています。

前期高齢者と後期高齢者の割合は、若干ではありますが、前期高齢者の割合が全国や北海道と比べて高くなっています。

図表 2-1-2 全国と北海道との比較（高齢化率等）



	千歳市	北海道	全国
高齢化率	20.9%	29.0%	26.3%
前期高齢者の割合	53.9%	50.7%	51.8%
後期高齢者の割合	46.1%	49.3%	48.2%

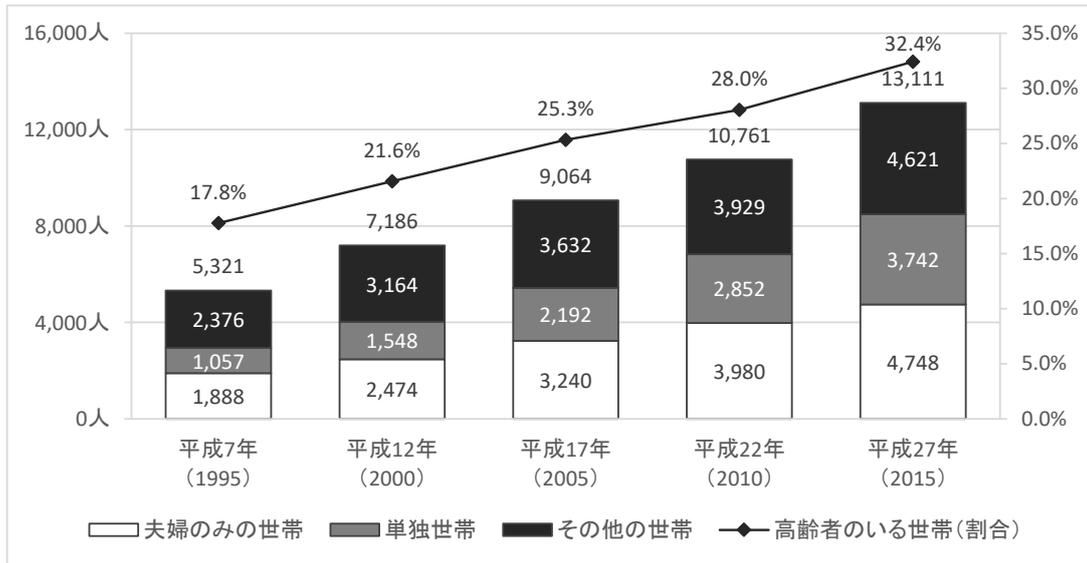
※平成 27 年国勢調査結果の状況です。

2 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数は、国勢調査を行うごとに増加しており、平成27（2015）年には13,111世帯となっています。高齢者のいる世帯の割合は32.4%となっています。

高齢者のいる世帯では、いずれの世帯も増加しています。

図表 2-1-3 高齢者世帯数の推移

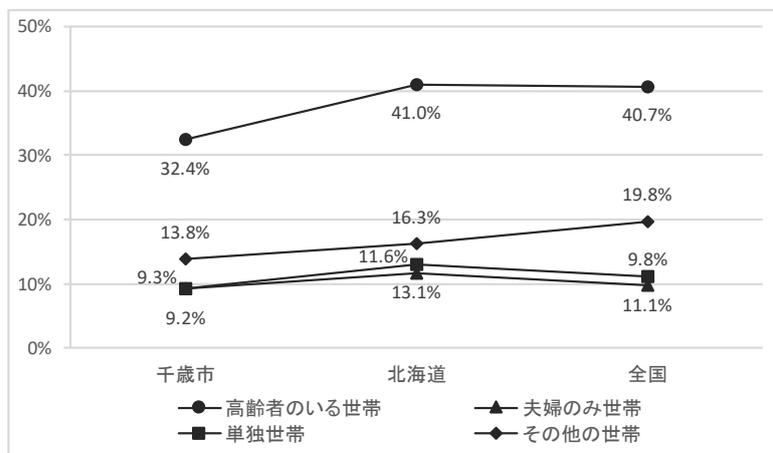


	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
世帯総数	29,937	33,330	35,786	38,374	40,465
高齢者のいる世帯	5,321	7,186	9,064	10,761	13,111
高齢者のいる世帯 (割合)	17.8%	21.6%	25.3%	28.0%	32.4%
夫婦のみの世帯	1,888	2,474	3,240	3,980	4,748
単独世帯	1,057	1,548	2,192	2,852	3,742
その他の世帯	2,376	3,164	3,632	3,929	4,621

※国勢調査結果の状況です。

高齢独居世帯の割合について、本市と北海道、全国との比較をしています。本市の割合は、全国や北海道と比べて低くなっています。

図表 2-1-4 全国と北海道との比較（高齢独居世帯）



	千歳市	北海道	全国
高齢者のいる世帯	32.4%	41.0%	40.7%
夫婦のみ世帯	9.3%	11.6%	9.8%
単独世帯	9.2%	13.1%	11.1%
その他の世帯	13.8%	16.3%	19.8%

※平成 27 年国勢調査結果の状況です。
 ※夫婦のみの世帯は、夫婦ともに 65 歳以上の世帯です。

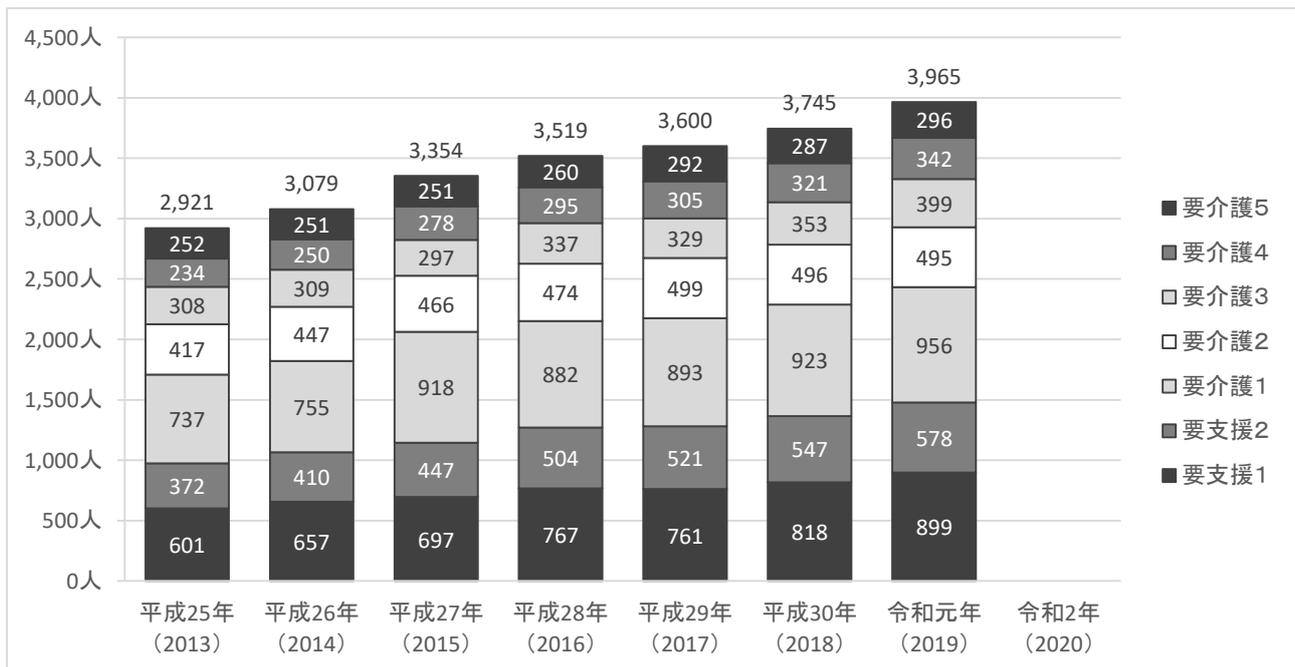
第2節 要支援・要介護認定者の状況

1 要支援・要介護認定者の推移

介護保険サービスを利用するためには、要支援・要介護の認定を受ける必要があります。要支援・要介護の認定は、心身の状況に応じで、要支援1・2と要介護1～5の7つに区分されます。

要支援・要介護の認定者数は、平成29（2017）年が3,600人、令和2（2020）年が●●●●人となっており、3年間で●●●●人増加しています。今後も、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護者数の増加が予想されます。

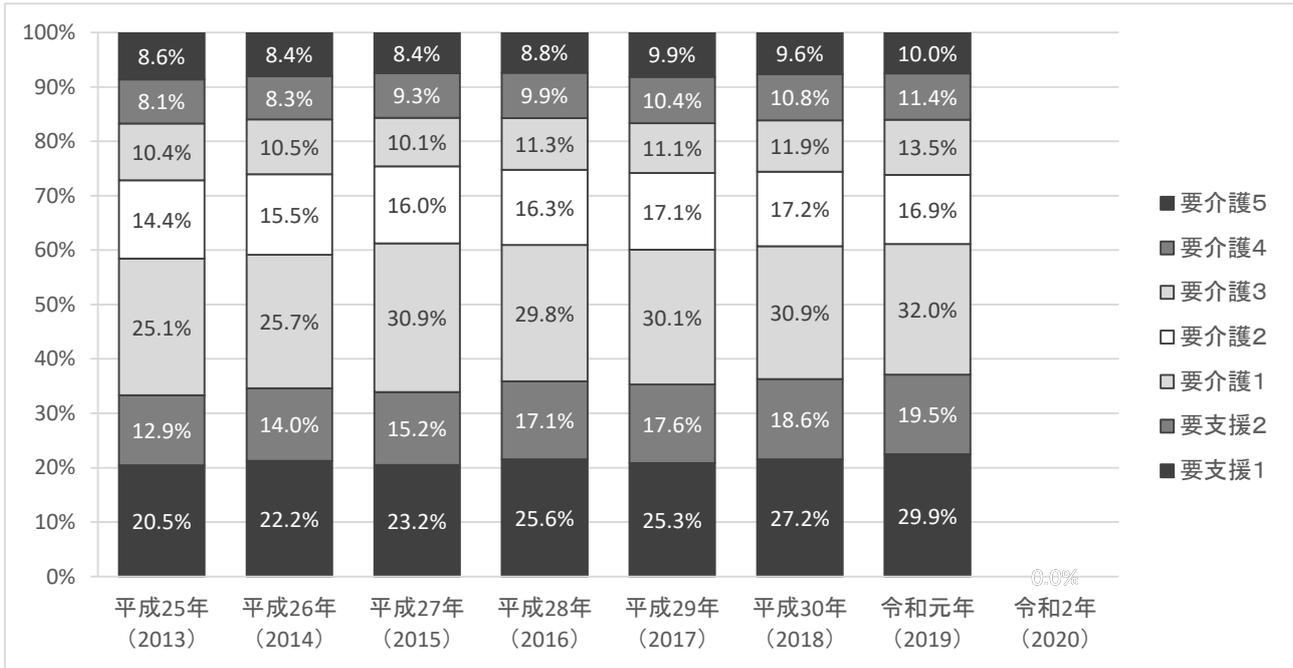
図表 2-2-1 要支援・要介護者の推移



	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
総数	2,998	3,159	3,428	3,603	3,692	3,829	4,044	
第1号被保険者認定者数	2,921	3,079	3,354	3,519	3,600	3,745	3,965	0
要支援1	601	657	697	767	761	818	899	
要支援2	372	410	447	504	521	547	578	
要介護1	737	755	918	882	893	923	956	
要介護2	417	447	466	474	499	496	495	
要介護3	308	309	297	337	329	353	399	
要介護4	234	250	278	295	305	321	342	
要介護5	252	251	251	260	292	287	296	
第2号被保険者認定者数	77	80	74	84	92	84	79	0

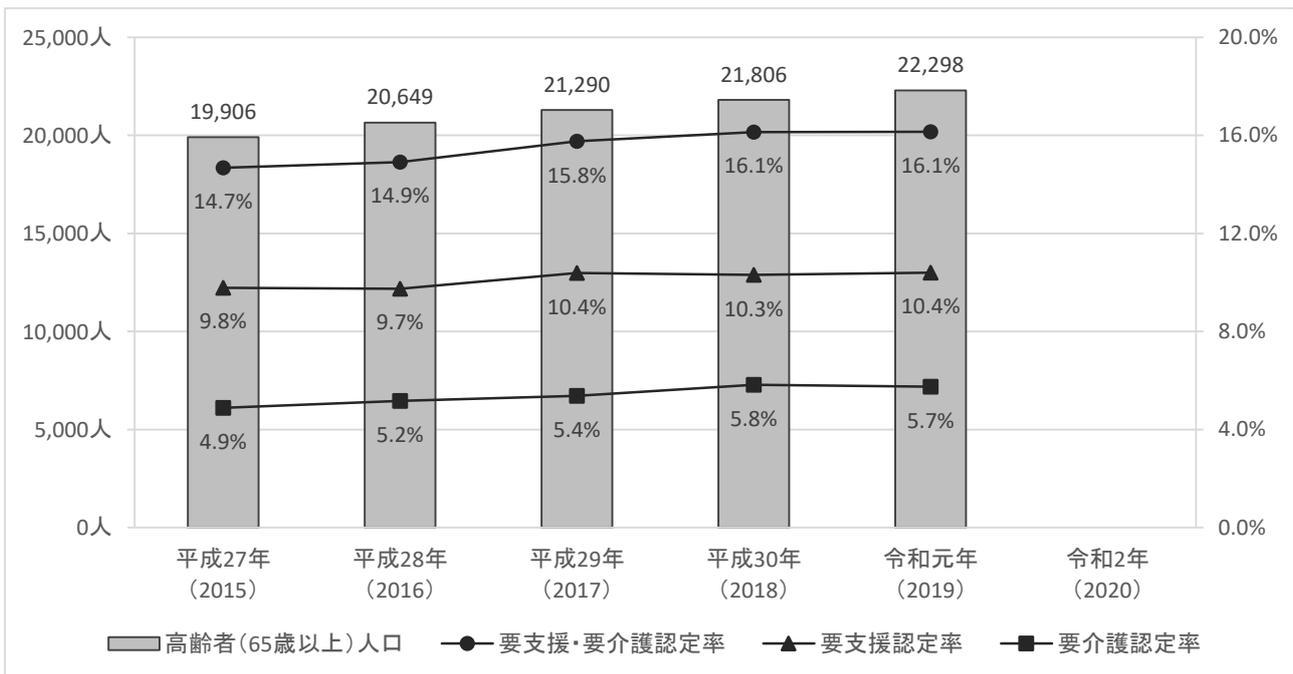
※各年10月1日現在の状況です。（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

図表 2-2-2 要支援・要介護者の構成状況



※構成比は、小数点以下第2位以下を四捨五入したもののため、合計が100%にならない場合があります。

図表 2-2-3 要支援・要介護認定高齢者の認定率の推移

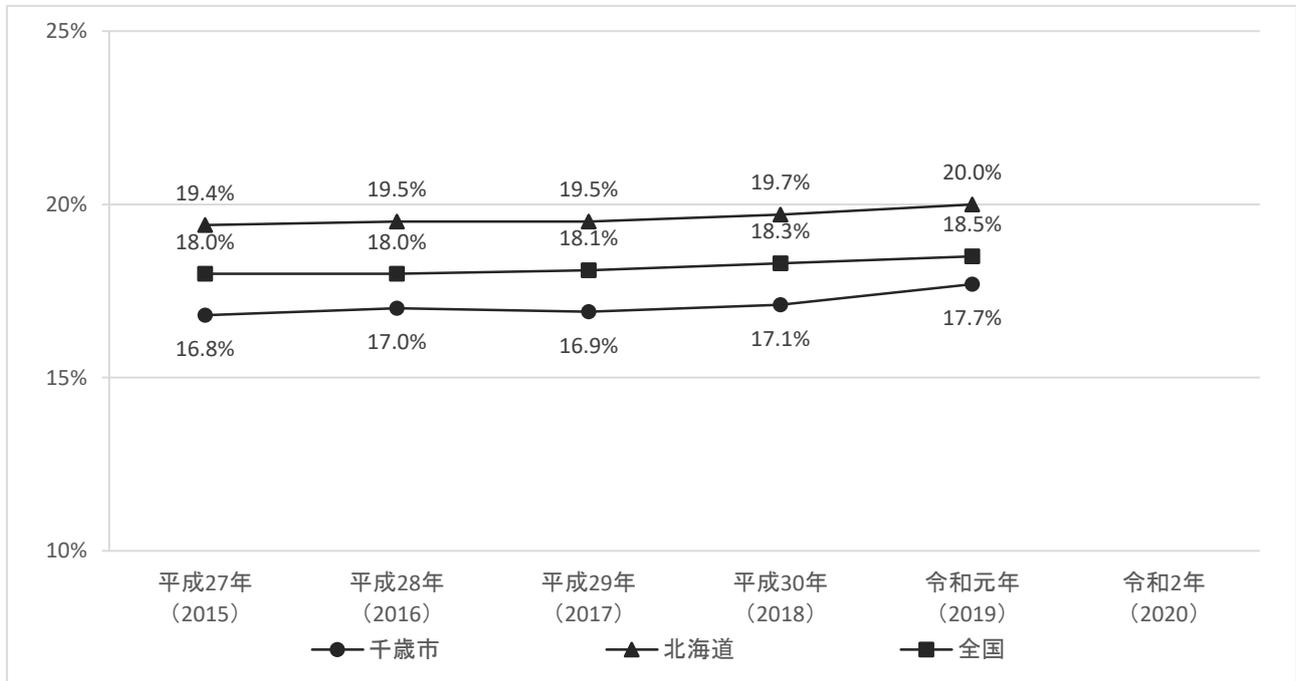


※各年10月1日現在の状況です。(国の地域包括ケア「見える化」システムより)

要支援・要介護認定高齢者の認定率について、本市と北海道、全国との比較をしています。

本市は全国や北海道と比べて低くなっています。

図表 2-2-4 全国と北海道との比較（認定率）



※各年10月1日現在の状況です。（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

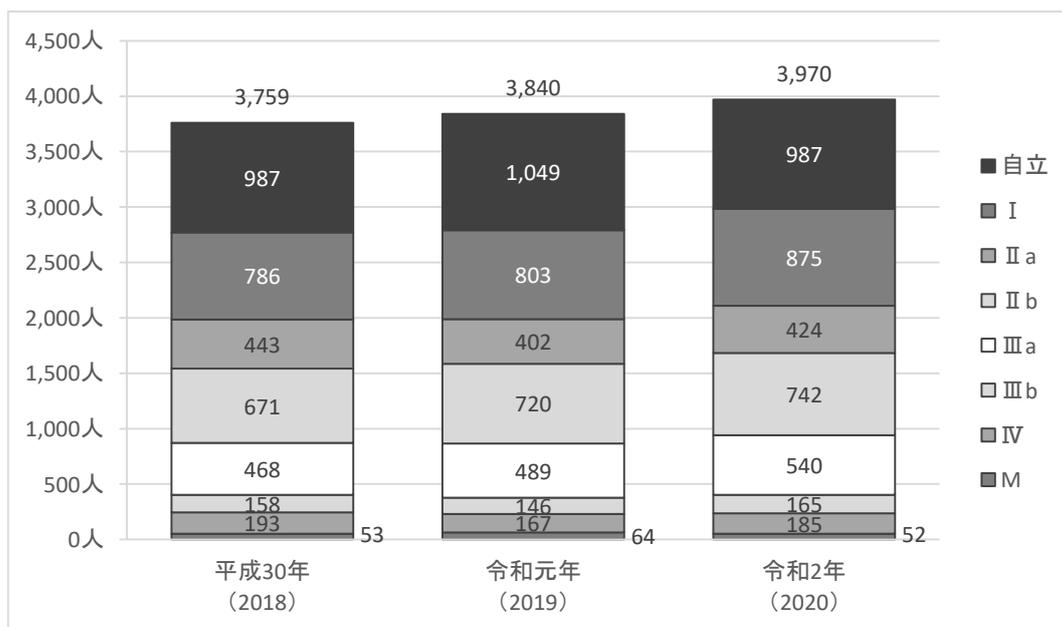
※調整済み認定率（第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した認定率）で比較しているため、本市の認定率は前述の値と同じでない場合があります。

2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推移

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の状況をみると、令和2年度の認知症高齢者日常生活自立度のランクⅡ a～Mの該当者は2,108人となっており、そのうち高齢者は2,081人となっています。

今後も要支援・要介護者数の増加に伴い、認知症の症状や行動が見られる高齢者数は増加することが予想されます。

図表 2-2-5 認知症認定者の日常生活自立度判定基準の状況



	平成30年 (2018)			令和元年 (2019)			令和2年 (2020)		
	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計
認定者数	3,666	93	3,759	3,740	100	3,840	3,882	88	3,970
自立	936	51	987	991	58	1,049	941	46	987
Ⅰ	775	11	786	795	8	803	860	15	875
Ⅱ a	437	6	443	397	5	402	419	5	424
Ⅱ b	662	9	671	711	9	720	732	10	742
Ⅲ a	460	8	468	482	7	489	534	6	540
Ⅲ b	156	2	158	141	5	146	161	4	165
Ⅳ	188	5	193	161	6	167	183	2	185
M	52	1	53	62	2	64	52	0	52

※各年 3月31日現在

※各年の総数は、本市で認定調査をしている方のみの統計のため、各年の認定者数とは一致しません。

それぞれの自立度の判定基準は以下のとおり

- Ⅰ：何等かの認知症は有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- Ⅱ：日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。
- Ⅲ：日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする。
- Ⅳ：日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
- M：著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

第3節 本市の介護保険事業の状況

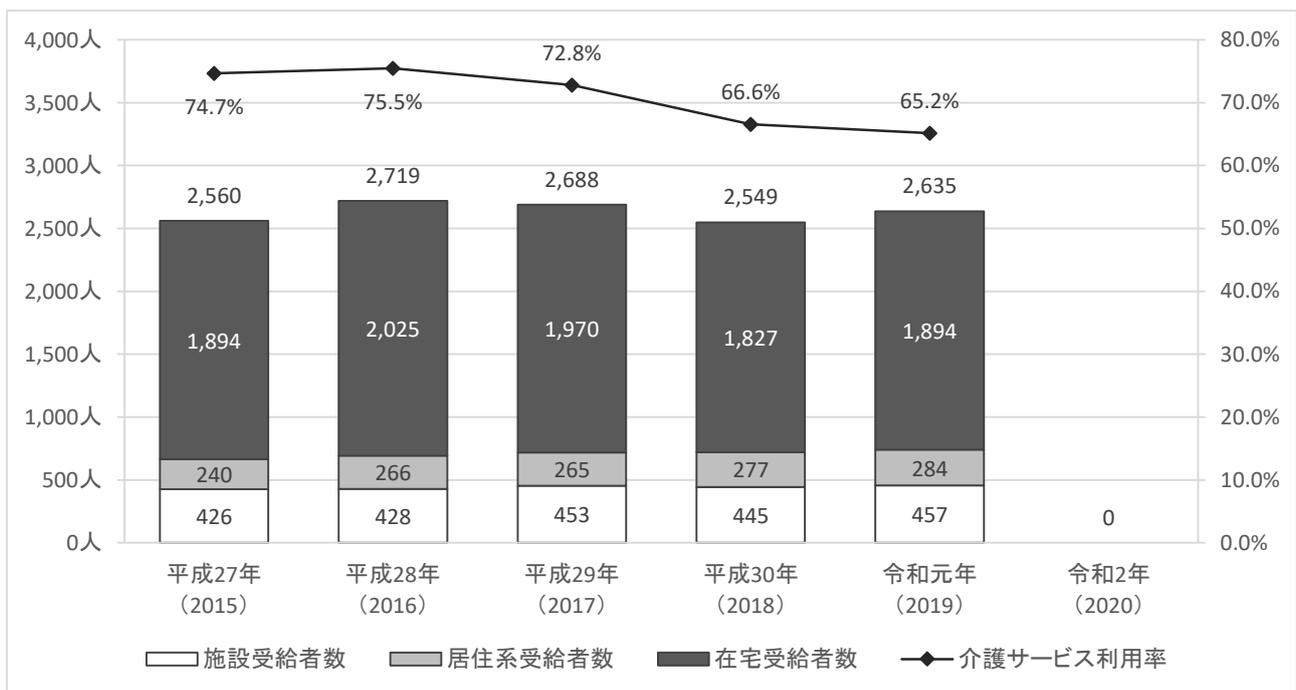
1 介護サービス等利用者の推移

介護保険制度は、介護や支援が必要な人を社会全体で支える仕組みとして着実に定着し、おおむね順調に推移しています。その反面、制度運営については、要介護状態の重度化、増大する介護給付費の伸びといった課題があります。

本市は、介護予防事業を展開し、将来要介護状態等になるおそれのある方や要介護状態等の改善・予防の取組を推進しており、介護予防を専門に担当する千歳市介護予防センターを設置し、作業療法士等の専門職が地域に出向いて介護予防教室を実施するほか、地域住民等が自主的に介護予防につながる活動を継続的に行う仕組みづくりを進めております。また、介護予防・日常生活支援総合事業にも取り組み、本市の特色を生かしたサービス提供に取り組んできました。

介護サービス利用者は、大きな変化はないものの、介護サービス利用率は要支援・要介護の認定者数が増えているため、下がっています。

図表 2-3-1 介護サービス利用者の推移と利用率

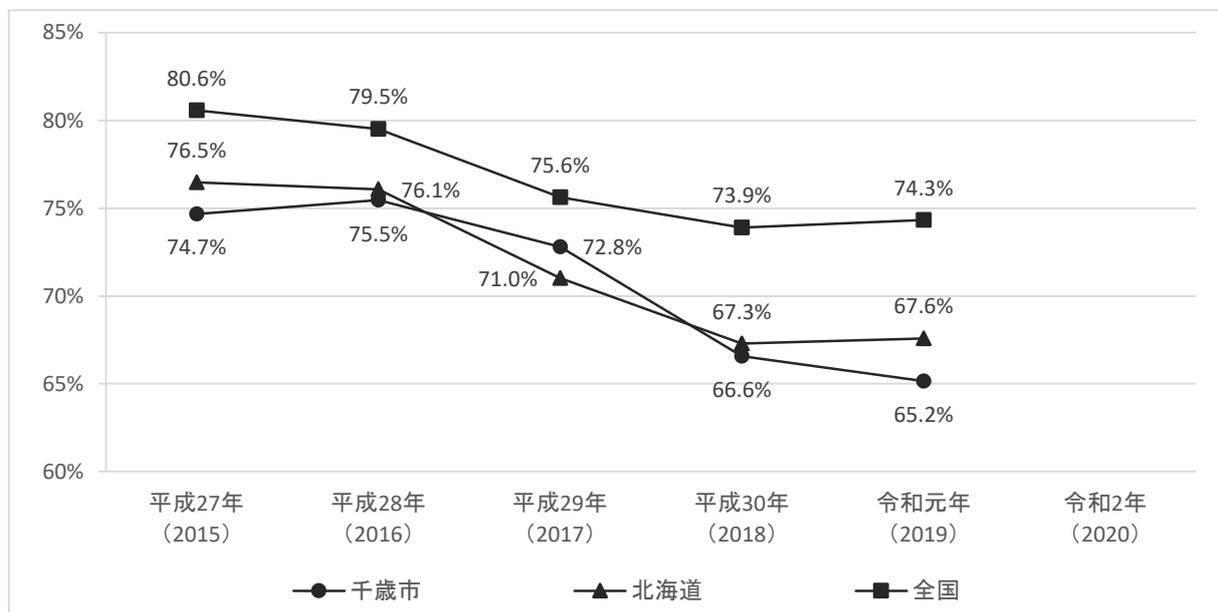


※各年9月の状況（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

介護サービス利用率について、本市と北海道、全国との比較をしています。

本市は全国と比べて低くなっていますが、北海道と比べるとやや低く推移していますが、平成29（2017）年は北海道の介護サービス利用率を上回っています。

図表 2-3-2 全国と北海道との比較（認定率）



※各年9月の状況（国の地域包括ケア「見える化」システムより）

第4節 アンケート調査結果からみられる状況

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の概要

高齢者の実態や介護に対する意識・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

目的	第8期計画策定において、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的としています。			
対象者	住民基本台帳に登録されている者のうち、令和2年4月1日現在で満65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない（要支援を除く）3,000人			
調査方法	郵送による発送・回収			
調査期間	調査票郵送日：令和2年7月22日 調査票回答期限：令和2年8月14日			
回収状況	発送数：3,000件　有効回収数：2,018件　有効回収率：67.3%			
調査対象者の状況	日常生活圏域	配布数	回答者数	回収率
	北区	600	421	70.2%
	南区	600	370	61.7%
	東区	600	408	68.0%
	西区	600	415	69.2%
	向陽台区	600	404	67.3%
	合計	3,000	2,018	67.3%

(2) 調査結果

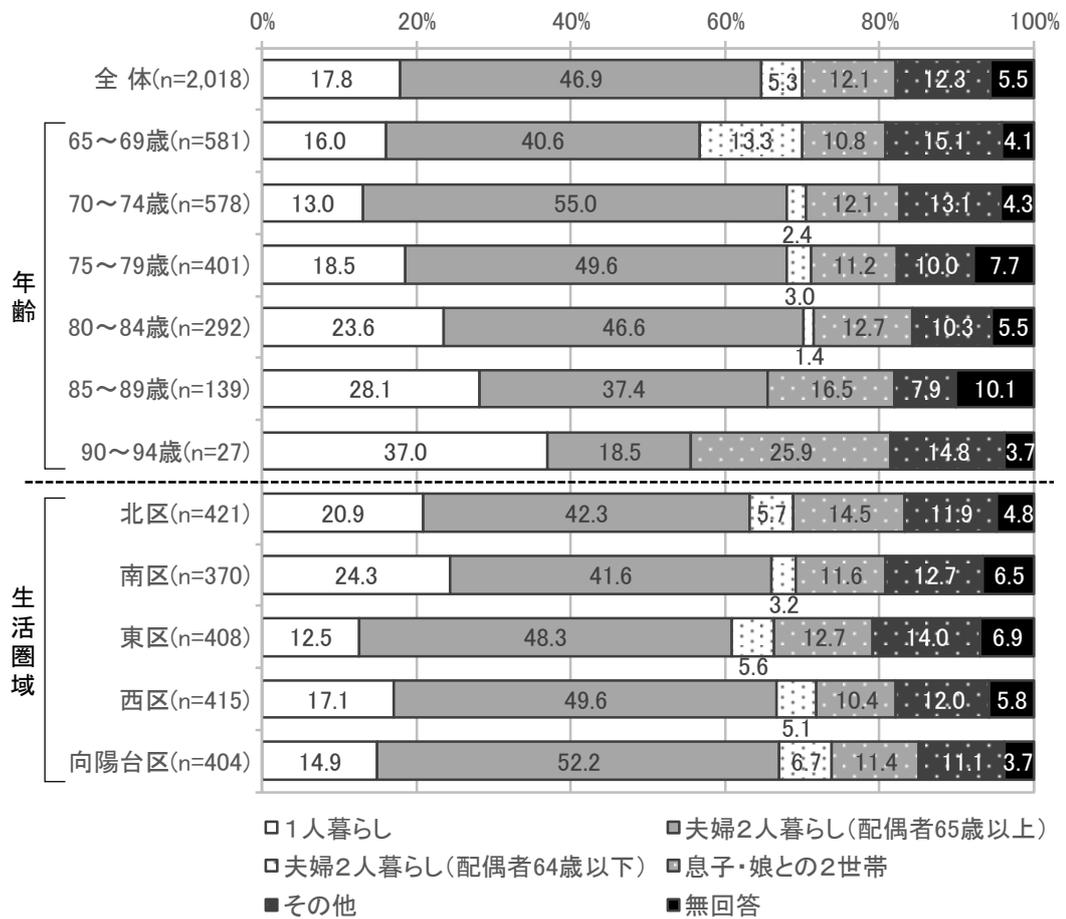
調査結果の図表中の構成比(%)は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものであり、端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

また、有効回答数が50未満の場合は参考値としています。

①一人暮らし世帯の状況について

回答者の家族構成をみると、全体の「一人暮らし」が17.8%となっています。年齢別では、年齢が上がるとともに「一人暮らし」が高くなる傾向にあります。日常生活圏域別では、「北区」と「南区」が、2割を超えています。

図表 2-4-1 世帯構成



②リスク判定について

厚生労働省の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施の手引き（2019年10月23日）に基づいた二次予防事業対象者の割合等について分析しました。

ア. 運動器機能の低下

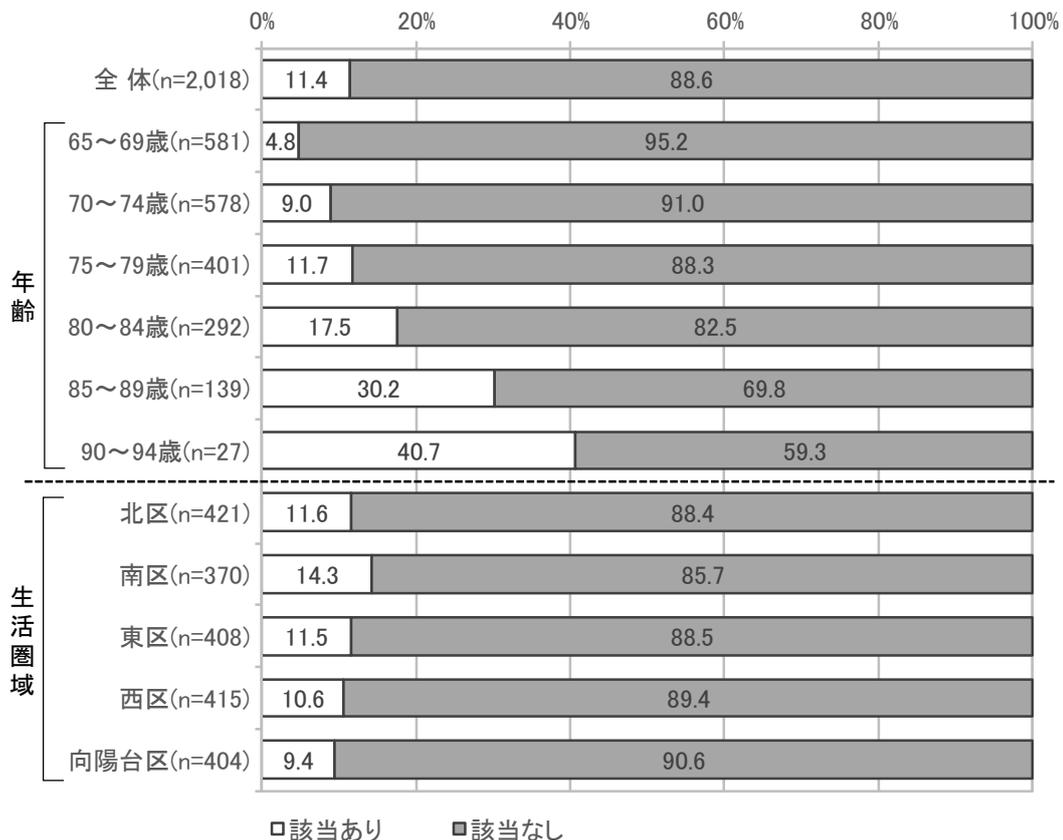
下記の5項目中3項目以上に該当している場合に、「運動器機能の低下している高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問2(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	できない
2	問2(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	できない
3	問2(3) 15分位続けて歩いていますか	できない
4	問2(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある
		1度ある
5	問2(5) 転倒に対する不安は大きいですか	とても不安である
		やや不安である

その結果、「運動器機能が低下している高齢者」の「該当あり」は全体で11.4%となっています。

年齢別では、年齢が上がるとともに「該当あり」が高くなる傾向にあります。日常生活圏域別では、大きな差はみられません。

表 2-4-2 運動器機能の低下



イ. 転倒リスク

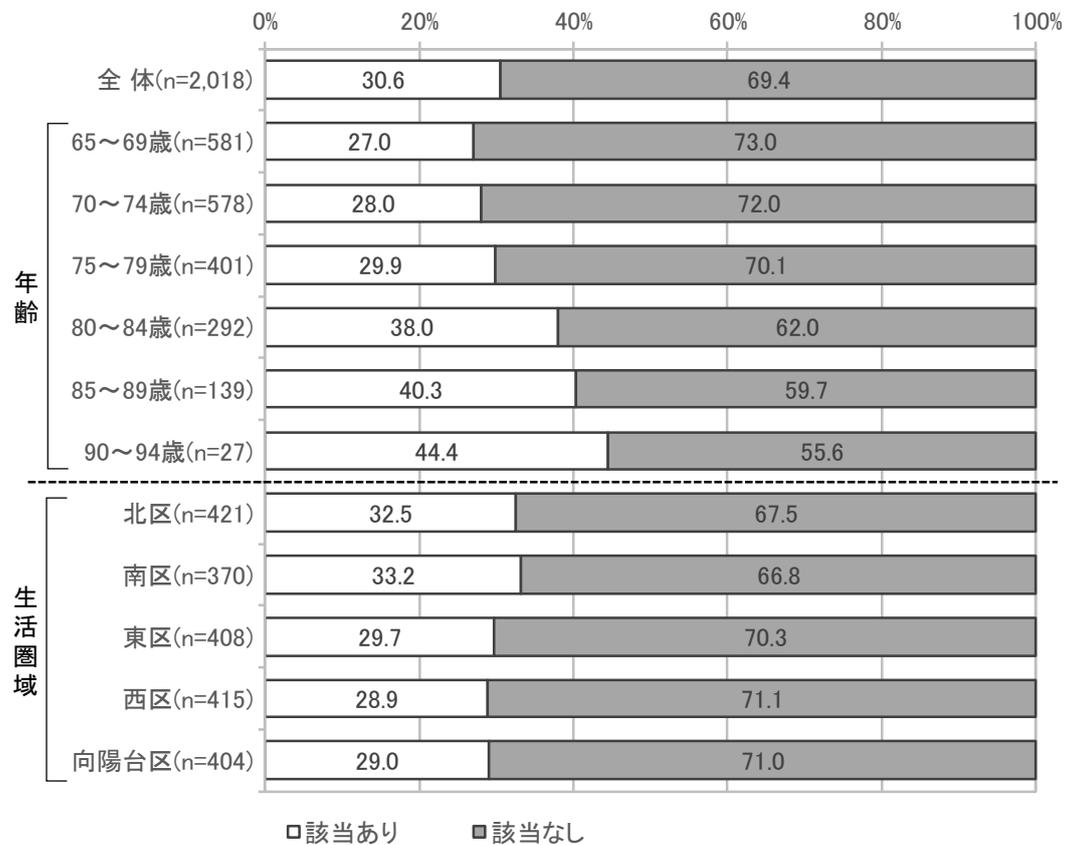
下記の項目に該当している場合に、「転倒リスクのある高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問2(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある
		1度ある

その結果、「転倒リスクのある高齢者」の「該当あり」は全体で30.6%となっています。

年齢別では、年齢が上がるとともに「該当あり」が高くなる傾向にあります。日常生活圏域別では、大きな差はみられません。

図表 2-4-3 転倒リスク



ウ. 閉じこもり傾向

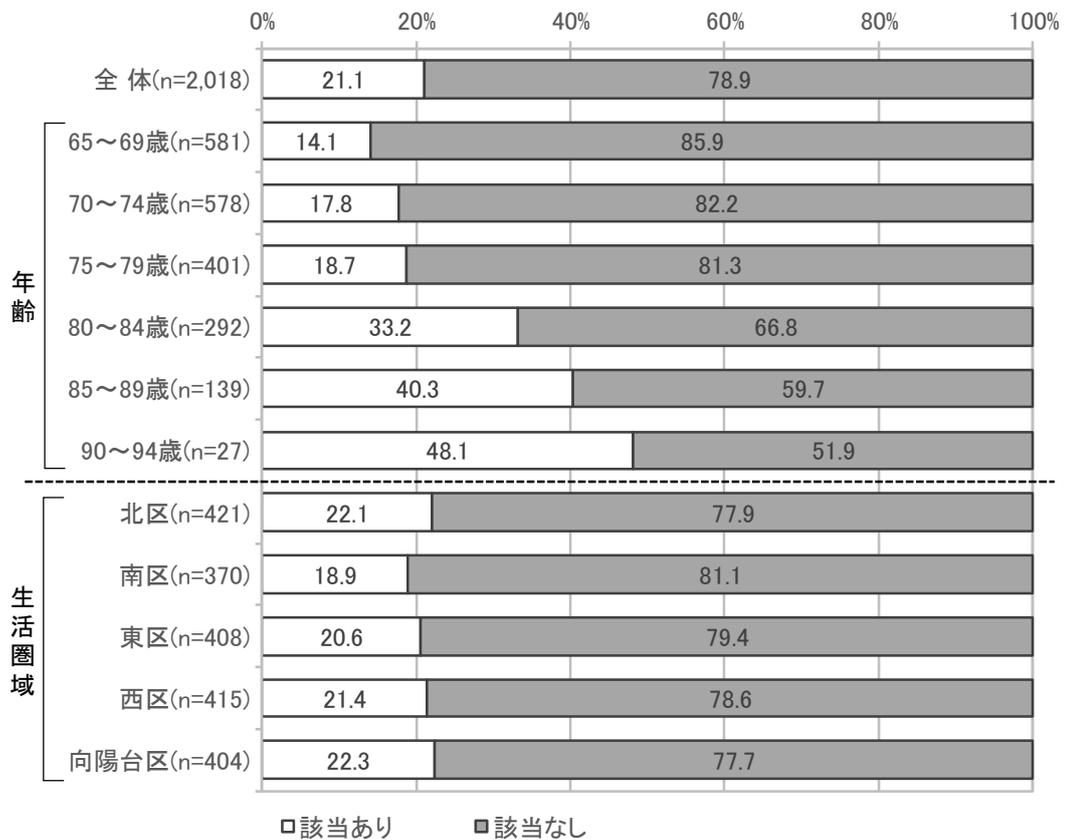
下記の項目に該当している場合に、「閉じこもり傾向のある高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問2(6) 週に1回以上は外出していますか	ほとんど外出しない 週1回

その結果、「閉じこもり傾向のある高齢者」の「該当あり」は全体で21.1%となっています。

年齢別では、年齢が上がるとともに「該当あり」が高くなる傾向にあります。日常生活圏域別では、大きな差はみられません。

図表 2-4-4 閉じこもり傾向



エ. 認知機能の低下

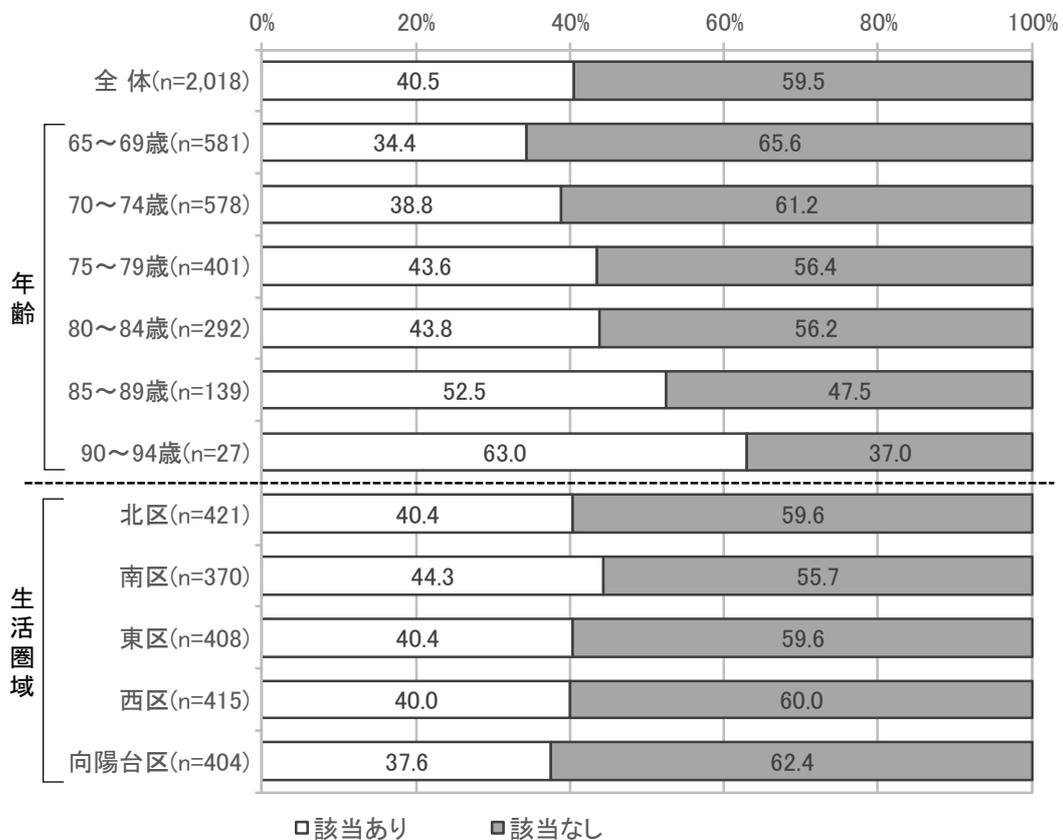
下記の項目に該当している場合に、「認知機能の低下がみられる高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問4(1) 物忘れが多いと感じますか	はい

その結果、「認知機能の低下がみられる高齢者」の「該当あり」は全体で40.5%となっています。

年齢別では、年齢が上がるとともに「該当あり」が高くなる傾向にあります。日常生活圏域別では、大きな差はみられません。

図表 2-4-5 認知機能の低下



オ. うつ傾向

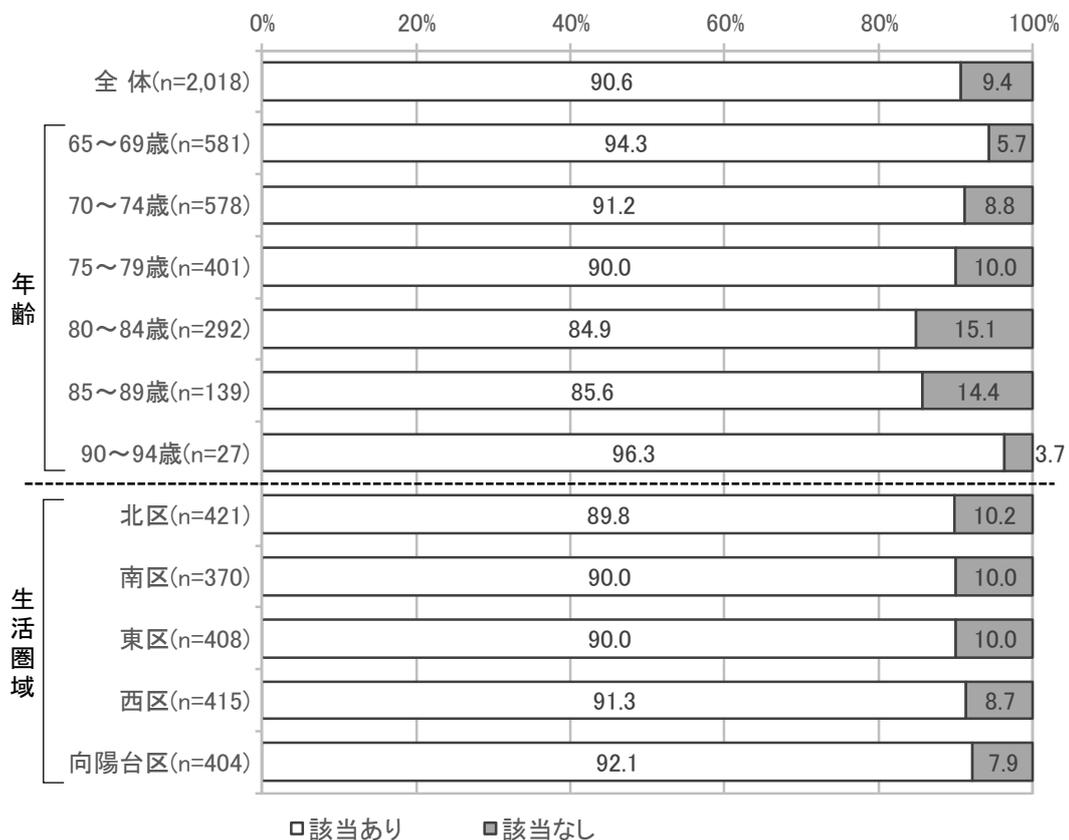
下記の2項目中1項目以上に該当している場合に、「うつ傾向の高齢者」と判定しました。

項目	設問	該当する選択肢
1	問7(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	はい
2	問7(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	はい

その結果、「うつ傾向の高齢者」の「該当あり」は全体で90.6%となっています。年齢別では、80～84歳と85～89歳の「該当あり」が全体と比べて5ポイント以上低くなっています。

日常生活圏域別では、大きな差はみられません。

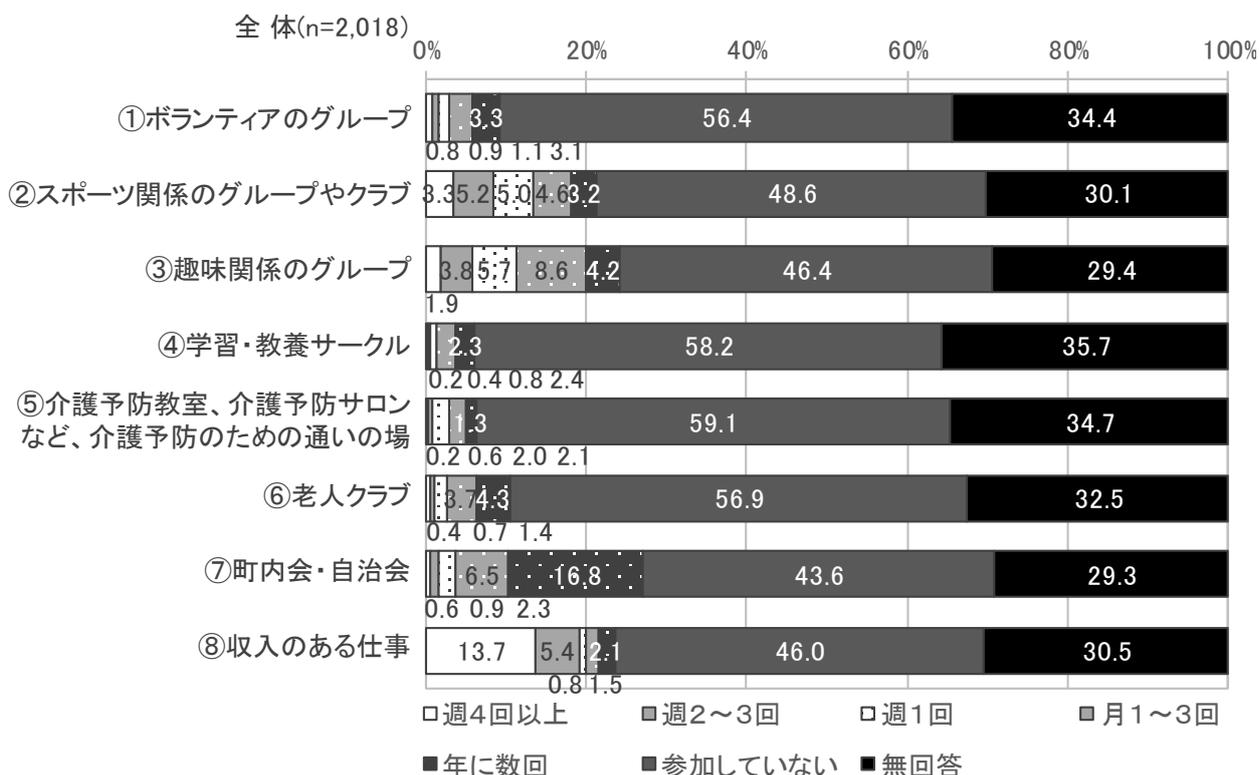
図表 2-4-6 うつ傾向



③地域での活動について

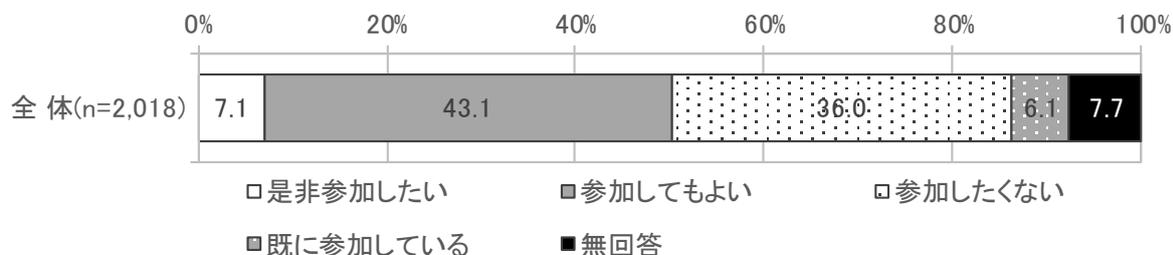
地域での活動について、何らかの形で参加している方（「週4回以上」、「週2～3回」、「週1回」、「月1～3回」、「年に数回」を合わせた割合）は、①ボランティアのグループで9.2%、②スポーツ関係のグループやクラブで21.3%、③趣味関係のグループで24.2%、④学習・教養サークルで6.1%、⑤老人クラブで6.2%、⑥町内会・自治会で27.1%、⑦収入のある仕事で23.5%となっています。

図表 2-4-7 地域での活動の参加状況



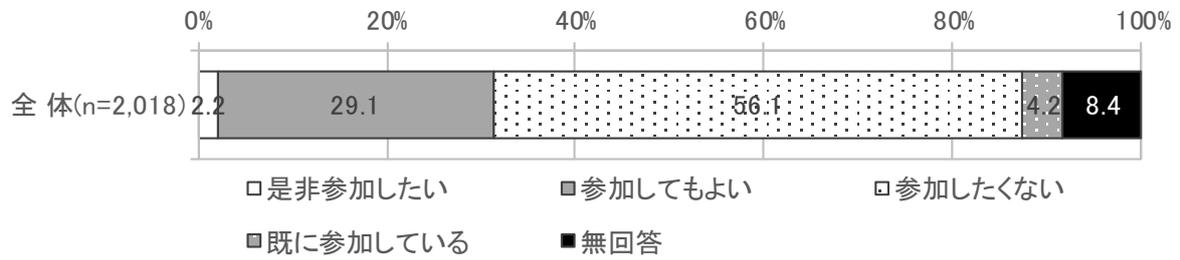
地域住民でのグループ活動を行う際に参加者としてその活動に参加したいかと尋ねたところ、参加者として「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせて50.2%となっています。

図表 2-4-8 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向



地域住民でのグループ活動を行う際に企画・運営としてその活動に参加したいかと尋ねたところ、参加者として「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせて31.3%となっています。

図表 2-4-8 地域でのグループ活動への企画・運営としての参加意向



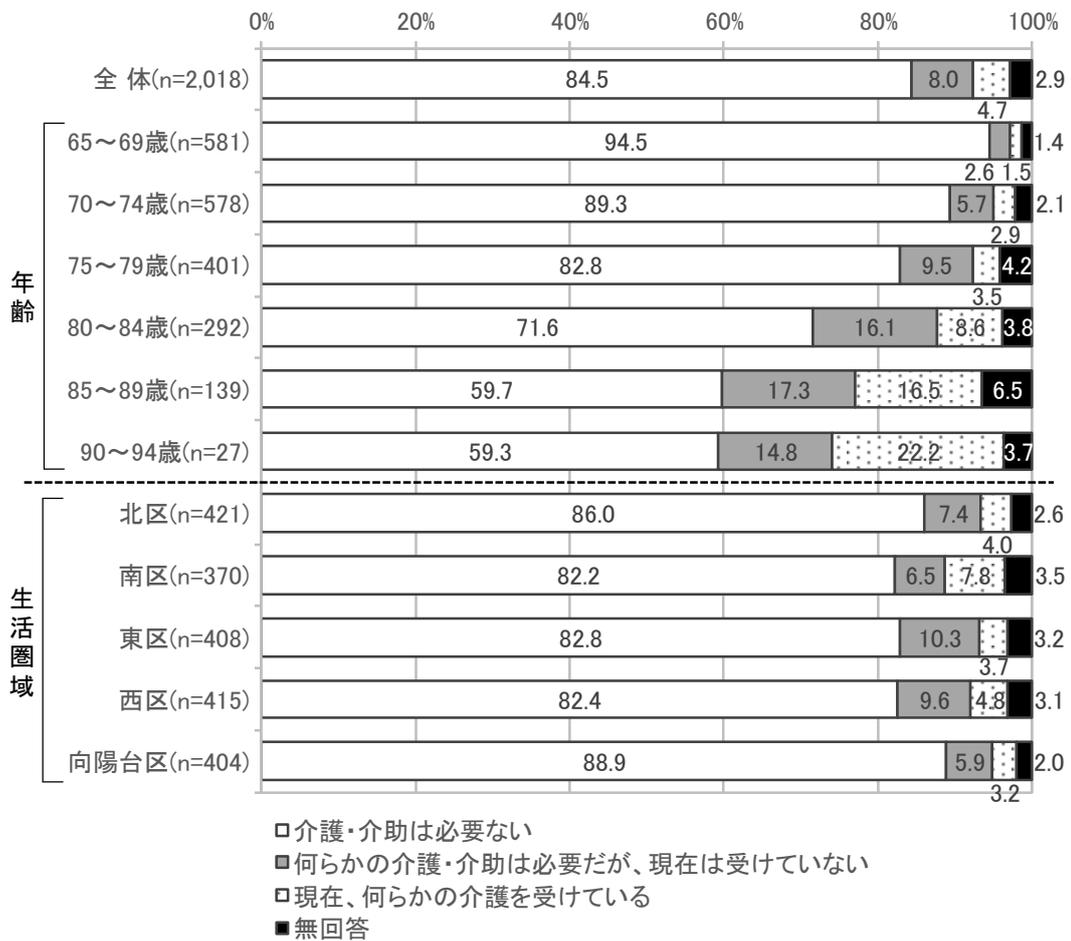
④要介護状態になる前の介護の必要度について

要介護状態になる前の介護の必要度について、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が8.0%、「現在、何らかの介護を受けている」が4.7%となっています。

年齢別では、年齢別では、年齢が上がるとともに「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「現在、何らかの介護を受けている」の割合が高くなる傾向にあります。

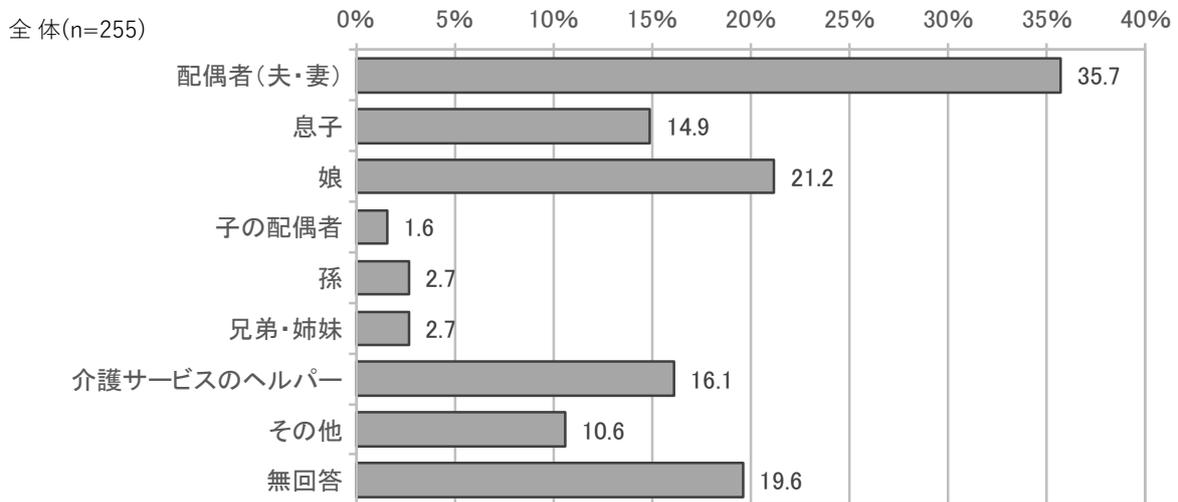
日常生活圏域別では、大きな差はみられません。

図表 2-4-9 介護・介助の必要性



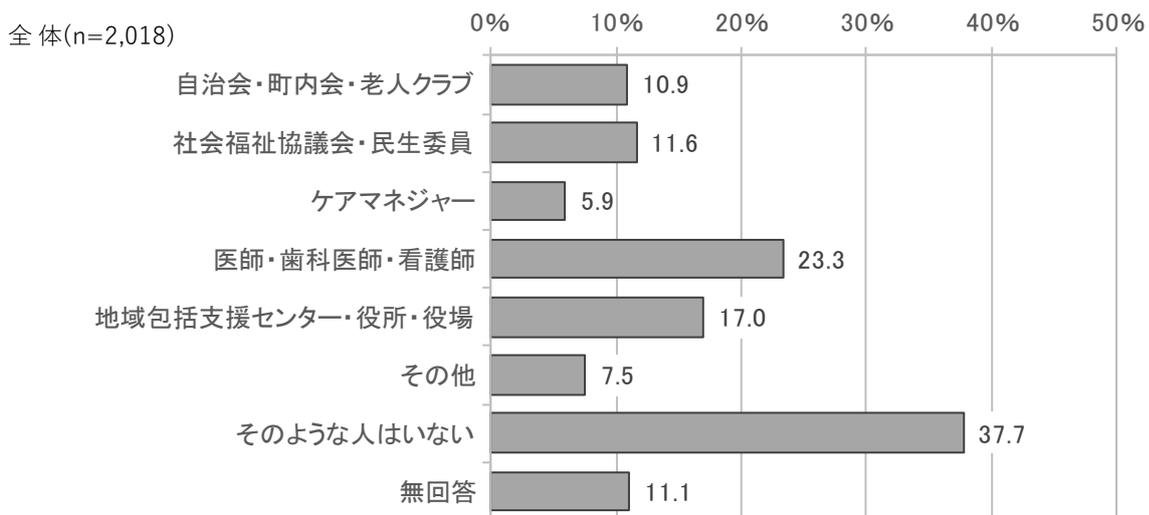
主にどなたの介護、介助を受けているか尋ねたところ、「配偶者(夫・妻)」が35.7%と最も多く、次いで「娘」が21.2%、「介護サービスのヘルパー」が16.1%となっています。

図表 2-4-10 主にどなたの介護、介助を受けているか



家族・友人・知人以外で何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」が23.3%、「地域包括支援センター・役所・役場」が17.0%となっており、「そのような人はいない」が37.7%となっています。

図表 2-4-11 家族・友人・知人以外で何かあったときに相談する相手



2 在宅介護実態調査

(1) 調査の概要

介護サービスの実態・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

目的	第8期計画策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「ケアラーの就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しています。
対象者	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしており、認定調査の対象となる高齢者 1,300 人
調査方法	郵送による調査（返信用封筒を同封）
調査期間	調査票郵送日：令和2年9月10日 調査票提出期限：令和2年9月25日
回収状況	【郵送による調査】 発送数：1,300 件 有効回収数：740 件 有効回収率 56.9%

(2) 調査結果

調査結果の図表中の構成比(%)は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものであり、端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

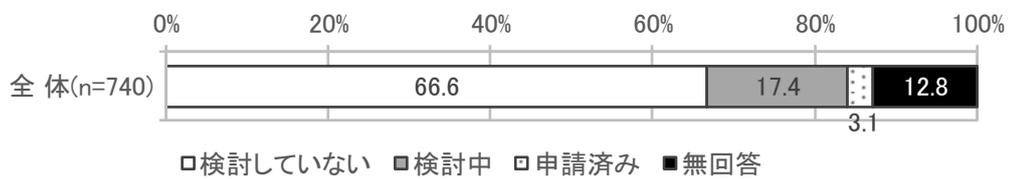
また、有効回答数が50未満の場合は参考値としています。

①施設等の入所検討状況

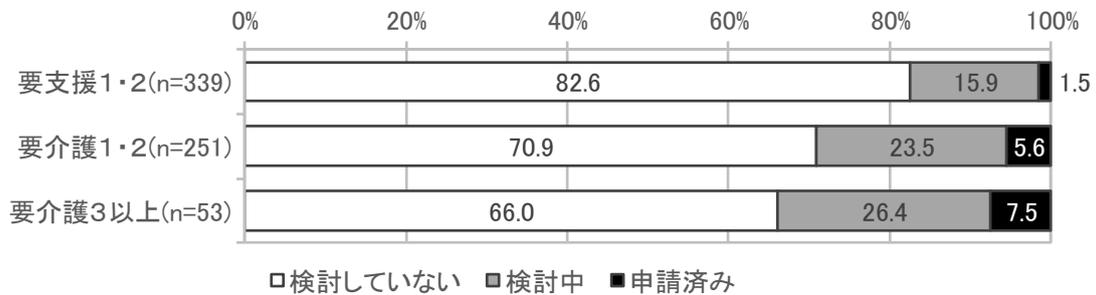
施設等への入所・入居の検討状況は、「検討していない」が66.6%、「検討中」が17.4%、「申請済み」が3.1%となっています。

要介護別にみると、要介護度が上がるにつれて「検討中」、「申請済み」の割合が高くなっています。

図表 2-4-12 施設等検討の状況



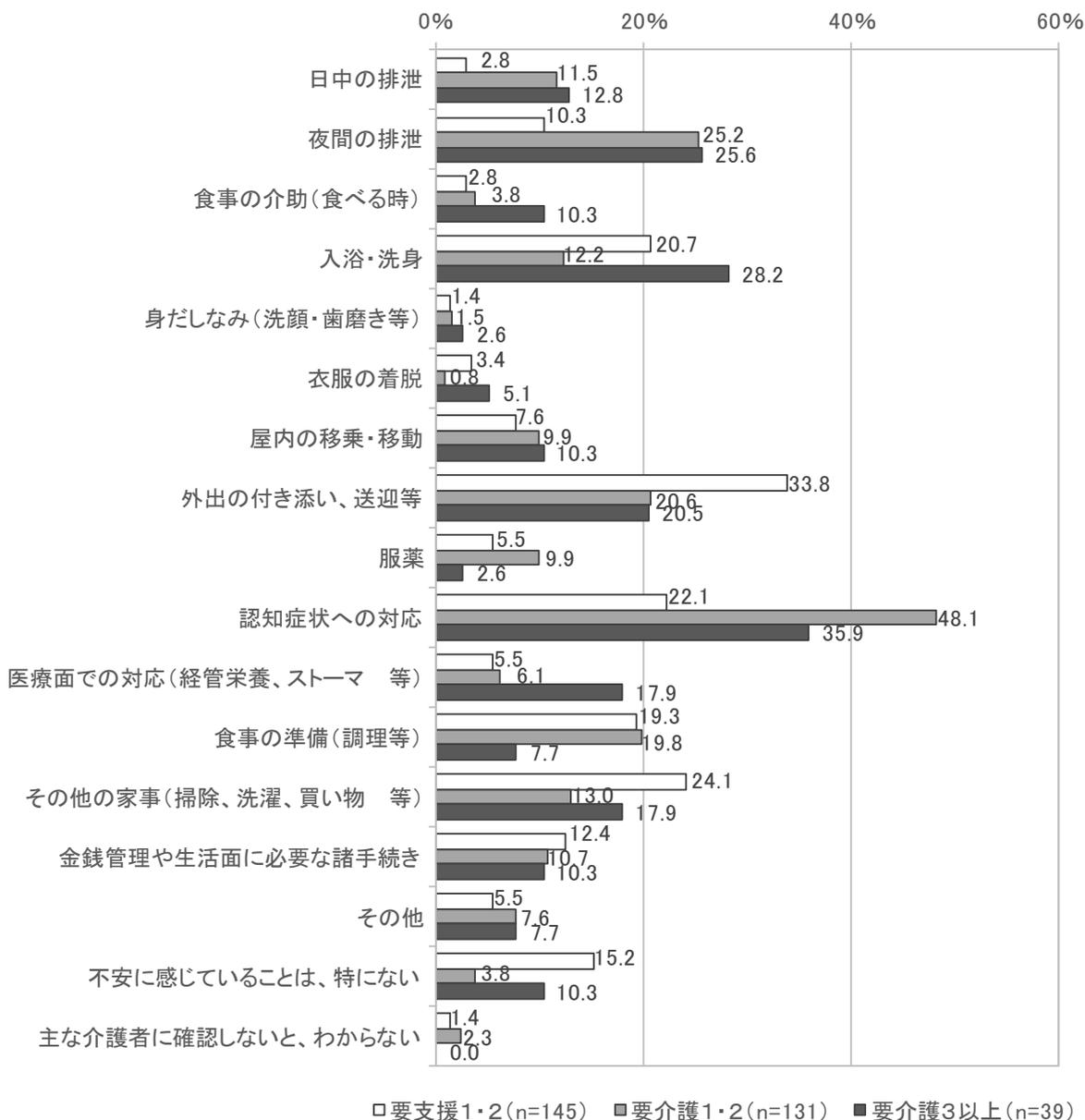
図表 2-4-13 施設等検討の状況 (要介護度別)



②要介護度・認知症自立度の重度化に伴う介護者の不安の変化

現在の生活を継続していくに当たって、主な介護者の方が不安を感じる介護は、要介護度別にみると、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「入浴・洗身」が2割を超えており、要介護1・2では「認知症状への対応」、「夜間の配排泄」、「外出の付き添い、送迎等」が2割を超えております。

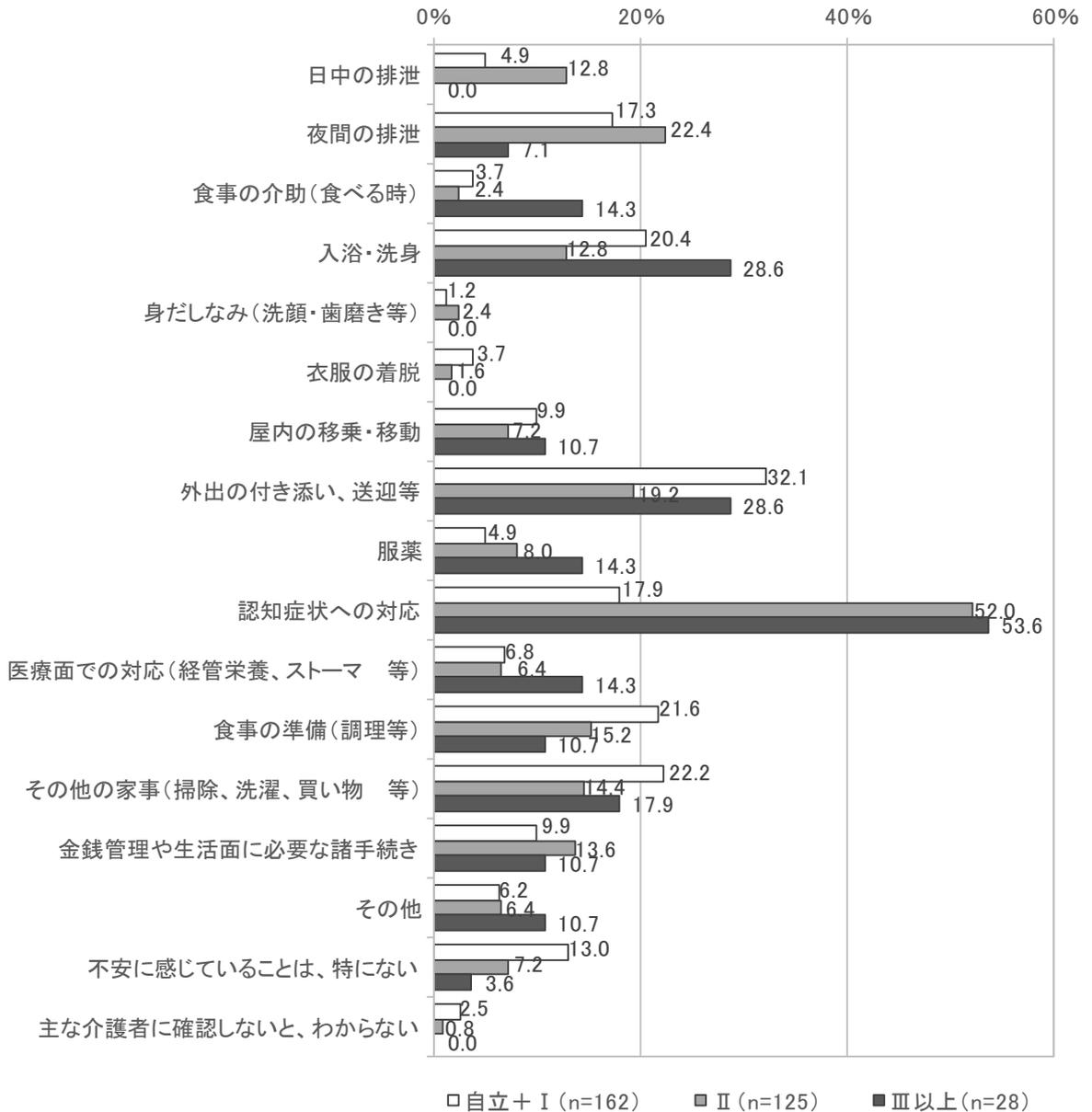
図表 2-4-14 要介護度別・介護者が不安を感じる介護（要介護度別）



認知症自立度別にみると、認知症自立度Ⅱでは「認知症状への対応」に対する主な介護者の不安が大きくなっています。参考値ではありますが、Ⅲ以上についても「認知症状への対応」が高くなっています。

このようなことから、特に認知症の人を支える家族や介護者等を支援する認知症施策が重要となります。

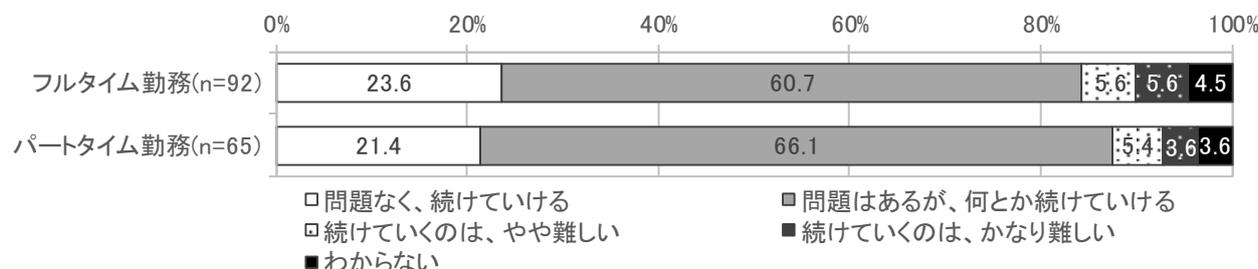
図表 2-4-15 認知症自立度別・介護者が不安に感じる介護（認知症時節度別）



③仕事をしている介護者の今後の就労継続見込み

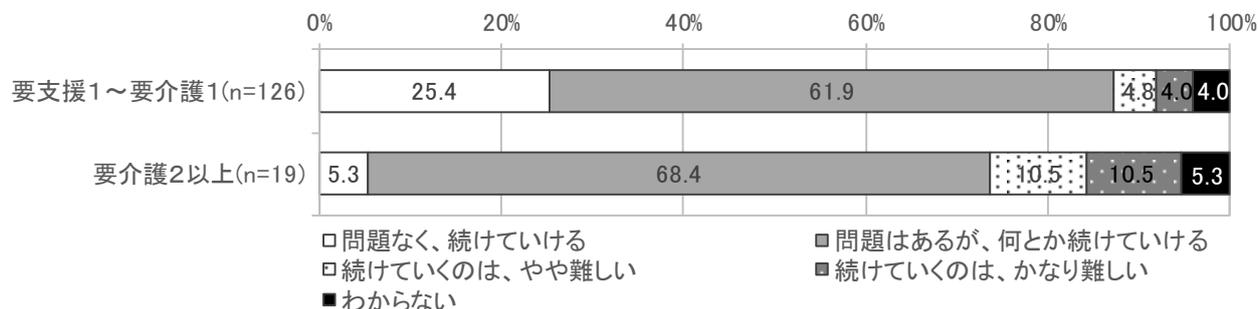
就労している介護者の今後の就労継続見込みは、主な介護者の勤務形態別にみると、パートタイム勤務の「問題はあるが、何とか続けていける」がフルタイム勤務より5.4ポイント高くなっています。

図表 2-4-16 就労状況別・就労継続見込み（主な介護者の勤務形態別）



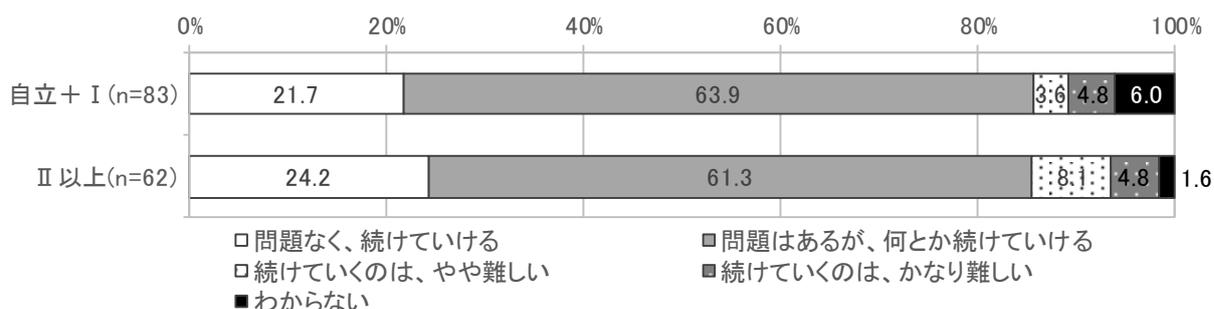
要介護度別にみると、要介護度が高くなるとともに「続けていくのは、やや難しい」、「続けていくのは、かなり難しい」の割合が高くなり、介護者の負担が増している様子が伺えます。

図表 2-4-17 要介護度別・就労継続見込み（要介護度別）



認知症自立度別にみると、要介護度別と同様の傾向がみられ、介護者の負担軽減等につながる介護支援や認知症施策が重要となります。

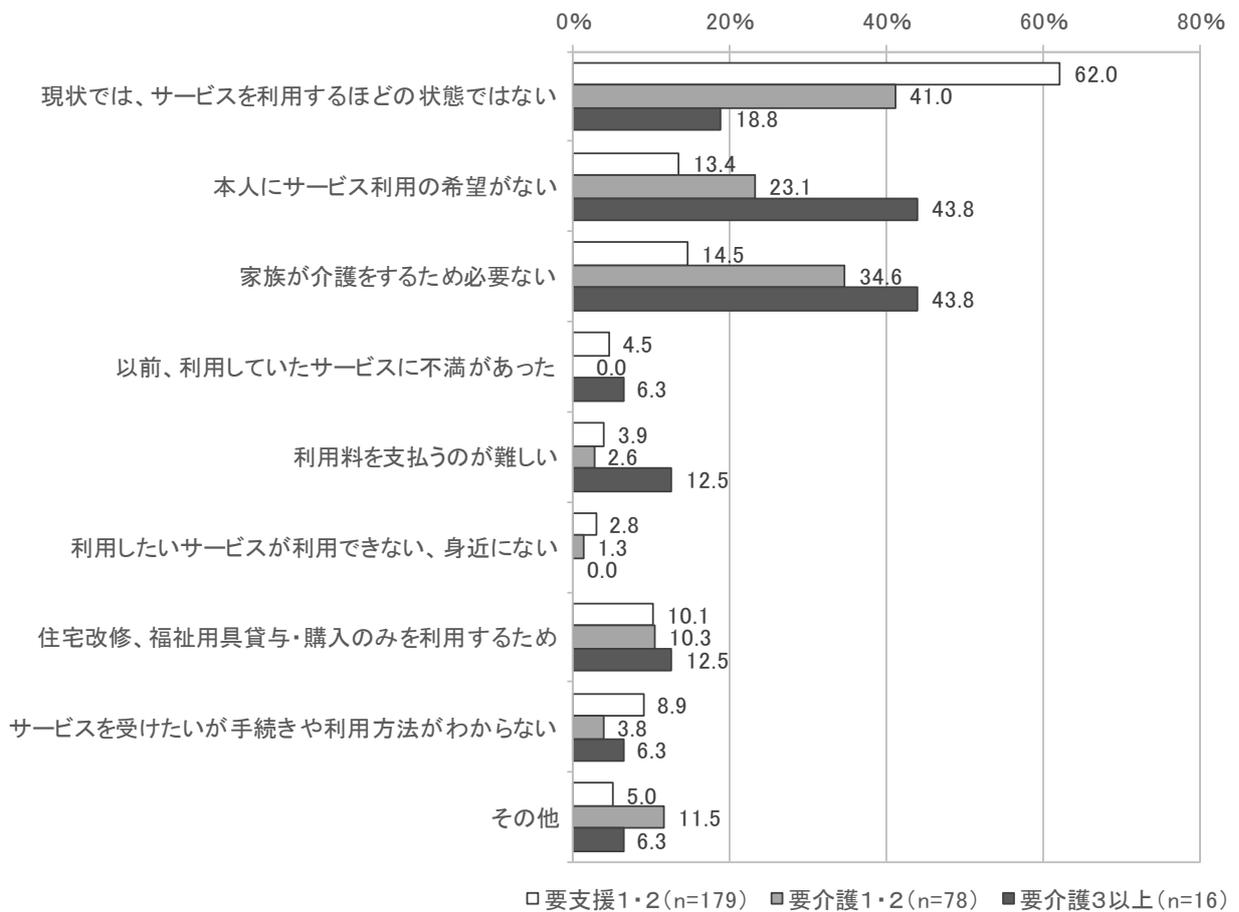
図表 2-4-18 認知症自立度別・就労継続見込み（認知症時節度別）



④介護保険サービス未利用の理由

サービス未利用の理由は、要介護度別にみると、要支援1・2では、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が高く、要介護1・2では、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」「家族が介護をするため必要ない」の割合が高くなっています。

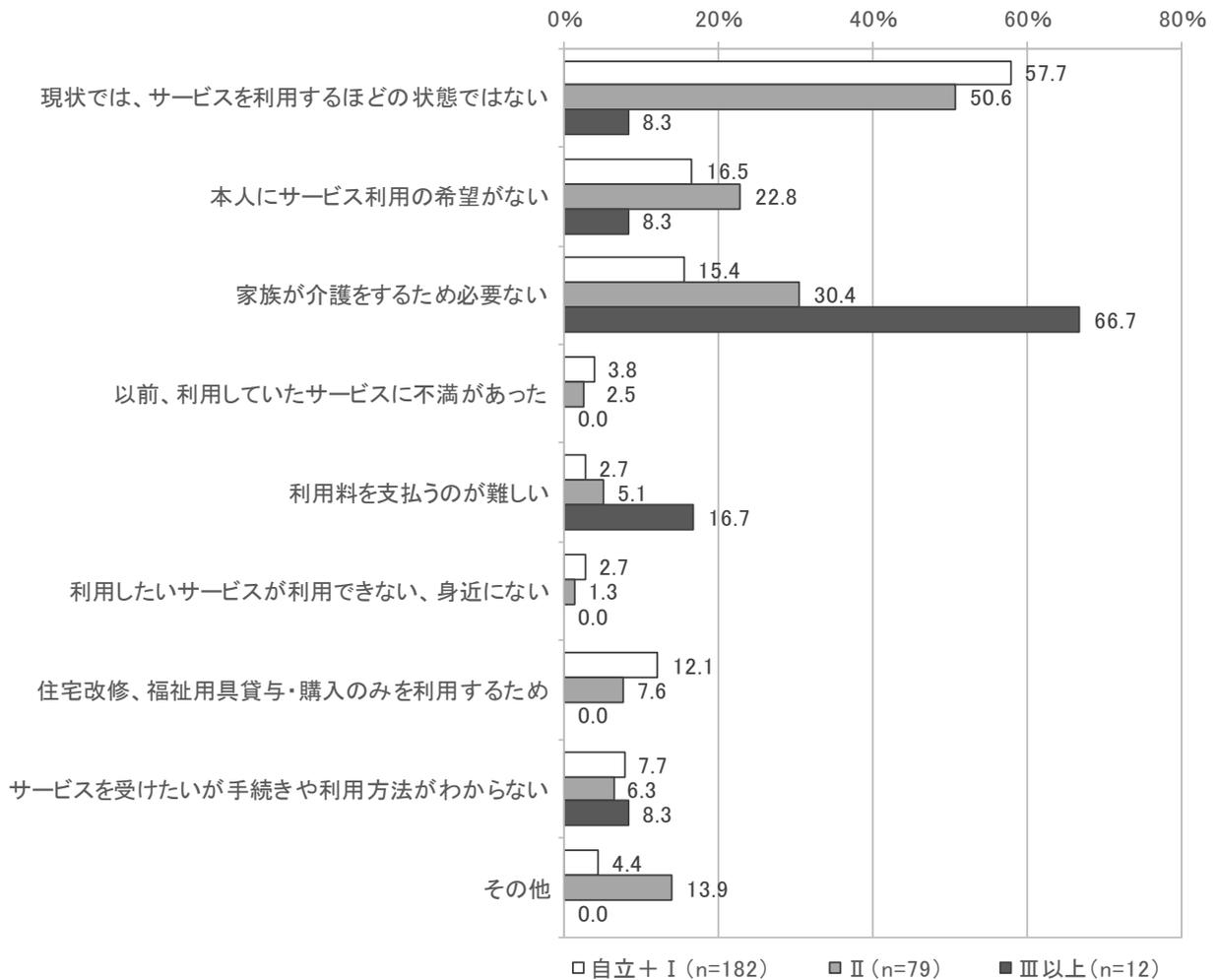
図表 2-4-19 要介護度別のサービス未利用の理由（要介護度別）



認知症自立度別にみると、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」、「本人にサービス利用の希望がない」、「家族が介護をするため必要ない」が高くなっています。

家族が主な介護者となっているケース、本人にサービス利用の希望がないため家族が介護をしているケースなどが想定され、介護に取り組む家族等への支援の充実の必要性がうかがえます。

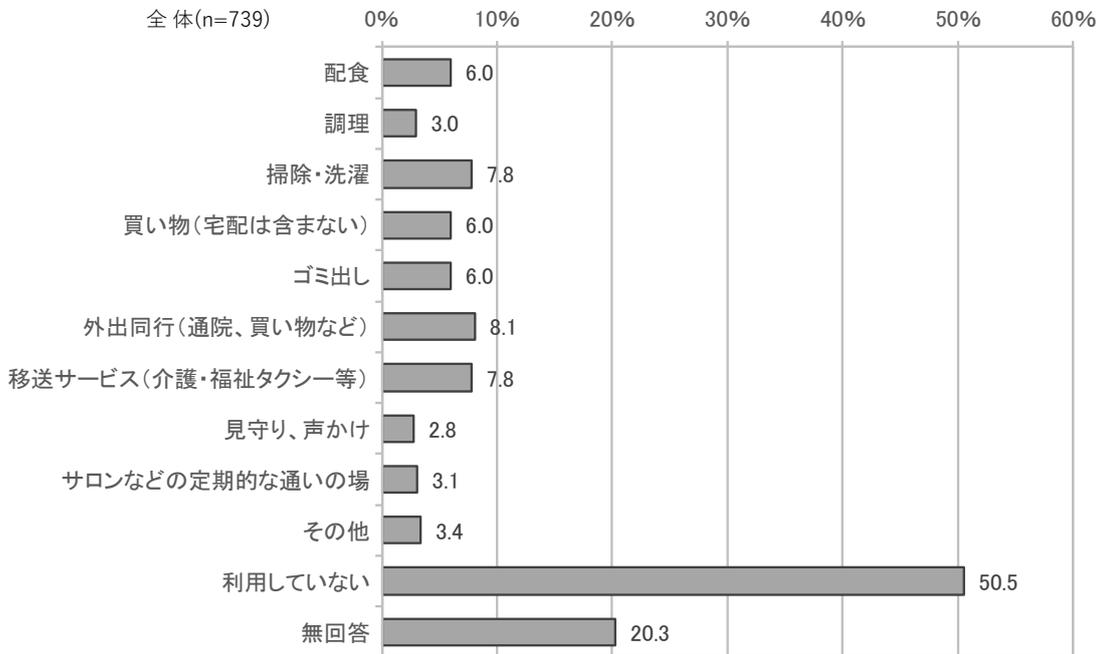
図表 2-2-34 認知症自立度別のサービス未利用の理由（認知症時節度別）



⑤保険外の支援・サービスの利用状況と充実が必要なサービス

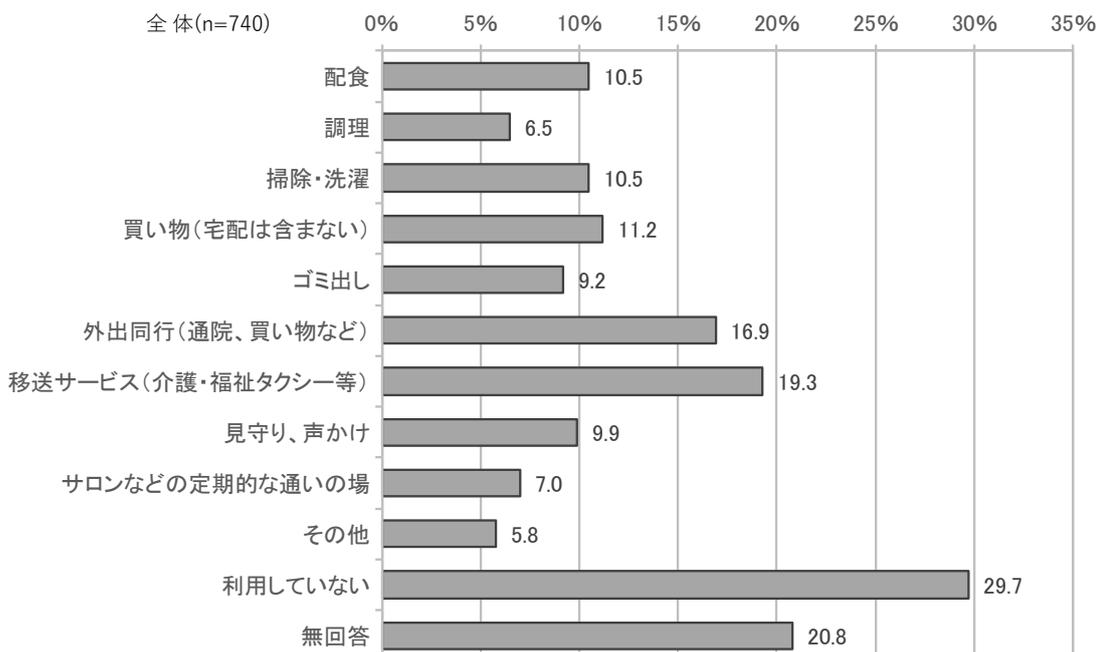
保険外の支援・サービスの利用状況は、「利用していない」が50.5%と半数以上となっています。

図表 2-2-35 保険外の支援・サービスの利用状況（複数回答）



在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスは、利用されている項目では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出行動（通院、買い物など）」が高くなっています。「また、利用していない」は29.7%となっています。

図表 2-2-36 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス（複数回答）



第3章 計画の基本的方向

第1節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、介護保険法第117条第2項第1号の規定により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービス事業所の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定めることとなっています。

本市の日常生活圏域は、西区・東区・北区・南区・向陽台区の5圏域に区分しています。

図表 1-5-1 日常生活圏域の人口

圏域名	町名	総人口	高齢者人口	高齢化率
西区	北栄、新富、信濃、北斗、富士、北信濃、自由ヶ丘、桜木、上長都	18,606人	5,061人	27.2%
東区	流通、旭ヶ丘、日の出、青葉、住吉、東郊、稲穂、幸福、柏台南、梅ヶ丘、弥生、寿、豊里、清流、青葉丘、日の出丘、柏台、駒里、祝梅、美々、中央、泉郷、幌加、協和、新川、東丘、根志越	25,361人	6,095人	24.0%
北区	あずさ、北陽、長都駅前、北光、富丘、末広、花園、高台、勇舞、みどり台北、みどり台南、北信濃、上長都、都、長都、釜加	29,393人	5,158人	17.5%
南区	本町、東雲町、朝日町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町、真々地、大和、桂木、新星、真町、平和、蘭越、藤の沢、美笛、支笏湖温泉、幌美内、モラップ、支寒内、奥潭、水明郷、西森、紋別	15,258人	3,368人	22.1%
向陽台区	若草、白樺、里美、文京、柏陽、福住、泉沢	9,479人	2,975人	31.4%
千歳市全体		98,097人	22,657人	23.1%

※住民基本台帳（令和2年10月1日）

日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数は、下表のとおりとなっています。

事業所の設置は介護保険法の規定に基づき、原則として事業者の申請により訪問介護から介護老人保健施設までの事業所（施設）は北海道が、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービスとなる定期巡回・随時対応型訪問介護看護から看護小規模多機能型居宅介護までの事業所は本市が指定することとなっています。

日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数

事業所の種類	西区	東区	北区	南区	向陽台区	計
居宅介護支援	3	4	4	6	2	19
訪問介護	4	4	5	6	2	21
訪問看護	1	3	3	3	1	11
訪問リハビリテーション	-	1	1	2	-	4
通所介護（デイサービス）	1	1	2	5	-	9
通所リハビリテーション（デイケア）	-	2	1	2	-	5
短期入所生活介護（ショートステイ）	-	-	1	3	-	4
短期入所療養介護（ショートステイ）	-	1	-	1	-	2
特定施設入居者生活介護	-	-	-	2	-	2
居宅療養管理指導	-	1	-	1	-	2
予防居宅療養管理指導	-	-	-	1	-	1
福祉用具貸与	-	2	-	1	1	4
特定福祉用具販売	-	2	-	1	1	4
指定介護老人福祉施設	-	-	1	1	-	2
介護老人保健施設	-	1	-	1	-	2
介護予防支援	1	1	1	1	1	5
訪問型サービスA	-	-	-	-	1	1
通所型サービスA	-	-	1	-	1	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	1	-	1	2
地域密着型通所介護	3	3	2	1	3	12
認知症対応型通所介護	-	-	1	1	-	2
小規模多機能型居宅介護	1	-	2	3	-	6
認知症対応型共同生活介護	3	3	4	2	2	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	2	-	2
看護小規模多機能型居宅介護	-	1	-	-	-	1

※令和2年10月1日現在

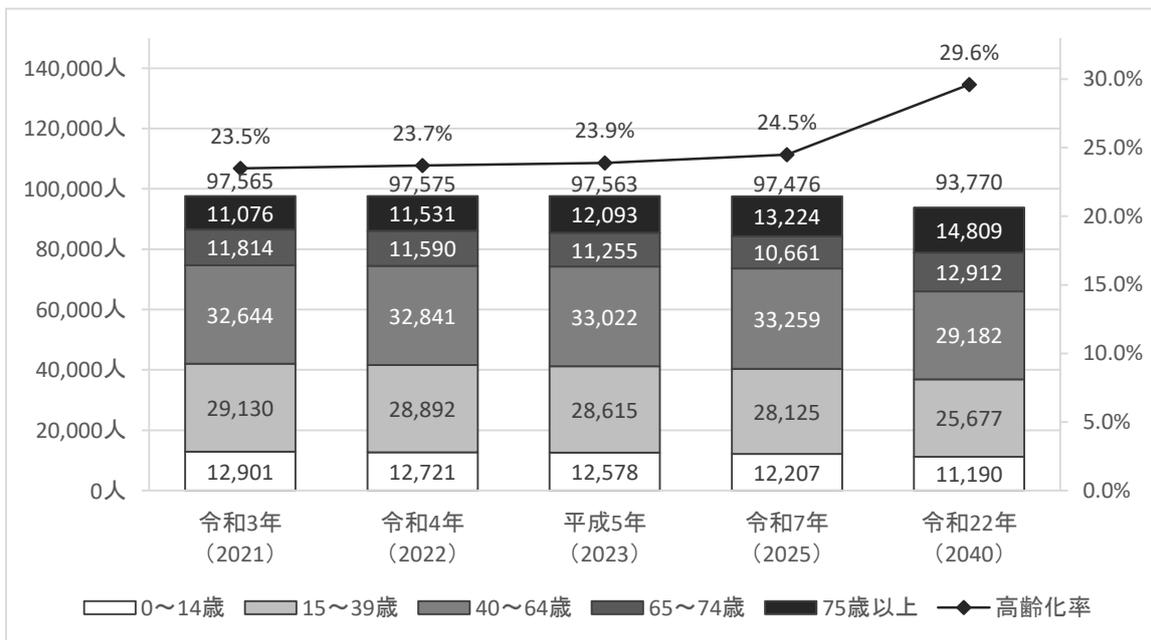
第2節 目指すべき将来像

1 高齢者人口の推計

将来人口推計は、令和3（2021）年の65歳～74歳（前期高齢者）の人口は11,814人、令和4（2022）年の65歳～74歳（前期高齢者）の人口は11,590人、令和5（2023）年の65歳～74歳（前期高齢者）の人口は11,255人と予想されています。

令和7（2025）年には、「団塊の世代」が75歳以上になり、13,224人となる予想となっています。また、令和22（2040）年には、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢化率（総人口に対する65歳以上の高齢者の割合）が29.6%と高くなると予想されます。

図表 3-1-1 高齢者人口の推計



	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
総人口	97,565	97,575	97,563	97,476	93,770
40-64歳	32,644	32,841	33,022	33,259	29,182
65歳以上	22,890	23,121	23,348	23,885	27,721
前期高齢者					
65-74歳	11,814	11,590	11,255	10,661	12,912
後期高齢者					
75-84歳	7,530	7,793	8,189	9,063	8,594
85歳以上	3,546	3,738	3,904	4,161	6,215
高齢化率					
前期高齢者高齢化率	12.1%	11.9%	11.5%	10.9%	13.8%
後期高齢者高齢化率	11.4%	11.8%	12.4%	13.6%	15.8%

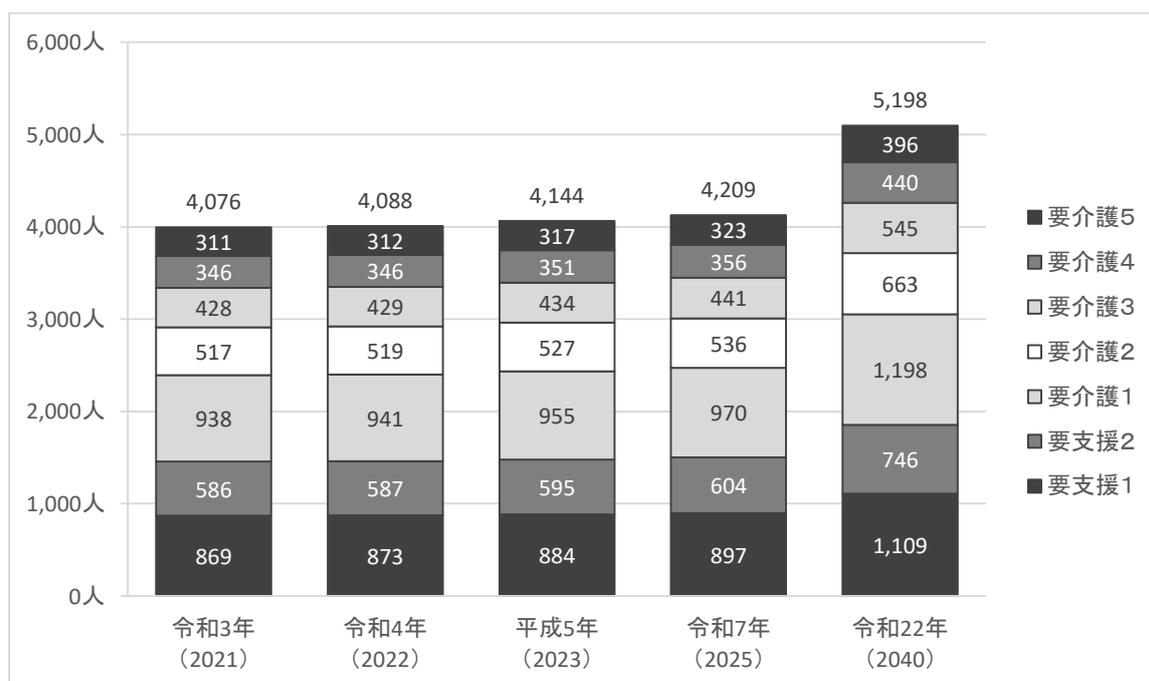
※ 推計値は、日常生活圏域ごとに令和元年と2年の実績をもとにコーホート変化率法（コーホートとは同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは性別・年齢別の人口変化率、女性・子ども比、出生児の男女比などを用いて将来の人口を計算する方法をいいます）により令和2年10月1日を基準日として推計し合算したものです。

※ 「千歳市人口ビジョン・総合戦略」（千歳市企画部主管（政策推進担当））で示す将来人口とは異なる推計です。

2 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護者の認定者数の将来推計は、令和3(2021)年が4,076人、令和4(2022)年が4,088人、令和5(2023)年が4,144人となっています。令和7(2025)年には4,209人と増加しており、令和22(2040)年には5,198人と5,000人を超える予想となっています。

図表 3-1-2 要支援・要介護者の将来推計

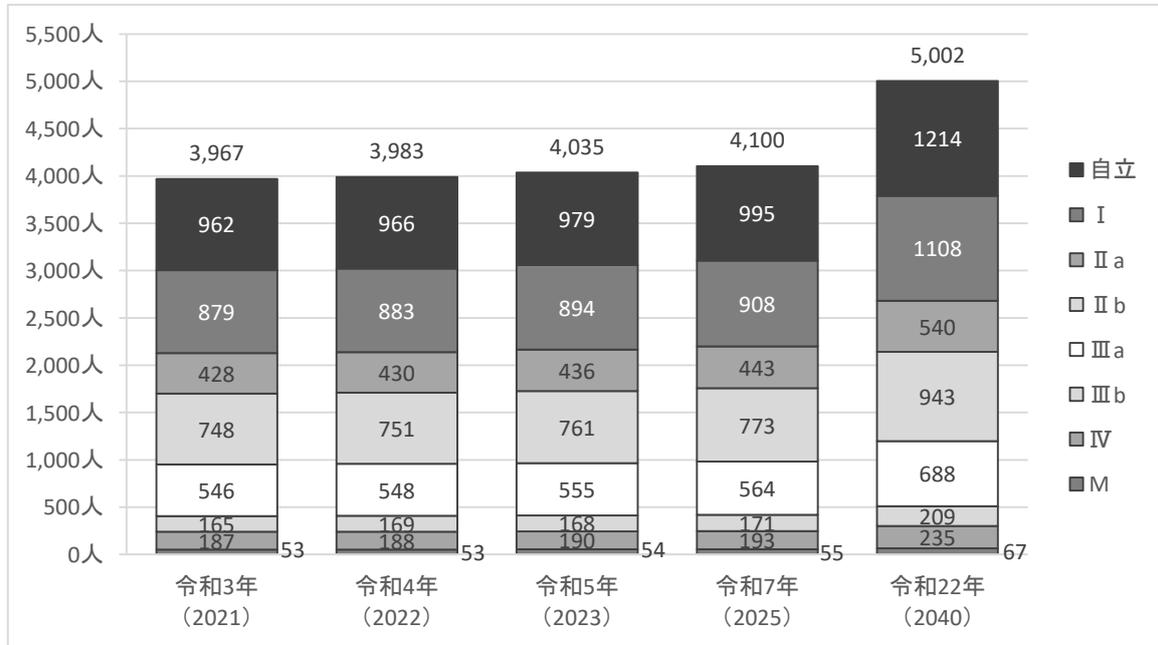


	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	平成5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
総数	4,076	4,088	4,144	4,209	5,198
第1号被保険者認定者数	3,995	4,007	4,063	4,127	5,097
要支援1	869	873	884	897	1,109
要支援2	586	587	595	604	746
要介護1	938	941	955	970	1,198
要介護2	517	519	527	536	663
要介護3	428	429	434	441	545
要介護4	346	346	351	356	440
要介護5	311	312	317	323	396
第2号被保険者認定者数	81	81	81	82	101

3 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計は、令和3（2021）年が3,967人、令和4（2022）年が3,983人、令和5（2023）年が4,035人、令和7（2025）年には4,100人と増加し、令和22（2040）年には5,002人と予想されます。

図表 3-1-3 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計



	令和3年 (2021)			令和4年 (2022)			令和5年 (2023)		
	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計
認定者数（不明除く）	3,967	90	4,057	3,983	90	4,073	4,035	91	4,126
自立	962	47	1,009	966	47	1,013	979	48	1,027
I	879	15	894	883	15	898	894	15	909
II a	428	5	433	430	5	435	436	5	441
II b	748	10	758	751	10	761	761	10	771
III a	546	6	552	548	6	554	555	6	561
III b	165	4	169	166	4	170	168	4	172
IV	187	2	189	188	2	190	190	2	192
M	53	0	53	53	0	53	54	0	54
	令和7年 (2025)			令和22年 (2040)					
	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計			
認定者数（不明除く）	4,100	92	4,192	5,002	112	5,114			
自立	995	49	1,044	1,214	60	1,274			
I	908	15	923	1,108	18	1,126			
II a	443	5	448	540	6	546			
II b	773	10	783	943	12	955			
III a	564	6	570	688	7	695			
III b	171	4	175	209	5	214			
IV	193	2	195	235	2	237			
M	55	0	55	67	0	67			

※国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能にて算出した要支援・要介護者推計値の伸び率から算出した推計値です。

第3節 基本的な考え方

1 基本理念

第8期計画以降も第6期、第7期計画と同様、介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置付け、令和7（2025）年までの計画期間を通じて「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することとします。

第7期計画の達成状況の検証を踏まえた上で、第8期計画の目指すべき姿を明らかにしながら目標を設定し取組を進めていきます。

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。この体制のあり方を考えるに当たり、自助（介護予防への取り組みや健康寿命を伸ばすなどの自分自身のケア）、互助（家族や親戚、地域での暮らしを支え合い）、共助（介護保険・医療保険サービスなどの利用）、公助（生活困難者への対策として生活保護支給などを行う行政サービス）という考えに基づき具体的施策の展開を図ります。

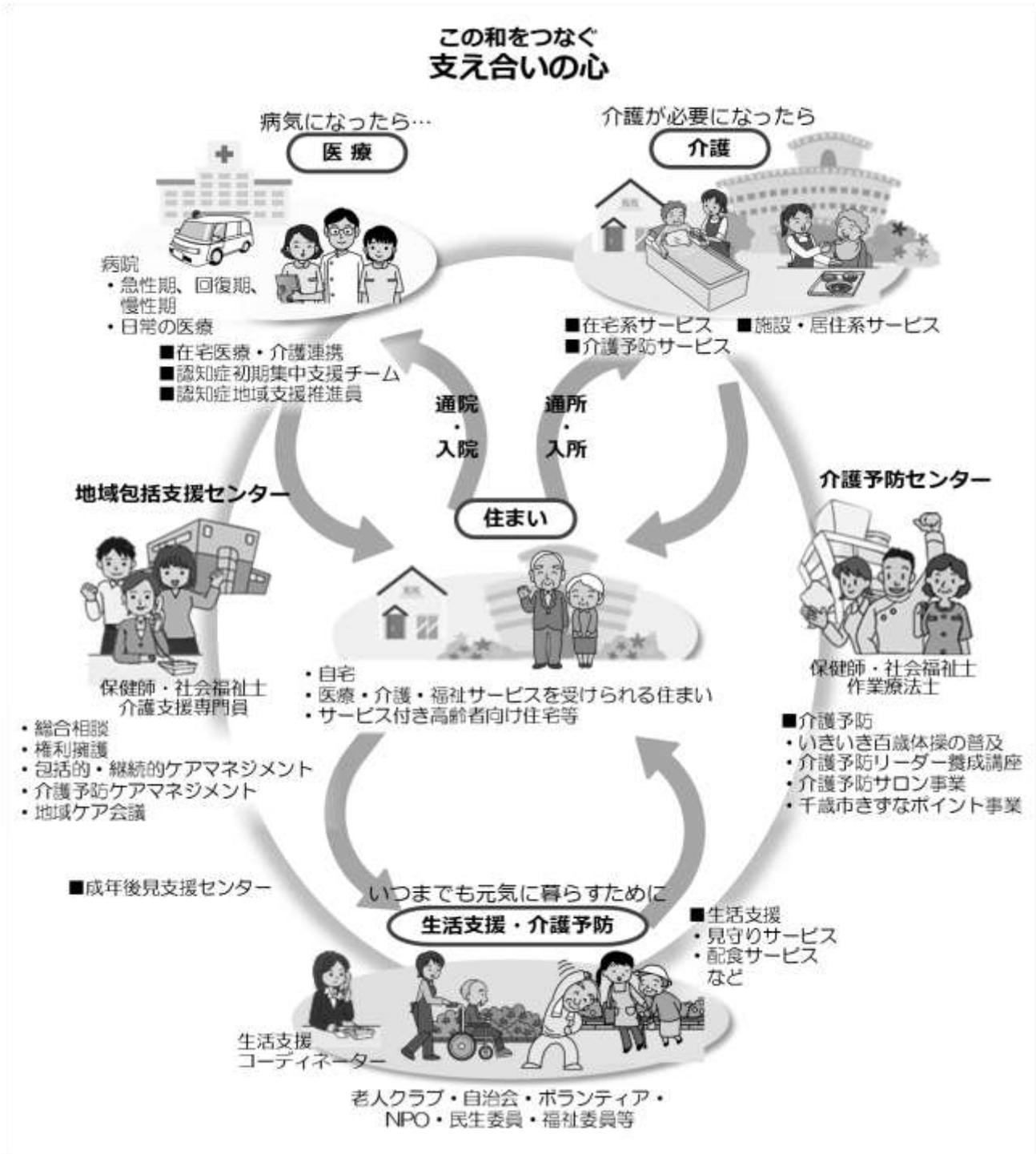
（1）千歳市が目指す地域包括ケアシステム

国は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、「地域包括ケアシステム」の深化・推進及びこうした考え方を広く応用した地域共生社会の実現を目指しています。千歳市においても、高齢者だけではなく、障がい者や認知症患者、子育て世帯、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、自立し安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指すとともに、後期高齢者の増加による医療・介護需要の増大や、ひとり暮らし高齢者の増加等による地域内での支え合いの必要性が高まる中、健康づくり等に関する意識の向上を図り、地域・社会活動、健康増進や介護予防の活動等、地域や社会に参加して人との関わりを持ちながら、住み慣れた地域でいつまでも生きがいをもって元気に暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、それぞれの地域のニーズに根差し、地域の人や関係機関とともに、地域の課題の把握・解決を図り、地域づくりを一層促進するとともに、事業者等と連携して、利用者から見た一体的なケアの提供を実現する仕組みづくりを行っていきます。

さらに、これまでも生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体を中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性ではなく、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めてきておりますが、本計画ではこうした考え方を発展させ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

図表 3-2-2 千歳市の各日常生活圏域における地域包括ケアシステムのイメージ図



(2) 千歳市の基本理念

【基本理念】

いくつになっても自分らしく、
元気で住み慣れた地域で支え合い、
安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

超高齢社会が進む中、人々のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化することが予測されます。それぞれの人々が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、お互いに助け合い支え合う、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

一方で、要介護者等が増加する中で、介護・医療等の支援を必要とする高齢者をはじめとしたあらゆる市民が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、市民同士、事業者等と連携・協働して、市民の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築に向け、着実に計画を推進していく必要があります。

これらの千歳市の状況や国の介護保険制度改正の、千歳市第7期総合計画や関連計画等を踏まえ、本計画では、第7期計画に引き続き「いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現」を基本理念とします。

2 政策目標

本計画の基本理念である「いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現」の実現に向け、3つの施策目標を設定します。

【基本的な政策目標】

政策目標1 生きがいを持って生活できるまちづくり

政策目標2 いきいきと元気に生活できるまちづくり

政策目標3 安心して暮らせるまちづくり

政策目標1 生きがいを持って生活できるまちづくり

「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、高齢者が地域で活躍できる場の充実を図り、地域活動の担い手となることで、生きがいづくりや仲間づくりなどの心身ともに元気に過ごすことのできる地域づくりが重要です。これまで培ってきた豊富な知識や経験を生かして社会参加や社会貢献を行うことにより、地域を支える一員としての役割を感じながら、活躍することができる地域の実現を進めます。

政策目標2 いきいきと元気に生活できるまちづくり

健康で活力に満ちた長寿社会を実現するためには、高齢者ができる限り健康でいきいきと生活を送ることができるよう、介護予防を推進することが必要です。

高齢者がますます増加することが見込まれる中、健康寿命を延ばし、元気な高齢者を増やすため、介護予防事業を積極的に展開するとともに、介護予防の取組が地域で自主的に行われるよう、長寿で健康な地域づくりを進めます。

政策目標3 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らすためには、高齢者やその家族のニーズに応じたサービスの充実が必要となります。そのため、介護サービス等の基盤整備の充実や認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携を進めるとともに、地域の実情に応じて地域住民やボランティアなどによる生活支援サービスを充実し、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を継続できる基盤整備を進めます。

3 計画目標

基本的な政策目標の実現に向けて取り組むべき計画目標は、次のとおりです。

【計画目標（重点取組事項）】

- 計画目標1 地域支援体制の機能強化
- 計画目標2 介護予防・健康づくりの推進
- 計画目標3 医療・介護体制の充実
- 計画目標4 支え合いの地域づくりの推進
- 計画目標5 認知症施策の推進
- 計画目標6 安心して暮らせる環境づくりの推進

計画目標1 地域支援体制の機能強化

地域の総合相談窓口の役割を担う地域包括支援センターを中心として、高齢者に関わる様々な機関・団体・専門職のほか、地域住民や民生委員、ボランティア等が連携しながら、地域ケア会議等の多様な機会を通して、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

計画目標2 介護予防・健康づくりの推進

健康で生きがいのある生活を送り、介護を必要としない生活を続けるためには、食事や運動等、日常生活習慣による疾病予防、身体機能の維持、老いの進行に対する不安解消や閉じこもり防止等が必要となります。

そのため、介護予防のイベントや社会参加の場を創出し、社会との関りを作り、介護予防や健康づくりを推進します。

計画目標3 医療・介護体制の充実

医療と介護が必要な状態になった場合でも、自宅等の住み慣れた生活の場で療養しながら、最後まで自分らしい生活を安心して送ることができるよう、認知症施策や看取りに関する取り組みを強化していきます。

また、今後、医療と介護の両方を必要とする慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護連携の推進を図り、地域全体で高齢者を支え合う体制づくりを推進します。

計画目標4 支え合いの地域づくりの推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加している中、医療・介護サービスのみならず、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化を行います。

また、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることで、要介護状態になること、あるいは要介護状態が重度化することを予防する介護予防・日常生活支援総合事業の取組を推進し、地域の実情に応じたサービスの提供体制の構築を推進します。

計画目標5 認知症施策の推進

高齢者数の増加とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症施策の推進は重要な課題です。

できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、介護予防や社会参加等を通じた認知症予防を推進するとともに、早期発見・早期対応に努めます。認知症になった場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域が認知症に対する正しい理解を深めることで、地域で支え合うことができるような地域づくりを目指します。

計画目標6 安心して暮らせる環境づくりの推進

高齢者がいきいきと元気に生活を送るため、安心して暮らし続けるためには、明るく活力に満ちた地域社会を実現することが重要であり、安心して暮らすことができる支援が求められています。

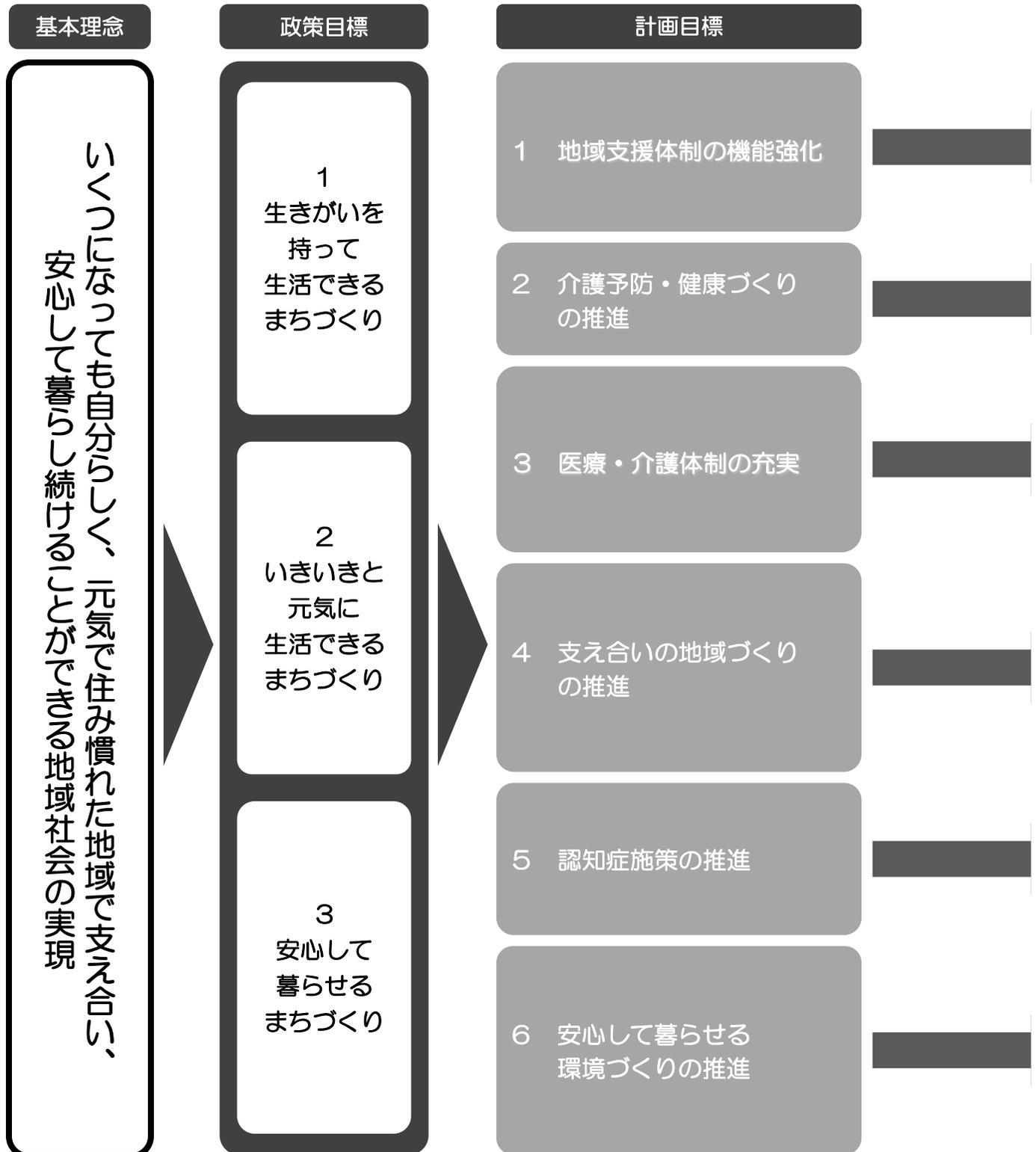
そのため、高齢者自身が地域の中で積極的に活動の機会が得られるよう、地域活動の担い手の育成や、地域住民が自主的に行う介護予防活動への支援、高齢者の地域貢献活動を積極的に奨励・支援する取組を行うことにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを推進します。

また、今後も高齢者虐待防止への取組を進めるとともに、成年後見制度の普及啓発や利用支援、市民後見人の養成を行い、支援を必要とする高齢者が円滑に制度を利用できるよう体制整備を進めます。

第4節 施策の体系

第8期計画では、介護保険給付対象者を含む全ての高齢者を対象とした施策の位置づけと関係を明らかにし、施策全体の体系化を図ることで、保健・医療・福祉分野を中心とした労働、教育、住宅、生活環境等、幅広い分野の施策の効率的な実施を目指します。

施策体系では、基本的な政策目標の実現に向かって、取り組むべき計画目標に対応した施策項目と具体的施策を示します。



施策項目	具体的施策
1 地域包括支援センターの体制強化	(1)総合相談支援業務 (2)権利擁護業務 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (4)介護予防ケアマネジメント業務
2 地域ケア会議の充実	
3 相談及び広報体制等の整備	(1)相談体制 (2)広報体制 (3)千歳学出前講座
1 自立支援・介護予防の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)介護予防ケアマネジメントの推進
2 健康づくりの推進	(1)介護予防普及啓発事業 (2)地域介護予防活動支援事業 (3)地域リハビリテーション活動支援事業
1 介護保険サービス等の充実・強化	(1)介護保険サービスの基盤整備 (2)介護保険サービスの質的向上 (3)介護保険サービスの低所得者対策
2 在宅医療・介護連携の推進	(1)医療と介護の一体的な提供に向けた取組 (2)在宅医療・介護の連携体制整備 (3)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
3 介護人材の確保・資質向上および事業者支援	(1)介護人材の確保・育成 (2)業務効率化に向けた支援
1 生活支援体制整備の推進	(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員) (2)協議体の設置 (3)地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
2 生活支援体制の充実	(1)在宅支援サービス (2)高齢者福祉施設
3 家族介護者等への支援	(1)家族介護者等への相談支援 (2)認知症高齢者見守り事業 (3)家族介護用品支給事業
4 生きがいづくりと社会参加の促進	(1)高齢者福祉サービス利用券助成事業 (2)敬老会事業 (3)敬老祝金贈呈事業 (4)老人クラブ活動
1 早期発見・早期対応の推進	(1)認知症初期集中支援チーム (2)認知症地域支援推進員 (3)若年性認知症施策の推進 (4)認知症ケアパスの普及
2 認知症の人を支える地域づくりの推進	(1)認知症の正しい知識の普及・啓発 (2)認知症の本人からの発信支援 (3)認知症サポーター養成講座の実施 (4)チームオレンジの構築 (5)認知症家族等への支援や居場所づくり (6)千歳地域SOSネットワーク (7)民間企業・大学との連携
1 安心して暮らせる住まいの確保	(1)高齢者世帯向けの特定目的住宅(市営住宅) (2)シルバーハウジング (3)サービス付き高齢者向け住宅 (4)有料老人ホーム (5)低所得高齢者の住まい支援 (6)福祉用具・住宅改修支援
2 人にやさしいまちづくりの促進	(1)防災・感染症対策の推進
3 高齢者の権利擁護の推進	(1)成年後見制度 (2)日常生活自立支援事業

第4章 施策の展開

第1節 地域支援体制の機能強化

1 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて中心的な役割を果たす機関です。

第7期計画までに介護予防センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、在宅医療・介護連携支援センター、生活支援コーディネーター、成年後見支援センターを整備し、地域包括ケアシステムの構築を進めてきており、これらの関係機関と連携して対応できる体制を整えることで、地域包括支援センターの体制強化を行ってきました。

また、地域包括支援センターは5つの日常生活圏域ごとに設置しており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置するとともに、高齢者人口の増加に合わせて、令和2年度から千歳市東区地域包括支援センターの人員を1名増加し4名体制としています。今後も千歳市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例に従い、適切な人員の配置を行っていきます。

千歳市の地域包括支援センター

名称 (主な担当地区)	職員数	内訳			
		主任介護 支援専門員	保健師	社会福祉士	プランナー
西区地域包括支援センター	4人	1人	1人	1人	1人
東区地域包括支援センター	4人	2人	1人	1人	-
北区地域包括支援センター	4人	1人	1人	1人	1人
南区地域包括支援センター	5人	1人	1人	1人	2人
向陽台区地域包括支援センター	2人	1人	1人	-	-

※プランナーとは、3職種以外に配置されている、介護予防プラン等を専門に担当する職員です。

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

高齢者やその家族、地域の関係者、医療関係者、介護サービス事業者などからの様々な相談に対応し、今後も市民に身近な相談拠点として、また、介護・福祉・医療等の関係者からの相談機関として、相談体制の充実を図っていきます。

(2) 権利擁護業務

認知症や虐待事例など専門的な支援を必要とする相談が増加しています。認知症地域支援推進員や千歳市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、権利侵害の予防や防止の支援を専門的に行い、高齢者が地域において尊厳ある暮らしを維持できるように必要な支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、高齢者やその家族に包括的・継続的に支援していくことができるよう、ケアマネジャーへの支援を行っていきます。

また、市内の主任介護支援専門員の協力を得ながら、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修会等の取り組みを行っていきます。

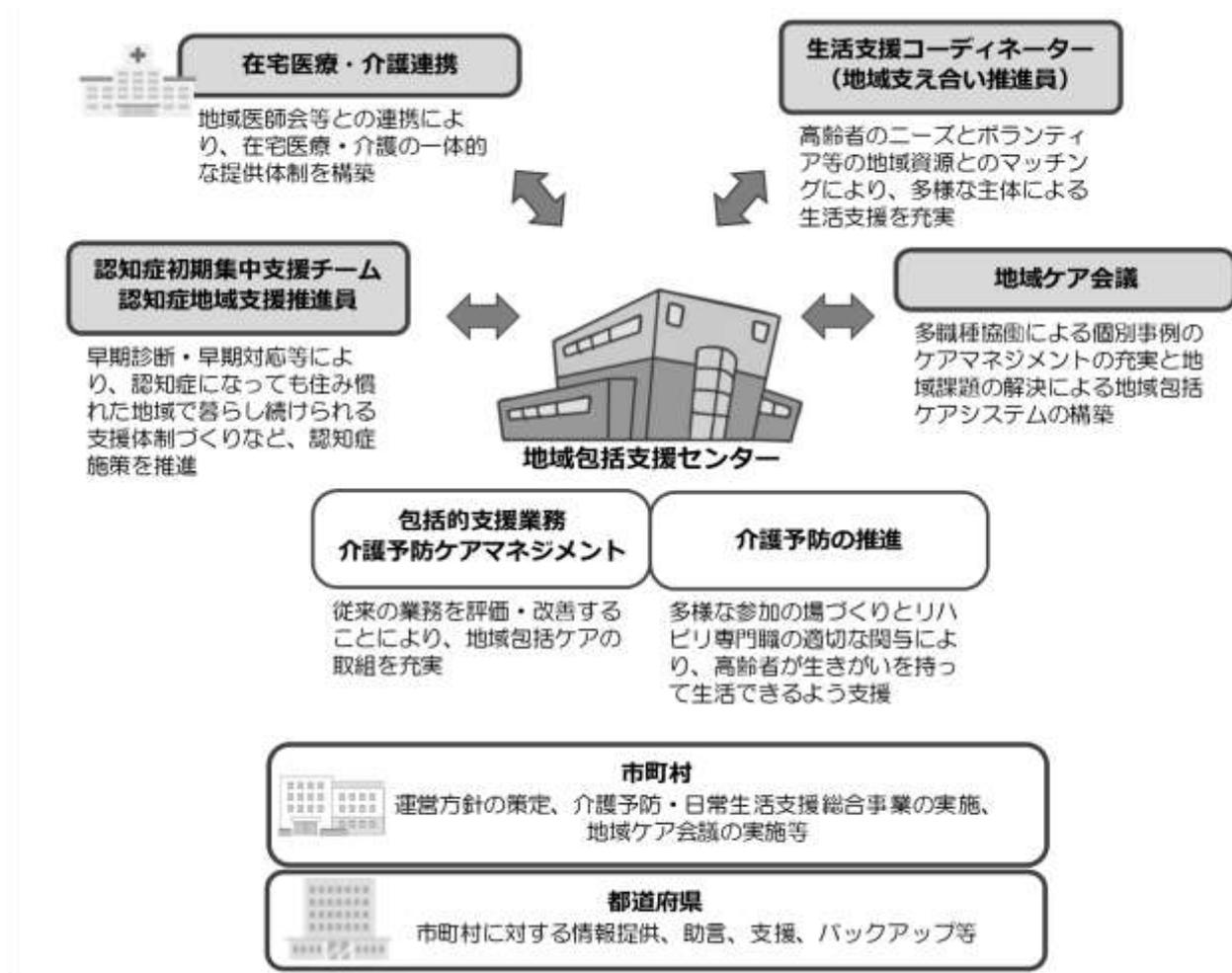
(4) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、また、要支援・要介護状態になっても悪化しないよう高齢者ができる限り自立した生活を送れるように支援することを目的としています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントでは、介護予防支援と同様に、要支援者に対してアセスメントを実施し、その状態や置かれた環境等に応じて、高齢者本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成することとなります。

指標名	第7期の取組実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み
地域包括支援センターの相談受付件数	4,605件	4,700件	4,800件

図表 4-1-1 地域包括支援センターの機能強化（イメージ図）



2 地域ケア会議の充実

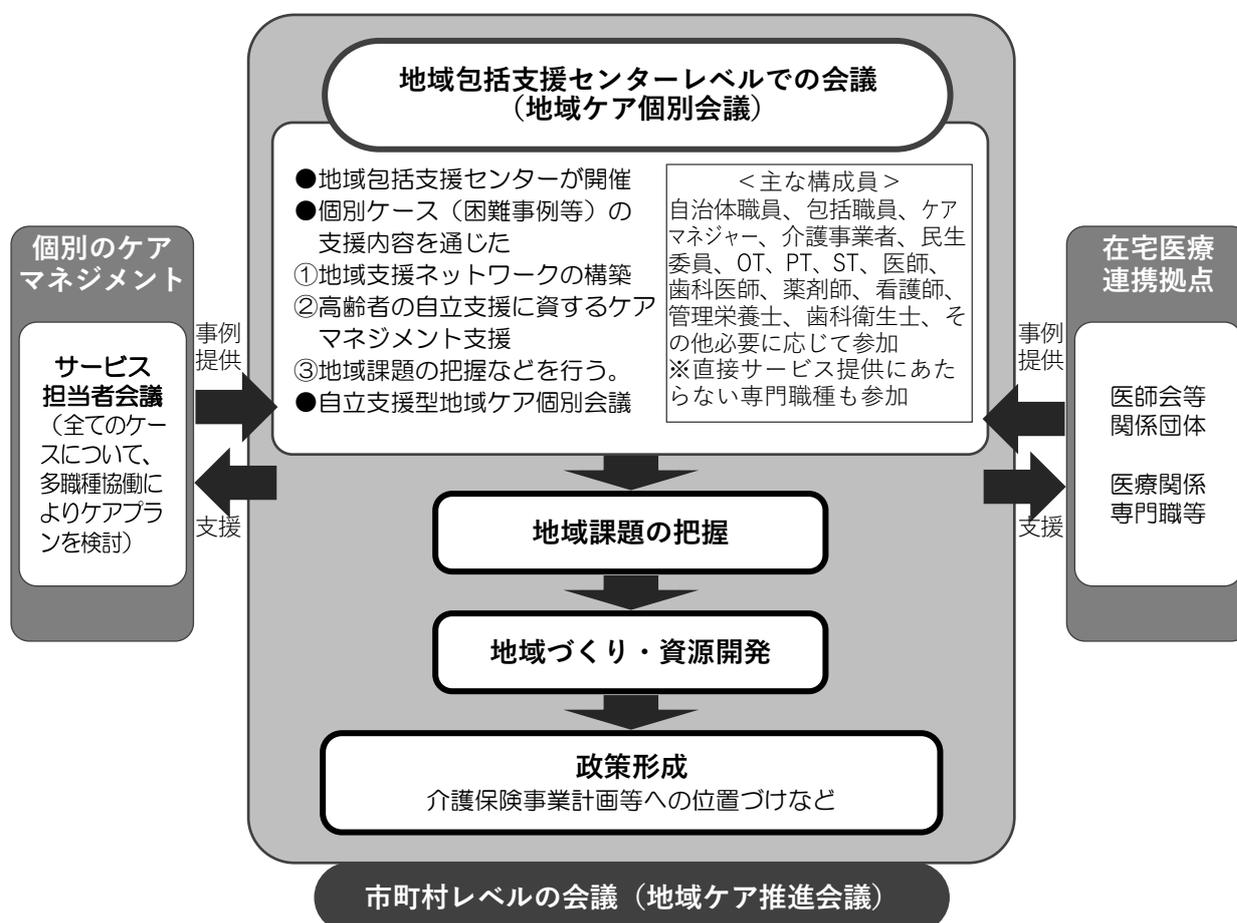
地域の共通する課題に対し、地域包括支援センターが地域ケア会議を開催することにより、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職のほか、関係者が協働して解決に向け検討を行います。

また、そのノウハウの蓄積や課題を共有し、ネットワークづくりや地域づくり、地域資源の開発、政策形成等につなげる等、「地域包括ケアシステム」の構築に向け地域ケア会議の充実に努めます。なお、地域ケア会議は平成26年度から全ての地域包括支援センターで実施されています。

令和2年度から薬剤師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士等の専門職の協力を得ながら、要支援・要介護高齢者の身体機能の維持・向上を行い、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活をできるだけ長く営むことができることを目的とした自立支援型地域ケア個別会議を行っています。

指標名	第7期の取組実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み
地域ケア会議の実施回数	24回	25回	20回

図表 4-1-2 地域ケア会議の構造



3 相談及び広報体制等の整備

(1) 相談体制

地域包括支援センターが市内5か所の日常生活圏域全てに設置されており、身近な地域で相談が受けられるようになっています。

千歳市しあわせサポートセンター内に設置された千歳市介護予防センターにおいても、社会福祉士等の専門職が配置されており、介護予防教室の参加者に対して、主に地域包括支援センターにつなげる等の相談支援を行っています。

認知症の相談については認知症疾患医療センターと千歳市北区地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員も相談窓口となっています。

生活支援コーディネーターが関わって地域で運営している「ちょこっと茶屋」「いぶすき茶屋」「きずな茶屋」などでも専門職が常駐しており、身近な場所でも相談を受けられる体制構築を進めています。

(2) 広報体制

高齢者に関する保健・医療・福祉及び介護保険について、市民が必要とする情報を広報ちとせや市のホームページ、市民説明会等で積極的に提供します。

また、市役所窓口や地域包括支援センター及び各種相談窓口において、「ちとせの介護保険・保健福祉サービスガイド」を提供しています。

第2節 介護予防・健康づくりの推進

1 自立支援・介護予防の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

予防給付として提供されていた全国一律の訪問介護及び通所介護は、市町村が実施する地域支援事業に移行しました。要支援者等の多様な生活支援ニーズによりきめ細やかに対応するため、既存の介護サービス事業者や住民等の地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者に加えて生活機能の状態を調べる基本チェックリストを受けた結果、生活機能の低下がみられた方を対象に、訪問型サービスや通所型サービスと併せてその他の生活支援サービスを実施することとなります。

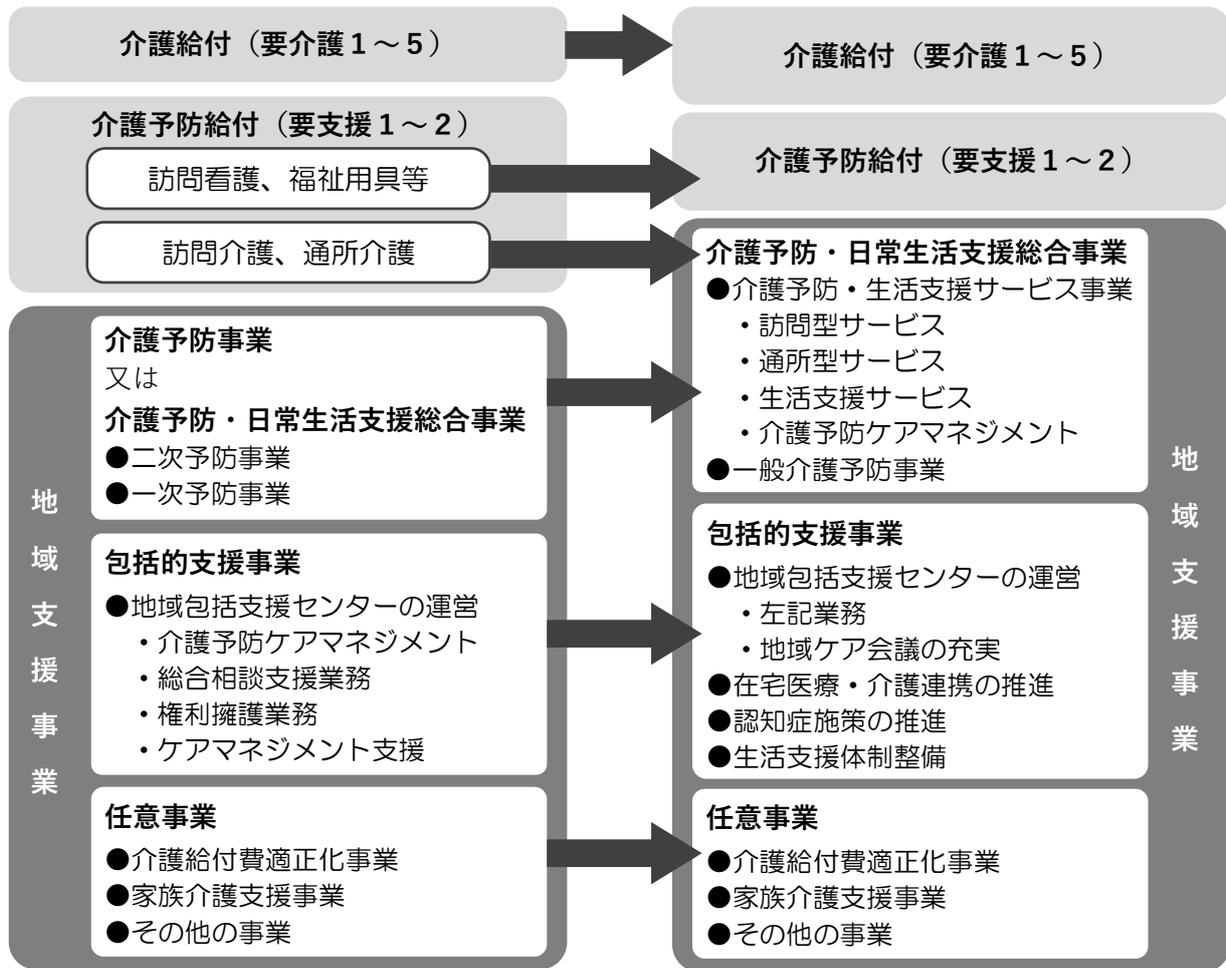
訪問型サービスや通所型サービスでは、旧介護予防給付相当の訪問介護及び通所介護に加えて、身体介護を含まないサービスに限定した訪問型サービスA及び通所型サービスAを提供しています。

また、その他の生活支援サービスでは、見守りや配食、「暮らしのちょっと応援サービス事業（ヤマセミねっと）」などの高齢者の日常生活を支援するサービスを実施しています。

(2) 介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防・生活支援サービス事業では、従来の地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成される各事業を組み合わせ実施することとなります。要支援認定者となる高齢者の状態や環境等に応じてふさわしいサービスが選択できるようケアプランを作成し、在宅生活が継続できるよう支援します。

図表 4-2-1 法改正による介護予防・日常生活支援総合事業



2 健康づくりの推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた事業を推進します。

市では介護予防を推進するため、平成26年4月に千歳市しあわせサポートセンター内に千歳市介護予防センターを設置し、介護予防の基本的な知識等の普及啓発を行うことで、介護予防の大切さを広めるとともに、高齢者が日常生活の中で自主的に取り組むことが可能ないきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、ノルディックウォーキング等の運動の普及を積極的に進めています。

また、介護予防における地域活動の担い手として、介護予防リーダーの養成を行うとともに、各地域で行われる自主的な介護予防活動を支援します。

(1) 介護予防普及啓発事業

広報ちとせや市のホームページを活用した周知や介護予防教室、講演会、出前講座などを通して、介護予防普及啓発に努めます。

指標名	第7期の取組実績			第8期の計画目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防イベントや出前講座の実施回数	48回	43回	6回	6回	40回	40回
介護予防教室の実施回数	116回	108回	96回	100回	120回	120回
ノルディックウォーキングポールの貸出件数	5,662回	5,501回	5,000回	5,000回	5,500回	5,500回
認知症サポーター累計人数	6,156回	6,588回	6,800回	7,000回	7,600回	8,200回

(2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防リーダー養成講座、介護予防サロン事業、千歳市きずなポイント事業等を実施し、これらを通して高齢者の心身機能の向上、活動、社会参加等にバランスよく働きかけます。

また、これらの事業等から高齢者の主体的な活動を促し、人々との交流の場や通いの場づくりなどで、共生する地域づくりの一環とするよう努めます。

① 介護予防リーダー養成講座

各地域で自主的に介護予防活動を継続実施できる仕組みを構築するため、ボランティア活動に関心があり、介護予防教室のサポートや町内会・老人クラブなどで、介護予防活動を実施できる方を対象に、介護予防リーダー養成講座を実施します。

高齢者自身が養成講座に参加することで、「サービスの受け手」から「サービスの担い手」になり、介護予防活動を通して、やりがいや生きがいを実感するような地域づくり目指します。さらに、介護予防リーダーフォローアップ講座を開催し、指導技術の向上やリーダー同士が交流する機会とします。

② 介護予防サロン事業

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、町内会等の地域単位で自主的に行う介護予防活動を支援し、元気な高齢者を増やすための仕組みづくりを目指します。

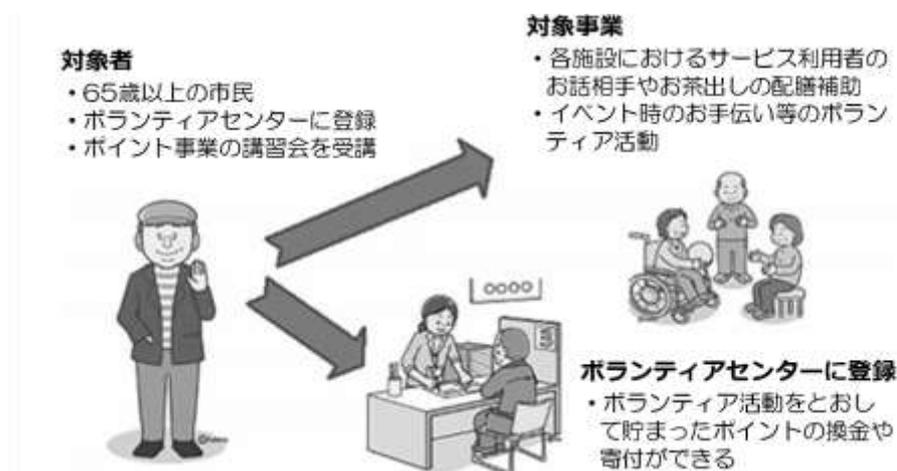
市が実施する介護予防リーダー養成講座を修了した介護予防リーダーが、地域に住む高齢者に対して、市が指定する介護予防活動を行った場合に助成を行っています。

③ 千歳市きずなポイント事業

きずなポイント事業の受け入れ施設として登録している高齢者施設及び子育て支援施設において、高齢者がボランティアとして介護支援や子育て支援を行った場合にポイントを付与します。そのポイントを還元できることにより、高齢者の地域貢献を積極的に奨励・支援し、本人の健康増進や社会参加活動を通しての介護予防の効果が期待できます。元気な高齢者の知識や経験を生かしながら、生きがいづくりを促進する仕組みを構築するとともに、高齢者がボランティア活動を始めるきっかけづくりとして千歳市きずなポイント事業を実施しています。

指標名	第7期の取組実績			第8期の計画目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防リーダー累計人数	304人	328人	343人	360人	370人	380人
介護予防サロンの実施回数	2,278回	2,191回	1,000回	1,000回	2,200回	2,200回
きずなポイント事業登録者数	212人	235人	240人	250人	270人	300人
地域介護予防活動の助成金交付件数	20件	22件	20件	20件	25件	25件

図表 4-2-2 きずなポイント事業の流れ



出典：千歳市社会福祉協議会

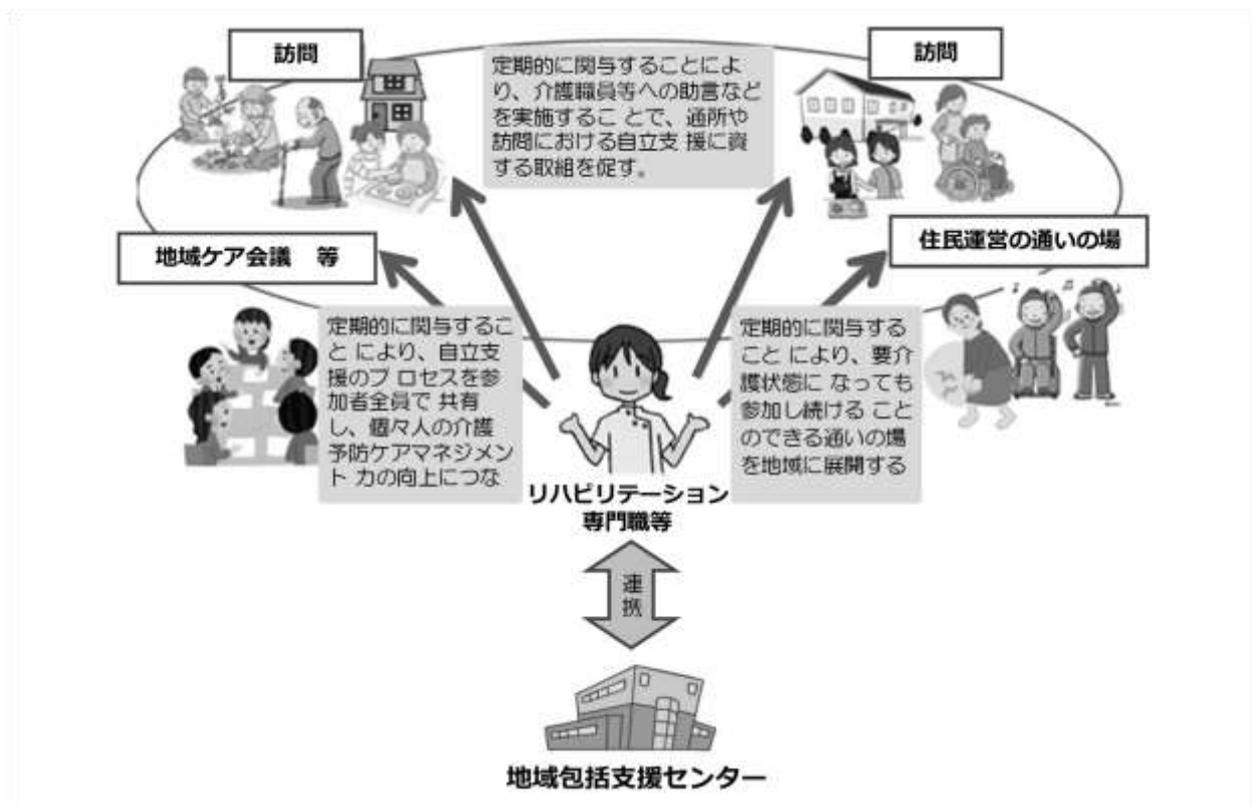
(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

通所介護事業所への支援、地域ケア会議への参加、任意団体への支援など、地域における介護予防の取組にリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

また、高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、リハビリテーション専門職の立場から住宅改修等の助言を行っています。

指標名	第7期の取組実績			第8期の計画目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域リハビリテーション活動への支援件数	50件	18件	10件	10件	30件	30件

図表 4-2-3 地域リハビリテーション活動支援事業の概要



主典：厚生労働省老健局資料

第3節 医療・介護体制の充実

1 介護保険サービス等の充実・強化

(1) 介護保険サービスの基盤整備

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、安定した介護保険サービスの提供体制を維持するとともに、その充実を図ることが重要です。

介護保険サービスは、事業者からの申請により、北海道又は市が指定等を行った施設や事業者が提供しますが、このうち、市が指定することができる「地域密着型サービス」の「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」及び「(看護)小規模多機能型居宅介護」について、その指定を次の表のとおり重点的に進めます。

なお、これ以外の「地域密着型サービス」について、事業者からの申請があった場合は、指定基準の有無や本計画の達成状況を踏まえて指定を行います。

図表 4-3-1 第8期計画 地域密着型サービス重点整備予定表

サービス名	事業所数	定員数
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2	36名 (既存事業所の増員があった場合は54名)
小規模多機能型居宅介護	4	116名
看護小規模多機能型居宅介護		

(2) 介護保険サービスの質的向上

①介護給付等適正化事業

介護給付費の適正化の推進は、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営につながることから積極的な取組が必要です。

このため、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）が提供する給付情報等を活用し、介護給付の効率化や適正化に努めます。

1) 要介護認定の適正化	要介護認定の基礎となる認定調査及び主治医意見書の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
2) ケアプランの点検	居宅介護支援事業所等が作成するケアプランをチェックすることにより、利用者の自立支援につながる適切なケアプランの作成を促し、給付の適正化につなげます。
3) 住宅改修等の点検	申請書類の点検や実地調査を行うことにより、不適切または不要な住宅改修や福祉用具の購入・貸与を防止し、利用者の身体の状態に応じて必要な利用を進めます。
4) 医療情報との突合及び縦覧点検	国保連から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正に努めます。
5) 介護給付費通知の送付	介護サービスの利用者に対して、介護給付に関する情報を定期的に提供して、介護サービス提供事業者からの架空請求や過剰請求などの防止を図ります。

②情報提供体制

市民が必要とする介護情報について、広報ちとせや市のホームページのほか、「ちとせの介護保険・保健福祉サービスガイド」等を作成し、市役所窓口のほか地域包括支援センター、介護サービス事業所等の身近な機関で情報入手ができるよう体制整備を図ります。

③外部評価及び自己評価

サービス利用者が適正な情報を得ることができるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAMNET（ワムネット）」で、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）について、「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」が公開されています。これにより、介護保険サービス事業者の運営状況の把握と的確な情報提供に努めます。

④地域密着型サービス事業者の指定・指導・監査

地域密着型サービスについて、サービスの質を確保するため、市は、事業者に対して実地指導や指導監査を実施し、給付の内容及び請求の内容など事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう指導するとともに、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、ケアの質の向上及び保険給付費の適正化に努めます。

⑤居宅介護支援事業者の指定・指導・監査

介護保険制度の改正により、平成30年度からは居宅介護支援事業所についても本市が指定・指導・監査を実施します。

⑥介護サービス事業者情報の公表制度

利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、全ての介護サービス事業者に介護サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表することが義務付けられています。

この情報は、北海道介護サービス情報公表センターのホームページにより公表されており、利用者に対して積極的に周知を図ります。

⑦苦情申立に対する対応

サービス利用者からの苦情申し立てなどの相談体制については、本市の窓口で対応するほか、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を取りながら利用者の支援を行い、問題の早期解決に努めます。

⑧介護職の知識・技術の向上

千歳市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療と介護の連携を目的とした研修（ちとせの介護医療連携カレッジ）を開催し、市内の経験のある専門職が講師となり、介護技術、摂食・嚥下障害ケア、相談援助、若手従事者キャリアアップ、労務管理・職場環境改善などのコースで職種に合った研修が受けられる研修となっています。これらの研修を活用して頂き介護職の知識・技術の向上に努めて行きます。

(3) 介護保険サービスの低所得者対策

①障がい者訪問介護支援措置

障害者総合支援法の規定によるホームヘルプサービスの提供から、介護保険法の規定による訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）の利用への円滑な移行を図るため、訪問介護等に係る費用の負担軽減を図ります。

②社会福祉法人等による利用者負担軽減の補助

低所得者で生計が困難である方について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、特別養護老人ホーム、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護または介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）等の利用者負担を軽減するものです。社会福祉法人等に対する一部助成（補助）を継続して実施します。

③生活福祉資金貸付制度(千歳市社会福祉協議会が実施)

介護保険サービスを必要とする高齢者等が適切に利用できるよう、日常生活上介護を必要とする65歳以上の高齢者の属する世帯及び低所得世帯を対象に、サービス利用料、介護保険料、食事標準負担等に相当する額の貸付を継続して実施します。

④受領委任払い

高額介護(介護予防)サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費について、サービス利用者の一時的な経済負担の軽減を図るため、利用者は自己負担額のみ支払い、残額については、事業者が直接市から支払を受ける受領委任払いを継続して実施します。

⑤高額介護(介護予防)サービス費

介護サービスの利用者が1か月に支払った1割(一定所得者以上は2割)負担分(住宅改修費等を除く)が、一定の上限(負担限度額)を超えたとき、利用者の申請により高額介護サービス費として超えた分が払戻しする高額介護サービス費の支給を継続して実施します。

⑥高額医療合算介護(介護予防)サービス費

平成20年4月の後期高齢者医療制度創設に伴い、医療費と介護保険サービスの自己負担額が著しく高額となった場合、利用者の申請に基づき、一定額を超えた分を払戻しする制度です。

なお、介護保険法の改正により、平成30年8月から、現役並みの所得者については、現役世代と同様に細分化した上で限度額が引き上げられます。

⑦特定入所者介護(介護予防)サービス費

介護保険施設の入所者や短期入所サービスを利用する方のうち市民税非課税世帯の利用者について、申請に基づき、食費・居住費(滞在費)を補助するサービスです。

2 在宅医療・介護連携の推進

平成30年度からしあわせサポートセンター内に千歳市在宅医療・介護連携支援センターを設置し、8つの事業を担っています。

(1) 医療と介護の一体的な提供に向けた取組

①地域の医療・介護の資源の把握

市内の医療機関・介護事業所のマップやパンフレット等の資源リストの活用や、ケアマネジャー等が必要とする介護保険事業所等の詳細な情報を把握し、リスト化してパンフレットやホームページに掲載するなどの取り組みをしています。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療関係機関や介護事業所等の介護関係機関の協力を得ながら、平成30年度に医師会、歯科医師会、薬剤師会や介護事業所等の関係機関の代表を構成員とする千歳市在宅医療・介護連携推進会議を設置しました。事例検討による課題の抽出やその解決方法等について協議をしています。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて取組を進めています。

その一環として、医療・介護関係者を対象とした介護と医療連携に係るフォーラムを年1回開催しています。また、在宅医師、看護師、有床医療機関、介護保険サービス事業所職員で構成する在宅連携部会（年6回）で課題の検討と対応策の検討をしています。

④地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスや在宅での看取り等のサービス利用を促進するため、市民学習会や地域連携フォーラム等の開催をし、普及啓発に努めます。このほか、在宅医療をテーマにした映画の上映会、出前講座なども実施しています。

指標名	第7期の取組実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み
普及啓発イベント等の実施回数	8回	11回	4回

(2) 在宅医療・介護の連携体制整備

①医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護サービスの連携において、共有すべき情報の検討をしています。また、必要な情報を必要な時に共有することができる共通様式を作成するためのケアカフェを開催し、医療・介護関係機関の専門職の意見を聞き、令和元年度に共通様式が完成しています。居宅介護支援事業所に配布するとともに、医療機関への周知も行い、共通様式の使用の推進等を図ります。

②在宅医療・介護連携に関する相談支援

千歳市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療・介護関係者、地域包括支援センターからの相談の受付及び情報提供を行い、医療と介護連携をコーディネートする相談員を配置しています。令和元年度から相談員を1名増員し、2名体制で実施しています。

③医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護関係者がグループワーク等を通じて、多職種連携を学ぶ機会や介護職種を対象とした医療関連の研修会等を実施しています。

これまでも連携を目的とした多くの研修会等を実施している中で、改めて内容を整理し、令和元年度から「ちとせの介護医療連携カレッジ」を開催し、コース毎に年6回（摂食・嚥下障害ケア、相談援助・マネジメント、労務管理・職場環境改善、在宅医療など）実施する予定となっています。これらを今後も継続して開催します。

指標名	第7期の取組実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み
在宅医療・介護連携に関する相談支援件数	76回	69回	107回
医療・介護関係者の研修等実施回数	24回	37回	9回

(3) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

千歳保健所で主催する千歳市・恵庭市・北広島市の医療関係者・介護関係者等を構成員とする「多職種連携協議会」に参加し、情報交換を行うとともに、連携を図っています。このほか、近隣自治体との共同イベントなどを実施しています。

3 介護人材の確保・資質向上および事業者支援

(1) 介護人材の確保・育成

特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会が中心となり、介護・医療分野に特化した就職相談会を実施することで、介護人材の確保に努めており、継続して実施できるように支援していきます。

介護人材の育成については、千歳市在宅医療・介護連携支援センターで実施している「ちとせの介護医療連携カレッジ」で若手従事者を対象とした研修や専門職を対象とした多様な内容の研修会を開催しています。

また、介護施設等への職業あっせん事業の展開や離職者防止のためのWEBセミナーなど、長期的な視点に立った対策の推進を行うため、特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会に基金を開設し継続的に実施していきます。

①就職相談会の実施

ハローワークや市内事業所と連携して就職相談会を開催し、求職者のニーズに合った職場選択や、キャリアアップなどについての相談体制を整えます。

②職業あっせん事業の展開

求職者が長期的に就労できるように、就職先との適切なマッチング、就職後のキャリアコンサルティング等を実施します。

③職場環境改善支援

市内事業所の職員採用や離職防止に関する相談支援を実施します。また、市内事業所のリーダー、マネージャー向けの研修会、情報交換会を実施し、職場環境の改善を支援します。

④事業所PR支援

市内事業者をPRするための動画を作成し、インターネット上で公開することや、SNSの活用、お仕事マップの作成などを行い、事業所PR活動の支援を行います。

(2) 業務効率化に向けた支援

指定申請、報酬請求及び指導監査に関する制度及び手続が複雑化しており、介護事業者の負担が増大している状況があることから、業務効率化に向けた取り組みとして、提出時の文書、押印、原本証明等の簡素化について検討していきます。

第4節 支え合いの地域づくりの推進

1 生活支援体制整備の推進

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

交流サロンや見守り、家事援助や外出支援等、高齢者の日常生活支援の提供体制の構築のために、千歳市社会福祉協議会に業務を委託し、第1層生活支援コーディネーターを2名、第2層生活支援コーディネーターを3名配置しています。生活支援コーディネーターは地域支え合い推進員とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役になります。

地域に不足する支援の開発、住民主体の活動、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等、多様なサービス提供者とのネットワークを構築するとともに、住民ボランティアの支援、高齢者の通いの場の支援等を通じた生活支援の担い手の育成を行います。

指標名	第7期の取組実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み
交流サロン等実施回数	0回	31回	40回

(2) 協議体

5カ所の日常生活圏域ごとに、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、介護サービス事業者、町内会、民生委員等が構成員として第2層協議体を設置しています。地域における介護予防・生活支援サービスに係る関係者のネットワーク化や地域の情報共有や協働による資源開発等を進めていきます。

また、第1層生活支援コーディネーターが中心となり、市全域を対象とする第1層協議体として、各圏域での好事例等を紹介する場の開催や生活支援体制整備事業の周知・啓発等を組織的に支援しています。

指標名	第7期の取組実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み
協議体の実施回数	21回	13回	5回

図表 4-4-1 生活支援コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ



(3) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会が中心となり、介護・医療分野に特化した就職相談会等を実施することで介護人材の確保に努めているほか、初心者や専門職を対象とした多様な内容の研修会を開催しており、今後も介護・医療従事者の確保と資質の向上に向けた取組を支援していきます。

2 生活支援体制の充実

(1) 在宅支援サービス

① 緊急通報システム

日常生活上、注意を要する状態にある一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、急病や事故などの緊急時の対応を図るため、継続した緊急通報システムサービスの提供を行っていきます。

また、消防の通報の共同運用が令和7年から開始されるに伴い、今後の運用方法についての検討が必要であることから、光回線や携帯電話に対応したサービスの拡大も含めた検討を行います。

②福祉電話の貸与

市民税非課税で、一人暮らしの高齢者世帯、高齢者夫婦世帯などで緊急通報システムの利用などが必要となる世帯に対し、電話機の使用に必要な回線及び配線を貸与します。今後、緊急通報システムの見直しに合わせ、福祉電話の在り方についても検討を行います。

③福祉機器リサイクル貸出事業（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

在宅の身体障がい者及び要介護認定者以外の方で介護を必要とする高齢者を対象に車いす、特殊寝台などの福祉機器の貸し出しを行います。

④除雪作業支援事業（本市の委託により千歳市社会福祉協議会が実施）

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯等を対象に、ボランティアが除雪を支援します。

⑤ホームヘルプサービス（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

千歳市社会福祉協議会協力会員による家事援助を中心としたサービスを提供します。

⑥大掃除サービス（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

65歳以上で日常生活に不便のある高齢者等を対象に、日常できない部分の大掃除を行うサービスを提供します。

⑦ふとん丸洗いサービス（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

65歳以上で日常生活に不便のある高齢者を対象に、掛け布団、敷き布団、毛布の3枚1組を洗濯・乾燥するサービスを提供します。

⑧健康増進サービス（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

介護者なしでは旅行することが困難な外出の機会が少ない高齢者を対象に、健康づくり、友達づくりを目的として、施設見学、温泉などの日帰り旅行を行います。

⑨調理教室（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

高齢男性等を対象に、自分で作ることの喜びや食事の栄養バランスについて学んでもらうことを目的に、手軽に作れる調理を体験してもらう調理教室を実施します。

⑩地域自立生活支援事業

a. 生活援助員派遣事業

道営住宅やまとの杜団地及び市営住宅北栄C団地のシルバーハウジングに居住する高齢者に対し、安否の確認等のサービスを提供するため、生活援助員(L S A)を派遣します。

b. 訪問給食サービス事業

身体機能の低下、傷病等により調理できない一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯等に安否確認を目的として年末年始を除く毎日、昼食及び夕食を配達するサービスを行います。

(2) 高齢者福祉施設

①養護老人ホーム（千歳千寿園）～特定施設入居者生活介護対象

環境上の理由や経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者の方が入所する施設です。入所に当たっては、その要否を判定するため、医師等で構成する千歳市入所判定委員会が審議を行い、決定します。養護老人ホーム千歳千寿園（定員50人）は、高齢化等により介護を必要とする入所者の増加に対応するため、特定施設入居者生活介護(定員30人)の指定を受けています。

環境上及び経済的理由のほか、家族等からの虐待を受けている高齢者を一時保護するための施設としても機能しており、地域包括支援センター等と連携を図りながら、今後も適切な支援を継続します。

②介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス千歳ふくろうの園）～特定施設入居者生活介護対象

60歳以上で生活することに不安を抱いている高齢者が生活する施設です。個人の自立を尊重した在宅型の生活環境を目指した施設で、有料老人ホームと比較して低廉な費用で入所することができます。大和地区いきいき保健・福祉プラン（平成14年3月）策定に基づき、平成18年5月から、定員50人で開設しています。

ケアハウス千歳ふくろうの園についても、特定施設入居者生活介護(定員50人)の指定を受けており、介護サービスが必要な入所者に対するケアも対応可能であることから、ニーズは高く、継続してサービス提供に努めます。

3 家族介護者等への支援

(1) 家族介護者等への相談支援

家族介護者等への相談支援については、地域包括支援センターがその役割を担っており、介護が必要な方を支援しながら家族の支援も行っています。認知症の人の家族介護者に対しては、地域包括支援センターに加え、認知症地域支援推進員による相談支援や千歳認知症の人を支える家族の会（はまなすの会）を紹介するなどの支援を行っています。

また、家族の介護離職防止のため、社会保険労務士による介護休業法の説明会などの取組を定期的実施しています。

(2) 家族介護用品支給事業

非課税世帯で要介護4又は5の状態にある方を在宅で介護している同居の親族に対し、その経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等の介護用品の購入助成を行います。

また、介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活するために、対象者や助成金額の拡大について検討します。

4 生きがいつくりと社会参加の促進

(1) 高齢者福祉サービス利用券助成事業

高齢者の方の積極的な社会参加を促進するとともに、閉じこもりや寝たきりなどの防止を図るため、1枚当たり100円の福祉サービス利用券を100枚支給します。

この利用券は、あらかじめ登録されたバス、タクシー（ハイヤー）、公衆浴場、温泉、理容、美容、あんま・マッサージ、はり、きゅうで使用することができるものです。利用券の支給要件は、7月1日現在において市内に引き続き6か月以上居住し、市民税が非課税となる満75歳以上の高齢者の方となっています。

(2) 敬老会事業

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、その長寿をお祝いするため、毎年9月15日現在において75歳以上となる高齢者を対象として、式典を開催し祝品を贈呈します。なお、東千歳地区と支笏湖地区に居住する高齢者は、農繁期や観光シーズンなどの時期的事情を考慮し、別に敬老会を開催します。

(3) 敬老祝金贈呈事業

毎年9月15日現在において、6か月以上引き続き居住し、かつ、住所を有している満77歳（喜寿）、満88歳（米寿）、満99歳（白寿）及び満100歳の方の長寿を祝福するとともに、社会に貢献した労をねぎらい、祝金を贈呈するものです。満100歳の方については、市長が自宅などを訪問し、祝金を贈呈しています。

高齢者の増加や、男女ともに平均寿命が80歳を超えている現状から、贈呈年齢や贈呈年齢の見直しなどの検討を行います。

(4) 老人クラブ活動

老人クラブは、高齢者の仲間同士がクラブ活動を通じ、暮らしを豊かなものにするとともに、知識と経験を生かして社会の一員としての役割を果たすことを目的とした自主的団体です。この円滑な活動を支援するため、千歳市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに補助金を交付しています。

第5節 認知症施策の推進

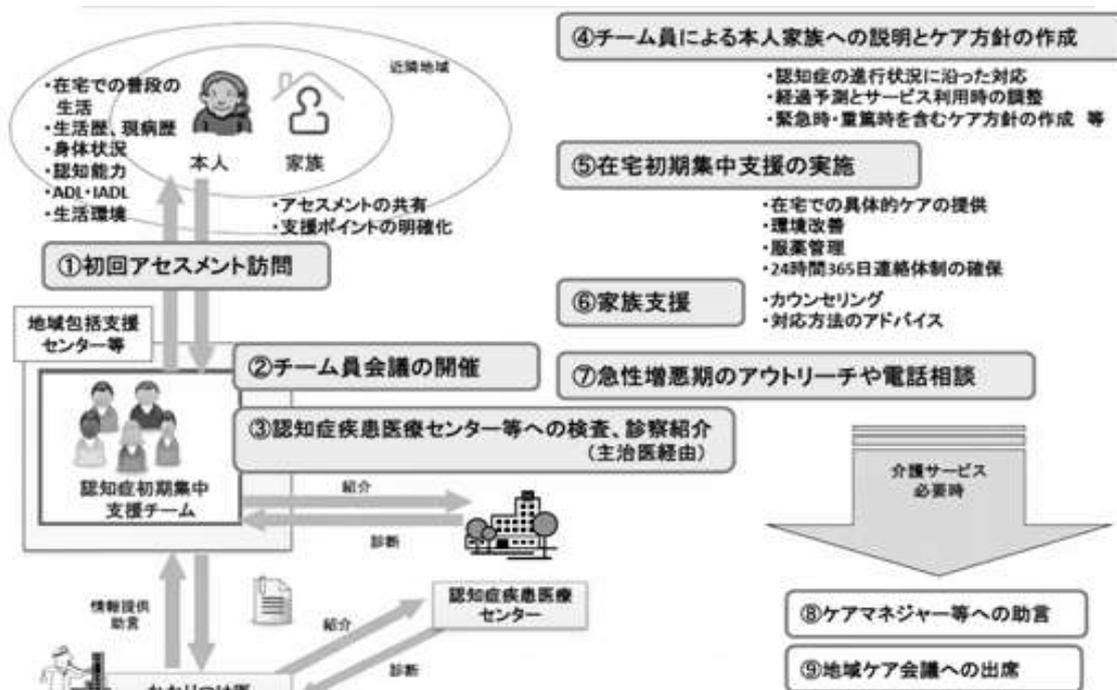
1 早期発見・早期対応の推進

(1) 認知症初期集中支援チーム

早期対応の遅れから認知症の症状が悪化し、行動、心理症状等が生じてから、医療機関を受診している例が多く見られます。認知症初期集中支援チームは、初期の段階から医療と介護の複数の専門職がチームとして認知症が疑われる高齢者やその家族を訪問し、その症状に沿った対応のアドバイスをします。また、医療や介護サービスにつながっていない場合には、必要に応じて支援を行う等の早期発見・早期対応の体制を推進します。

指標名	第7期の取組実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み
相談受付件数	49件	24件	24件
支援依頼件数	17件	11件	12件

図表 4-5-1 認知症初期集中支援チームの概念図



出典：厚生労働省老健局資料

(2) 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、新オレンジプラン（①本院主体の医療・介護等の徹底・②発症予防の推進・③早期診断・早期対応のための体制整備・④行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等への適切な対応・⑤認知症の人の生活を支える介護の提供・⑥人生の最終段階を支える医療・介護等の連携、⑦医療・介護等の有機的な連携の推進）の推進役という役割をもち、当市では2名の専門職を配置しています。

地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、千歳認知症の人を支える家族の会（はまなすの会）、絆の会（グループホームの職能団体）、千歳市在宅医療・介護連携支援センター、千歳市介護予防センター等の関係機関と連携し、認知症の高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心・安全に過ごすことができるよう相談支援や支援体制の構築を図る取り組み、認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを行います。

指標名	第7期の取組実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み
相談受付件数	68件	61件	70件
出前講座などの普及啓発活動実施回数	47回	61回	69回
認知症地域支援推進員の地域会議等への参加回数	50回	42回	33回

(3) 若年性認知症施策の推進

65歳未満で認知症を発症する若年性認知症の方が地域で安全・安心に暮らすことができるように、市民や認知症支援に関わる関係者の理解を深めるとともに、地域において若年性認知症の方やその家族への適切な支援を推進します。

また、若年性認知症は高齢者の認知症と異なり、現役世代で発症し、就労の継続や経済的な事柄などが大きな問題となることから、専門性を有する若年性認知症コーディネーターなど、北海道の関係機関と密接に連携し、ケースが発生した場合に備えています。

(4) 認知症ケアパスの普及

認知症高齢者とその家族ができる限り住み慣れた自宅で生活を続けることができるよう、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければ良いか理解するための、認知症ケアパスの内容の定期的な見直しを行うとともに、普及を推進します。

図表 4-5-2 認知症ケアパス

		千歳市の認知症ケアパス			
		0 認知症の疑いがある	1 症状はあっても日常生活は自立している	2 見守りがあれば日常生活は自立できる	3 日常生活に手助けや介護が必要
本人の様子(例)		<ul style="list-style-type: none"> 同じものを着替わってくる 料理や片づけ、計算などミスが目立つ 重要な約束や予定を忘れる 	<ul style="list-style-type: none"> 季節に合った服が着られぬ 地図や訪問者の対応が難しくなる 正しい慣れた道具の使い方が分からなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> トイレの方向が多くなる 家族の顔や名前が分からなくなる 運動機能が低下し、歩いたり、飛べたりするのが困難になる 	
相談 本人に合った支援につながります		地域包括支援センター・認知症地域支援推進員・認知症疾患医療センター・ケアマネジャー	認知症の人を支える家族の会 (はまなすの会)		
予防 意欲や生きがいを持って過ごすことができます		老人クラブ・ふれあいサロン・ボランティア活動	認知症カフェ・介護予防事業 (介護予防サロン・介護予防教室)		
見守り 地域で暮らすための見守りをします		緊急通報システム・訪問給食サービス・地域SOSネットワーク・警察	認知症サポーター・自治会		
権利擁護 権利や財産を守ります			日常生活自立支援事業・成年後見制度		
医療 健康維持や症状に合った医療機関へつなげます		かかりつけ医・かかりつけ薬局	病院 (もの忘れ外来)・認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チーム	病院 (精神科病棟・認知症治療病棟)	
介護 暮らし方に合った介護を提供します		サービス付高齢者住宅・有料老人ホーム	訪問介護・通所介護・通所リハビリ・ショートステイ・福祉用具貸与などの介護サービス	特別養護老人ホーム・老人保健施設・認知症対応型グループホーム	

2 認知症の人を支える地域づくりの推進

(1) 認知症の正しい知識の普及・啓発

認知症地域支援推進員や絆の会（グループホームの職能団体）、千歳認知症の人を支える家族の会（はまなすの会）などの関係機関が連携し、認知症をテーマにした映画の上映会、認知症本人のトークイベント、RUN 伴、認知症予防イベント、住民や介護事業者等を対象にした説明会、研修会、出前講座等を実施し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

(2) 認知症の人本人からの発信支援

認知症の人本人の意見や希望を企画・立案に反映し、トークイベントや認知症に関する講習会の開催など、認知症の人が自ら発信する機会の創出に努めます。

(3) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症対策には、早期の段階から適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を通して、地域単位での総合的、継続的な支援体制を確立していくことが必要です。このため、キャラバンメイトによる認知症の方や家族を支援する認知症サポーター養成講座を引き続き推進します。

また、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、より高度な知識を身に着けるため、新たに認知症サポーターのフォローアップ研修を実施し、チームオレンジの活動へ繋げていきます。（令和2年10月1日現在の認知症サポーター累計人数 6,653 人、フォローアップ研修受講者累計人数 57 人）

(4) チームオレンジの構築

認知症の人やその家族を地域で支援するため、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症サポーター等による支援チーム「チームオレンジ」を構築します。

(5) 認知症家族等への支援や居場所づくり

千歳認知症の人を支える家族の会（はまなすの会）は、月に1回、千歳市総合福祉センターで例会（つどい）を開催し、介護に関する情報交換や会員同士の交流を図っています。

また、民間団体と認知症地域支援推進員が連携し、月に3回（うち月1回巡回開催）認知症カフェを開催しています。

(6) 千歳地域SOSネットワーク

千歳市社会福祉協議会が事務局となり、認知症のある方等の徘徊による事故を防止するため、警察署のほか、市内の関係機関や事業所、団体がメンバーとなり、日頃から多くの目で見守り、行方不明となっても早期に発見・保護する地域の仕組みをつくり、安心して暮らせるやさしい地域づくりを目指したネットワークです。平成28年度からは、認知症地域支援推進員と共同で行方不明高齢者捜索模擬訓練を行っており、早期発見・保護の仕組みづくりのため今後も継続して実施していきます。

市は、引き続きネットワークに参画し、支援を行い、メール配信サービスの活用等により、行方不明高齢者の早期発見・保護に努めます。

また、GPS等のICTを活用した行方不明高齢者の捜索についても検討します。

(7) 民間企業・大学との連携

現在、生活協同組合コープさっぽろ、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、千歳市内郵便局、イオン北海道、ヤマト運輸等と高齢者の地域見守り活動に関する協定を締結しており、何らかの異変又は支援を必要としている高齢者を早期に発見し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要な支援につなげます。

また、市内の大学や認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員などが連携し、認知症予防を目的としたイベントの開催やMCI（軽度認知障害）を対象とした認知症予防教室の開催などを実施していきます。

第6節 安心して暮らせる環境づくりの推進

1 安心して暮らせる住まいの確保

(1) 高齢者世帯向けの特定目的住宅（市営住宅）

住宅に困窮する低所得者の中でも高齢者世帯の居住の安定化を図るため、住戸を指定し、高齢者に限定して入居者を募集しています。

また、市営住宅の建て替えに当たっては、高齢者に配慮した設備や構造等を取り入れ、加齢に伴う身体の衰えに対応した住宅のバリアフリー化を進め、在宅生活の質の向上を図っており、本市ではこれまでに136戸（車椅子住宅を含む）を整備しています。

(2) シルバーハウジング

高齢者（公営住宅では60歳以上を高齢者としている）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、段差の解消、24時間緊急通報システム及び手すり等の設置により、高齢者の身体状況や安全面に配慮した構造等となっているおり、また、生活援助員が生活指導・相談、安否の確認等の見守りを行う公営住宅です。

道営住宅やまとの杜団地では35戸が整備され、市営住宅北栄C団地では30戸を整備しています。

(3) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して生活できるよう、床面積を原則25㎡以上とし、トイレ、洗面設備等の設置、バリアフリー構造となっており、また、安否確認、生活相談サービスなどの各種サービスの提供を行う住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅に関する情報は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」に掲載されています。

(4) 有料老人ホーム

高齢者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理等のサービスを行う住宅です。

市内には、住宅型有料老人ホームがありますが、生活援助や緊急時の対応のほか、介護が必要な場合には、外部の介護サービスを利用しながら生活することができます。

施設の種類	施設数	戸数
サービス付き高齢者向け住宅	7か所	173戸
住宅型有料老人ホーム	9か所	189戸

※令和2年10月1日現在

(5) 低所得高齢者の住まい支援

市内に所在する高齢者向け優良賃貸住宅では、入居者の所得に応じて家賃を減額する制度があり、市はその減額相当分を家主に対して助成しています。

市営住宅では、世帯の収入月額（継続して得ている非課税収入を含む。）が生活保護法による基準生活費に達しない等の場合で、家賃を収めることが困難な世帯から相談があった場合、生活状況等を把握のうえ、許可制により家賃の減免を行っています。70歳以上の高齢者のみで構成される世帯や70歳以上の高齢者と18歳未満の者で構成される世帯については、減免措置があります。

(6) 福祉用具・住宅改修支援

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等の住宅改修理由書を作成した居宅介護支援事業所に対して、経費の一部を助成しています。

2 人にやさしいまちづくりの促進

(1) 防災・感染症対策の推進

①避難行動要支援者避難支援プラン

国の「災害時要援護者避難支援ガイドライン」から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定されており、本市においても、東日本大震災及び北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しています。

避難行動要支援者名簿の情報を民生委員・児童委員や防災関係機関等と共有し、災害時に速やかに情報伝達や安否確認、避難支援を行えるよう、避難行動要支援者への対策を推進します。

②感染症対策の推進

新型インフルエンザ等の感染症拡大を防止するため、高齢者や高齢者施設等に対して、日ごろから手洗いや消毒等の日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発や情報発信に努めます。

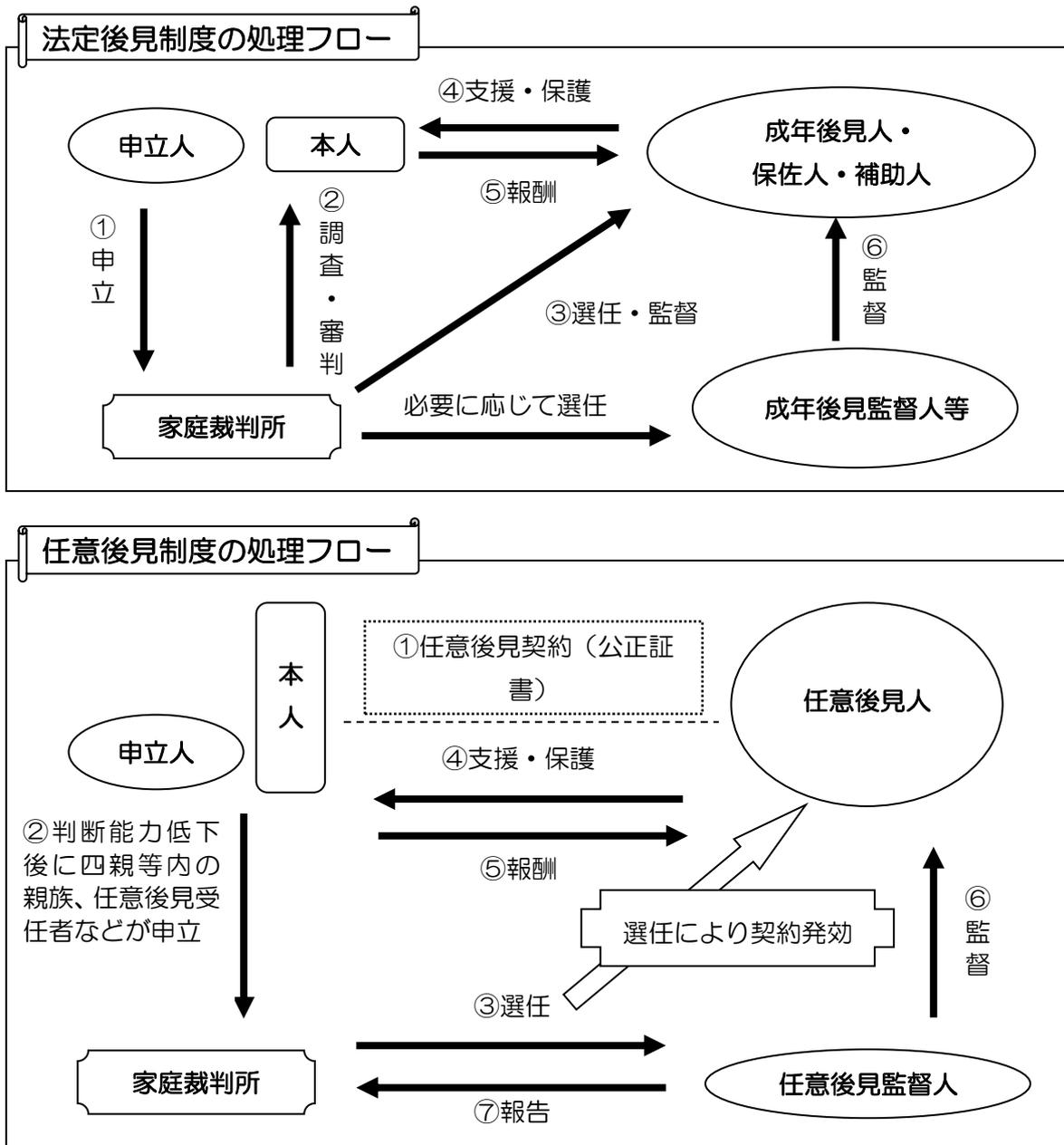
また、高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の給付金の支給や感染症の専門家を介護事業所等に派遣し、感染症予防についての助言、衛生用品の備蓄を行っています。

3 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分な高齢者は、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設入所の契約、または遺産分割の協議など、自分では出来ない場合があります。このような高齢者を保護・支援するのが成年後見制度です。

図表 4-6-1 後見制度の処理フロー



①成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度の理解を深めるための講演会等を開催しています。また、成年後見支援センターの役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知しています。

②市民後見人の育成

認知症の高齢者等、対象者の増加が見込まれる中、少子化や核家族化などにより親族の支援が困難な世帯の増加や、専門職後見人の不足が懸念されていること、また、地域の状況を知っており、身近で支援できる新しい第三者の権利擁護の担い手として市民後見人の養成が求められていることから、市民後見人養成研修を開催し、今後も継続して市民後見人を養成していきます。

なお、平成26年度に北海道と共催で市民後見人を11人養成しており、平成27年度以降はフォローアップ研修を実施しています。

③成年後見制度利用支援事業

a. 成年後見制度利用支援助成事業

4親等以内の親族による申請ができない場合、市長申立てにより成年後見制度を利用する際の費用を負担しています。

b. 成年後見人等報酬助成事業

条件により成年後見人等の報酬を助成しています。

④成年後見支援センターの充実

成年後見制度の普及啓発のほか、市民後見人のサポート体制を構築するため、成年後見支援センターを設置しています。

(2) 日常生活自立支援事業の推進

認知症などで意思決定等が困難な高齢者に対して、福祉サービスの援助や手続きの代行、日常の金銭管理などの地域生活サービスを提供し、日常の生活が維持できるよう支援をします。高齢化の進行や障がい者の地域移行の促進によって、利用ニーズの増加が見込まれることから、サービス提供の担い手である生活支援員の確保及び養成、資質の向上に努めます。

この事業は、千歳市社会福祉協議会が実施し、サービスを提供する「生活支援員」が配置されており、今後もサービスの提供を継続していきます。

第5章 介護保険サービス量の見込み及び第1号被保険者保険料

第1節 介護保険サービス給付費等の推計

1 推計の考え方

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、保健医療・介護・生活支援・住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組をさらに進めることが必要です。

高齢者だけでなく、誰もが今後も住み慣れた地域で、自立し安心して暮らしていけることができる地域共生社会の実現を目指します。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年に向けて多くの高齢者が元気で暮らし続けることができる、健康や介護予防のまちづくりを推進するために目標を定めています。

介護保険法では、介護給付費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を公費（国、道、市）と被保険者（第1号、第2号）の介護保険料で半分ずつ負担することが定められており、事業計画期間中に必要となる介護給付費を見込み、介護保険料を積算しています。

図表 5-2-1 推計の考え方



(1) 介護給付サービス

			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
居宅サービス	訪問介護	回数	5,452.5	5,467.4	5,506.9	5,658.3	7,022.9
		人数	347	348	350	359	445
	訪問入浴介護	回数	110.3	110.3	110.3	110.3	138.5
		人数	24	24	24	24	30
	訪問看護	回数	1,763.7	1,769.2	1,780.9	1,816.9	2,242.2
		人数	290	291	293	299	369
	訪問リハビリテーション	回数	1,125.8	1,125.8	1,136.6	1,167.0	1,425.6
		人数	109	109	110	113	138
	居宅療養管理指導	人数	314	314	319	324	400
	通所介護	回数	3,291.8	3,348.2	3,389.0	3,444.9	4,253.3
		人数	415	422	427	434	536
	通所リハビリテーション	回数	2,221.1	2,221.1	2,248.9	2,276.6	2,816.1
		人数	321	321	325	329	407
	短期入所生活介護	日数	848.7	848.7	867.2	876.9	1,106.1
		人数	88	88	90	91	115
	短期入所療養介護(老健)	日数	197.1	197.1	197.1	209.5	257.2
		人数	29	29	29	31	38
	短期入所療養介護(病院等)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数		0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	人数	820	821	831	863	1,066	
特定福祉用具購入費	人数	15	15	16	18	20	
住宅改修費	人数	14	14	14	15	18	
特定施設入居者生活介護	人数	66	67	68	69	85	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	58	58	59	60	75
		人数	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	回数	2,375.0	2,383.0	2,418.4	2,451.7	3,037.5
		人数	280	281	285	289	358
	認知症対応型通所介護	回数	363.4	363.4	363.4	363.4	453.3
		人数	41	41	41	41	51
	小規模多機能型居宅介護	人数	106	107	108	110	137
	認知症対応型共同生活介護	人数	226	226	228	232	288
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活保護	人数	63	63	65	65	81
看護小規模多機能型居宅介護	人数	21	21	21	22	26	
施設サービス	介護老人福祉施設	人数	170	171	175	177	220
	介護老人保健施設	人数	221	221	223	224	281
	介護医療院(令和7年度は介護療養型医療施設を含む)	人数	0	0	0	15	21
	介護療養型医療施設	人数	14	14	14		
居宅介護支援	人数	1,228	1,234	1,248	1,269	1,568	

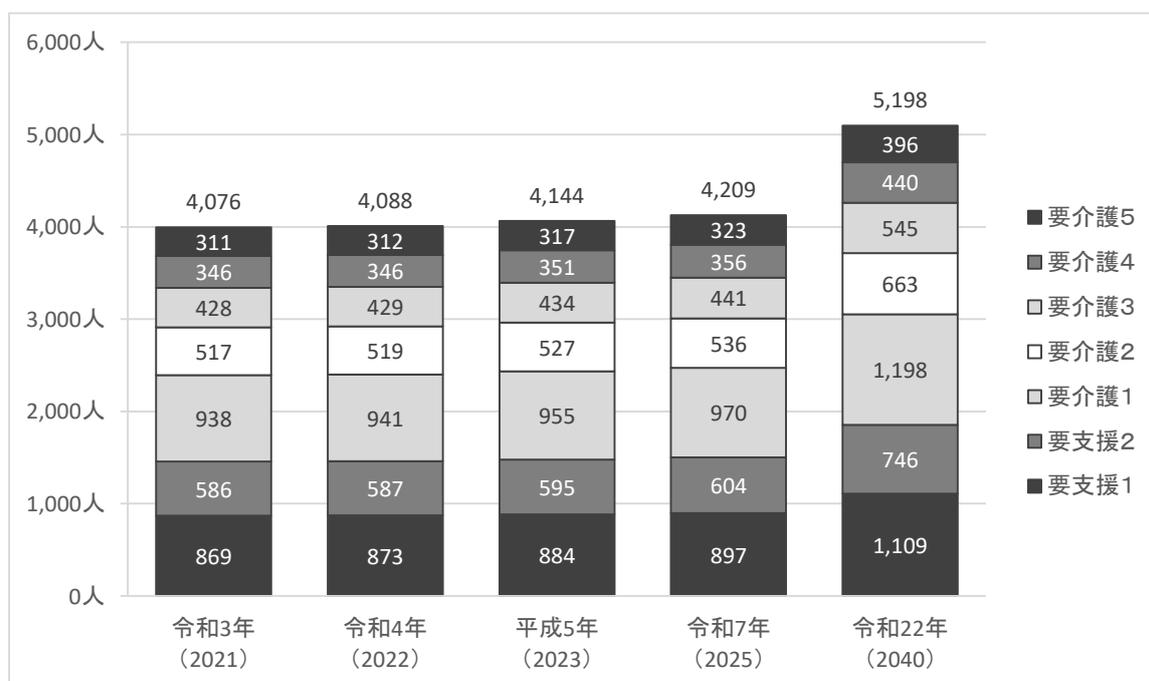
(2) 介護予防サービス

			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護 予防 サー ビス	介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数	341.4	341.4	350.3	350.3	433.7
		人数	74	74	76	76	94
	介護予防訪問リハビリ テーション	回数	219.3	219.3	219.3	229.8	285.4
		人数	23	23	23	24	30
	介護予防居宅療養管理 指導	人数	23	23	23	25	30
	介護予防通所リハビリ テーション	人数	179	179	180	184	227
	介護予防短期入所生活 介護	日数	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
		人数	2	2	2	2	2
	介護予防短期入所療養 介護（老健）	日数	0.0	0.0	0.0	5.7	8.9
		人数	0	0	0	1	2
	介護予防短期入所療養 介護（介護医療院）	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	人数	365	365	366	385	475
特定介護予防福祉用具 購入費	人数	11	11	11	11	14	
介護予防住宅改修	人数	14	14	14	14	18	
介護予防特定施設入居者 生活介護	人数	21	21	21	21	26	
地域 密着 介護 予防 サー ビス	介護予防認知症対応型 通所介護	回数	18.9	18.9	18.9	18.9	30.6
		人数	3	3	3	3	5
	介護予防小規模多機能型 居宅介護	人数	5	5	5	5	7
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	人数	0	0	0	0	0
介護予防支援	人数	522	525	531	540	668	

2 被保険者及び要支援・要介護認定者数の将来見込み（再掲）

要支援・要介護者の認定者数の将来推計は、令和3(2021)年が4,076人、令和4(2022)年が4,088人、令和5(2023)年が4,144人となっています。令和7(2025)年には4,209人と増加しており、令和22(2040)年には5,006人と5,000人を超える予想となっています。

図表 5-1-1 要支援・要介護者の将来推計



	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	平成5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
総数	4,076	4,088	4,144	4,209	5,198
第1号被保険者認定者数	3,995	4,007	4,063	4,127	5,097
要支援1	869	873	884	897	1,109
要支援2	586	587	595	604	746
要介護1	938	941	955	970	1,198
要介護2	517	519	527	536	663
要介護3	428	429	434	441	545
要介護4	346	346	351	356	440
要介護5	311	312	317	323	396
第2号被保険者認定者数	81	81	81	82	101

3 介護保険サービス量の見込み

(1) 居宅サービス

①訪問介護（介護給付）

【事業内容】

訪問介護員等が居宅を訪問し、入浴、食事、排せつの介助や炊事・掃除・洗濯といった家事など日常生活の手助けなどを行います。本人の自立を促すとともに、介護している家族の負担を軽減する目的があります。等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要なサービスを提供します。

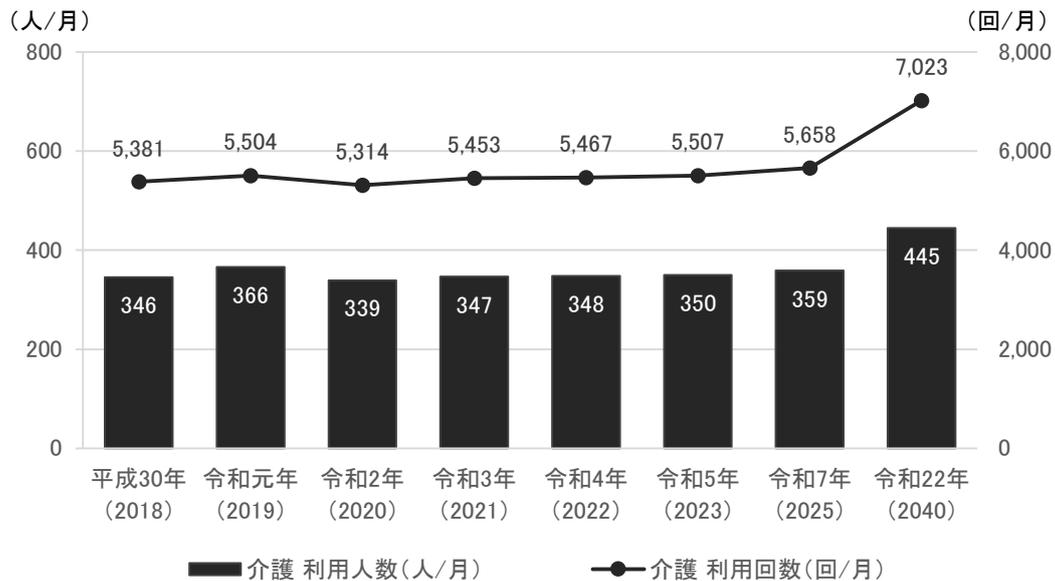
【実績】

利用者数、利用回数は微増で推移しています。利用人数は予防給付・介護給付ともに計画値を下回っています。

【第8期の取組】

認定者数の増加に伴い、本計画期間も引き続き利用者・利用回数は増加する見込みであり、安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-1 利用人数及び利用回数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	346	366	339	347	348	350	359	445
	利用回数 (回/月)	5,381	5,504	5,314	5,453	5,467	5,507	5,658	7,023

②訪問入浴介護（予防給付・介護給付）

【事業内容】

在宅での入浴が困難な方に対し、浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、看護職員、介護職員が行う入浴の介護サービスです。

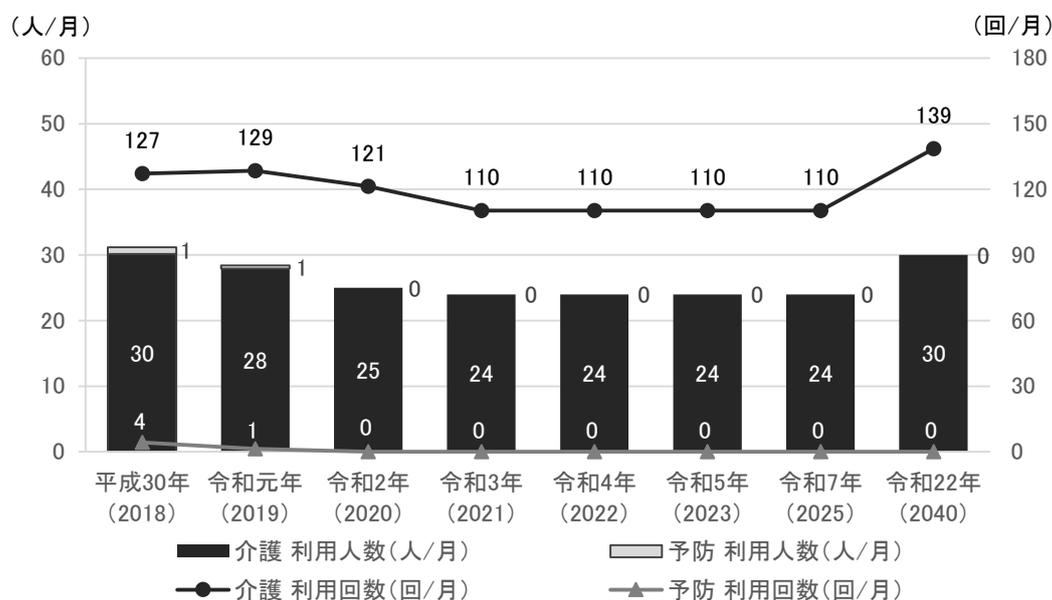
【実績】

利用人数及び利用回数は、おおむね計画値どおりとなっており、重度要介護者を中心に在宅での生活を継続する上で必要なサービスとなっています。

【第8期の取組】

利用人数・利用回数ともに増加する推計となっており、重度要介護者を中心に在宅での生活を継続する上で必要なサービスであることから、安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-2 利用人数及び利用回数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和7年(2025)	令和22年(2040)
介護	利用人数(人/月)	30	28	25	24	24	24	24	30
	利用回数(回/月)	127	129	121	110	110	110	110	139
予防	利用人数(人/月)	1	1	0	0	0	0	0	0
	利用回数(回/月)	4	1	0	0	0	0	0	0

③訪問看護（予防給付・介護給付）

【事業内容】

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者に対し、看護師や保健師が居宅を訪問して、療養上の必要な診療の補助を行うサービスです。

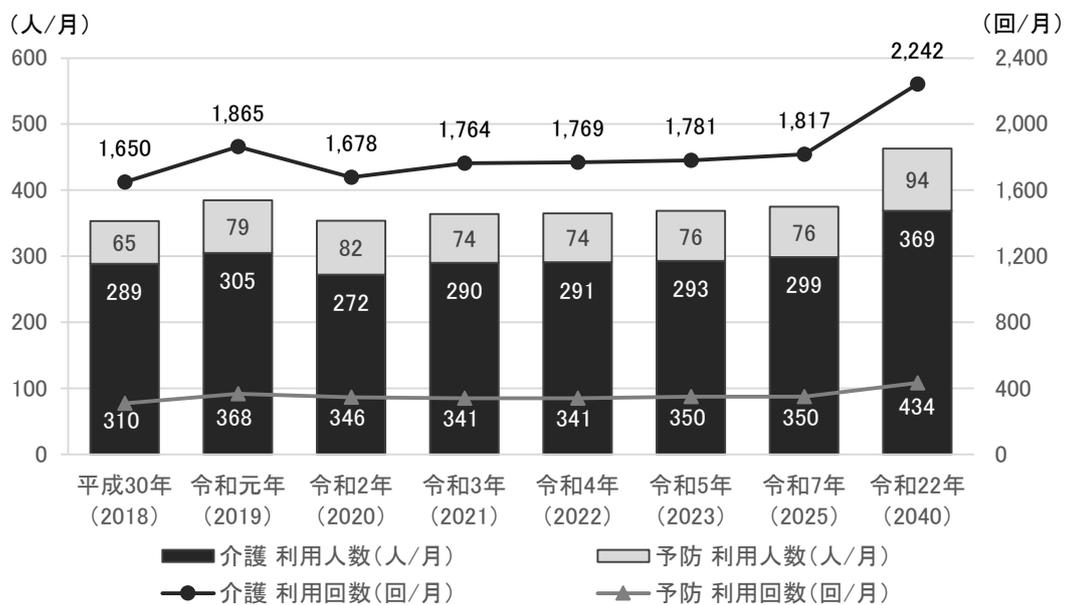
【実績】

利用人数、利用回数については、大きく計画値を下回っていますが、療養管理が必要な高齢者が在宅生活を継続していく上で必要なサービスとして機能しています。

【第8期の取組】

利用人数・利用回数ともに微増となる推計となっています。療養管理を要する高齢者の在宅での生活を継続する上で必要なサービスであることから、今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-3 利用人数及び利用回数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	289	305	272	290	291	293	299	369
	利用回数 (回/月)	1,650	1,865	1,678	1,764	1,769	1,781	1,817	2,242
予防	利用人数 (人/月)	65	79	82	74	74	76	76	94
	利用回数 (回/月)	310	368	346	341	341	350	350	434

④訪問リハビリテーション（予防給付・介護給付）

【事業内容】

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者に対し、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための訓練を行います。介護予防や要介護状態等の改善・予防の効果が高いサービスです。

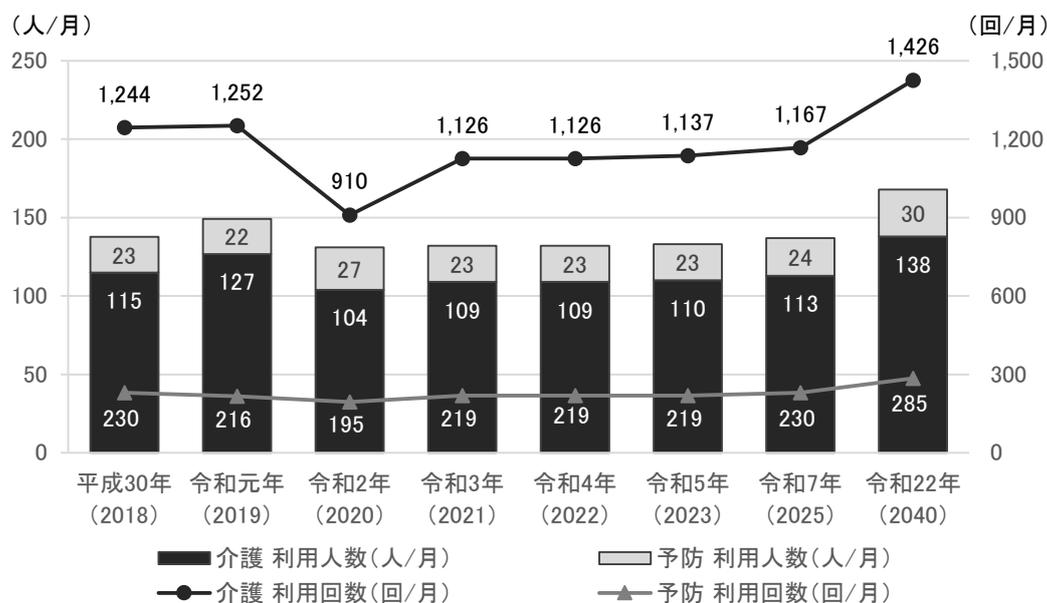
【実績】

利用人数、利用回数ともに大きく計画値を下回っています。心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助ける上で必要なサービスとなっています。

【第8期の取組】

利用人数・利用回数ともに増加する推計となっています。通所利用が困難な在宅で生活する高齢者の要介護状態の改善・予防が期待でき、今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-4 利用人数及び利用回数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	115	127	104	109	109	110	113	138
	利用回数 (回/月)	1,244	1,252	910	1,126	1,126	1,137	1,167	1,426
予防	利用人数 (人/月)	23	22	27	23	23	23	24	30
	利用回数 (回/月)	230	216	195	219	219	219	230	285

⑤居宅療養管理指導（予防給付・介護給付）

【事業内容】

通院が困難なサービス利用者に対して、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが、居宅を訪問して心身の状況、置かれている環境などを把握して療養上の管理及び指導を行うサービスです。

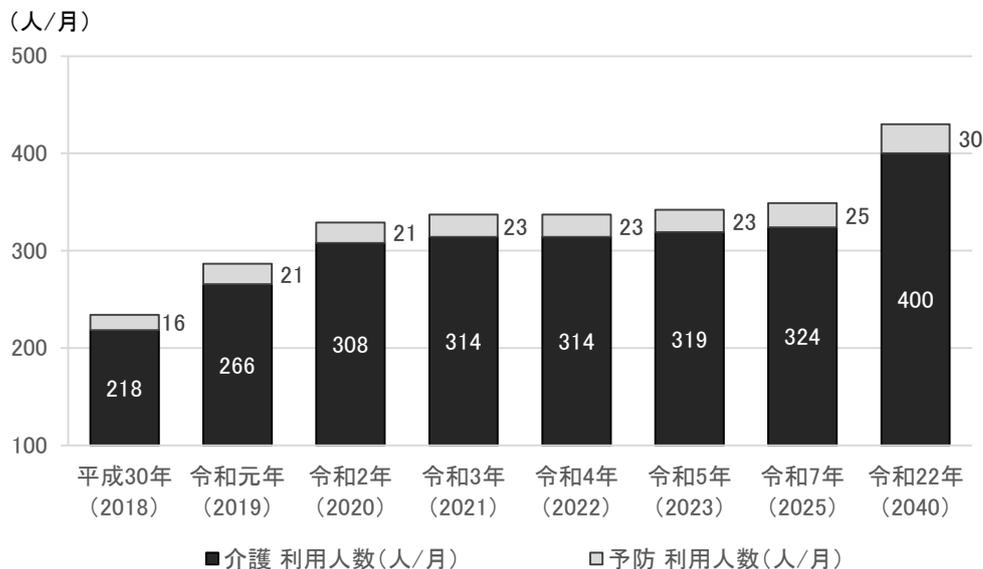
【実績】

利用人数は大きく計画値を上回っていますが、増加傾向にあります。療養管理を要する高齢者の在宅生活を支える上で必要なサービスとなっています。

【第8期の取組】

利用人数は増加する推計となっています。療養管理を要する高齢者のニーズがあることから、今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-5 利用者数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	218	266	308	314	314	319	324	400
予防	利用人数 (人/月)	16	21	21	23	23	23	25	30

⑥通所介護（介護給付）

【事業内容】

デイサービスセンター等において入浴及び食事の提供、機能訓練などを受けることにより、利用者の社会的な孤立感の解消、心身の機能の維持を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目的とするサービスです。

介護保険法の改正により、平成28年4月から、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行しています。また、平成29年4月から、要支援者に対する通所介護（予防給付）が介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、市の地域支援事業に位置付けられました。

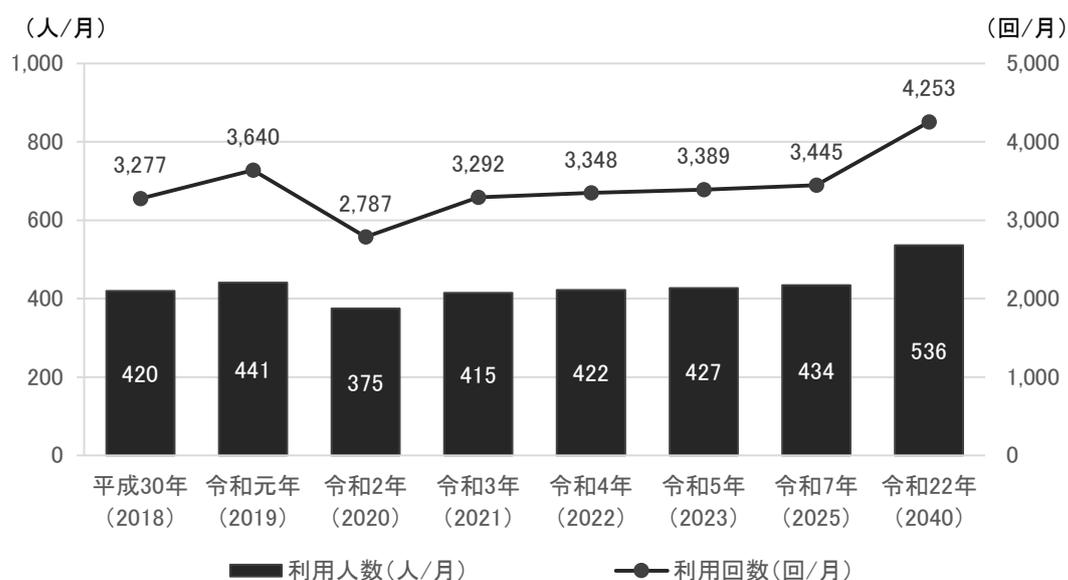
【実績】

利用人数、利用回数ともに計画値を下回っていますが、認定者数の増加に伴い、今後も増加の推計となっています。在宅での生活を継続する上で非常にニーズが高いサービスとなっています。

【第8期の取組】

利用ニーズが高く、今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-6 利用人数及び利用回数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	420	441	375	415	422	427	434	536
	利用回数 (回/月)	3,277	3,640	2,787	3,292	3,348	3,389	3,445	4,253

⑦通所リハビリテーション（予防給付・介護給付）

【事業内容】

サービスの利用者が、介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

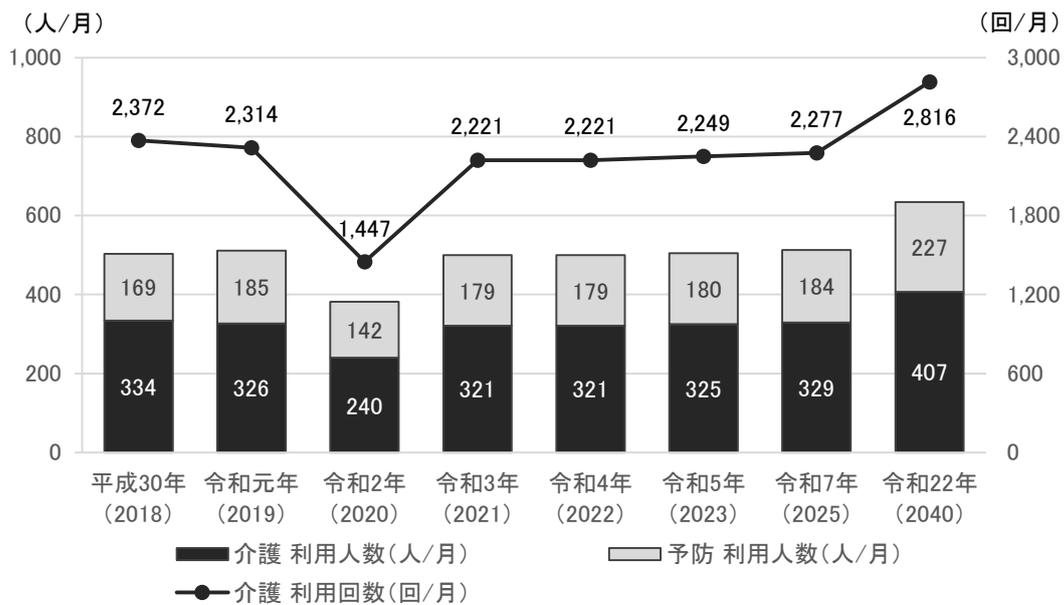
【実績】

利用人数及び利用回数は計画値を下回っているものの認定者数やリハビリニーズが増加傾向にあり、在宅で生活する高齢者の要介護状態の改善・予防が期待できるサービスとなっています。

【第8期の取組】

利用人数・利用回数ともに微増となる推計となっています。理学療法が必要な高齢者の在宅での生活の継続のため、今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-7 利用人数及び利用回数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	334	326	240	321	321	325	329	407
	利用回数 (回/月)	2,372	2,314	1,447	2,221	2,221	2,249	2,277	2,816
予防	利用人数 (人/月)	169	185	142	179	179	180	184	227

⑧短期入所生活介護（予防給付・介護給付）

【事業内容】

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活に必要な支援及び機能訓練を行います。利用者の心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とするサービスです。

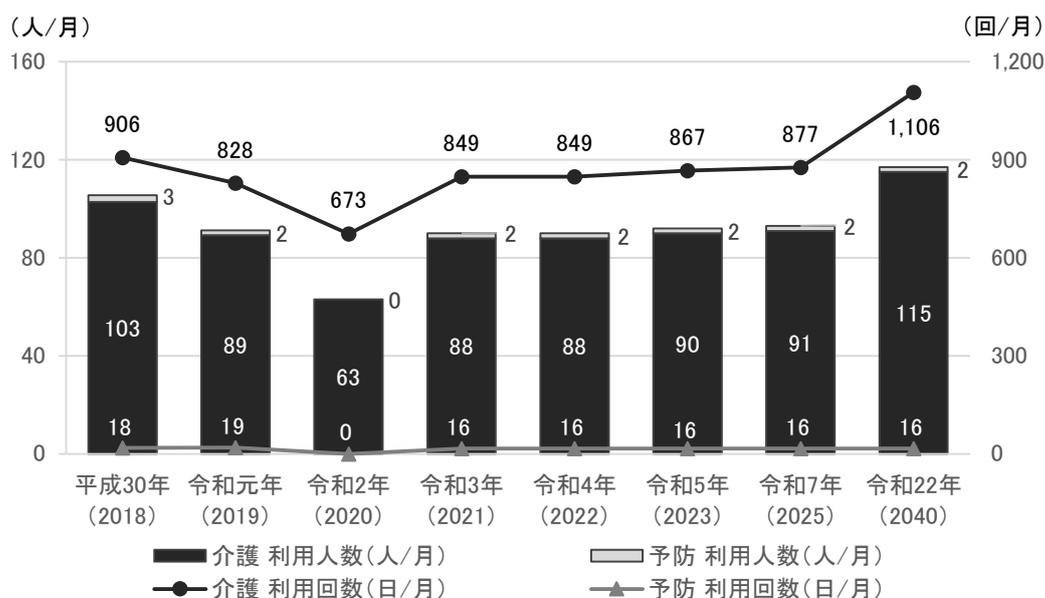
【実績】

利用人数、利用回数ともに減少傾向となった。突発的な事情等により在宅での生活が一時的に困難となった際などに必要なサービスとなっています。

【第8期の取組】

利用人数、利用回数ともに微増となる推計となっています。利用者の食事、着替え、入浴などの日常生活の介護やリハビリを受けることで、心身の機能の維持・回復や家族の介護負担の軽減を図るため、今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-8 利用人数及び利用日数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	103	89	63	88	88	90	91	115
	利用回数 (日/月)	906	828	673	849	849	867	877	1,106
予防	利用人数 (人/月)	3	2	0	2	2	2	2	2
	利用回数 (日/月)	18	19	0	16	16	16	16	16

⑨短期入所療養介護（予防給付・介護給付）

【事業内容】

介護老人保健施設に短期間入所し、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練その他の医学並びに日常生活上の介護を行うサービスです。

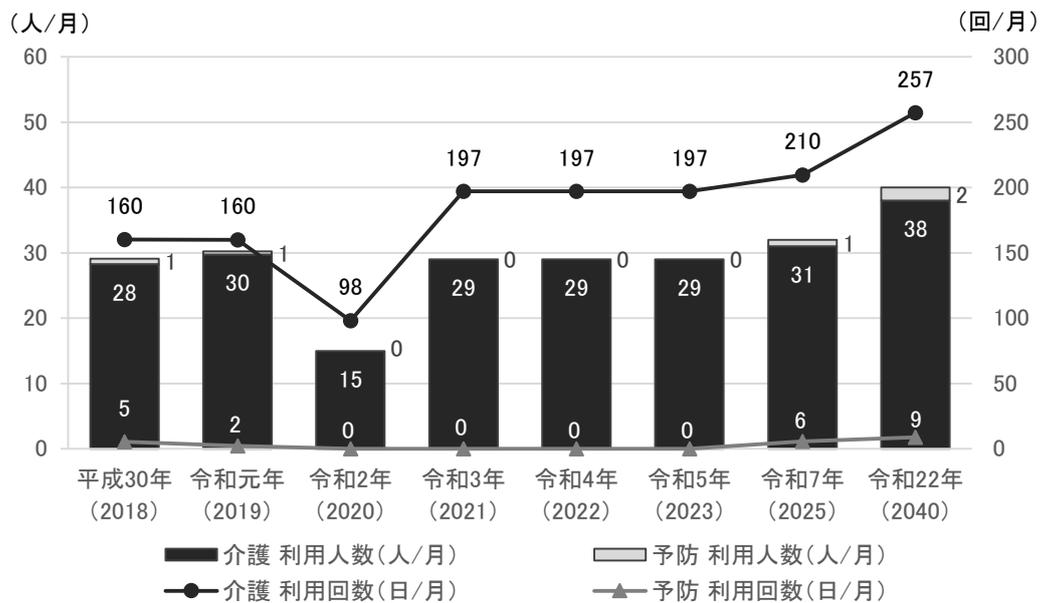
【実績】

利用人数及び利用回数は横ばいで推移しています。計画値を下回っていますが、突発的な事情等により在宅での生活が一時的に困難となった際などに必要なサービスとなっています。

【第8期の取組】

利用人数、利用回数ともに過去の実績から横ばいで推移するものと見込んでいます。医学的管理が必要な利用者の心身の機能の維持や家族の介護負担の軽減を図るため、今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-9 利用人数及び利用日数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	28	30	15	29	29	29	31	38
	利用回数 (日/月)	160	160	98	197	197	197	210	257
予防	利用人数 (人/月)	1	1	0	0	0	0	1	2
	利用回数 (日/月)	5	2	0	0	0	0	6	9

⑩福祉用具貸与（予防給付・介護給付）

【事業内容】

適切な福祉用具の選定の援助、取付け・調整などを行って、福祉用具を貸与します。利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、介護者の負担の軽減を図るサービスです。

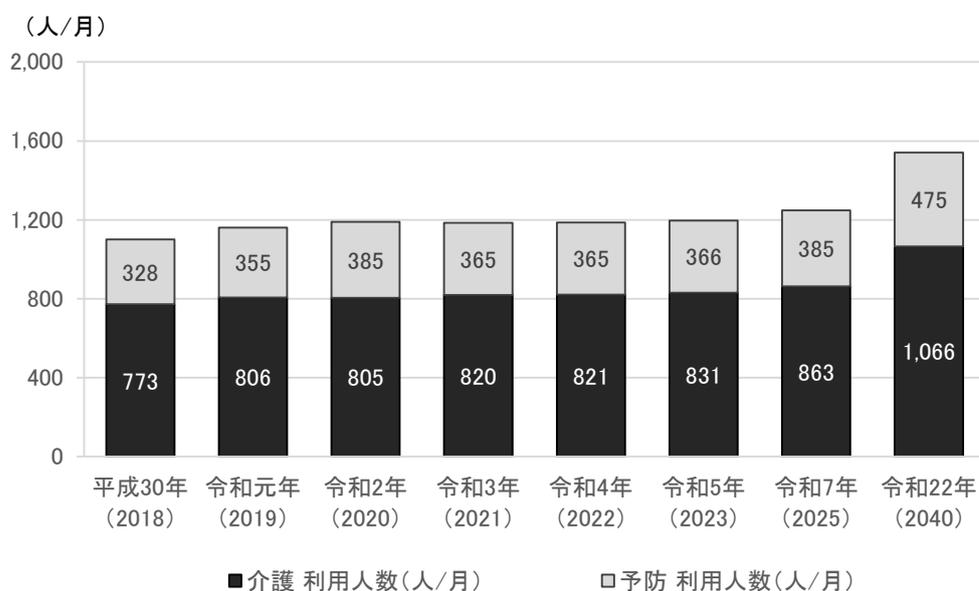
【実績】

利用人数は計画値を下回って推移していますが、在宅での自立した生活を継続していく上で必要なサービスとして機能しています。

【第8期の取組】

今後も利用者は増加傾向が見込まれ、今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-10 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	773	806	805	820	821	831	863	1,066
予防	利用人数 (人/月)	328	355	385	365	365	366	385	475

⑪特定福祉用具販売（予防給付・介護給付）

【事業内容】

福祉用具のうち、入浴や排せつなど貸与になじまない用具の購入費を支給するサービスです。

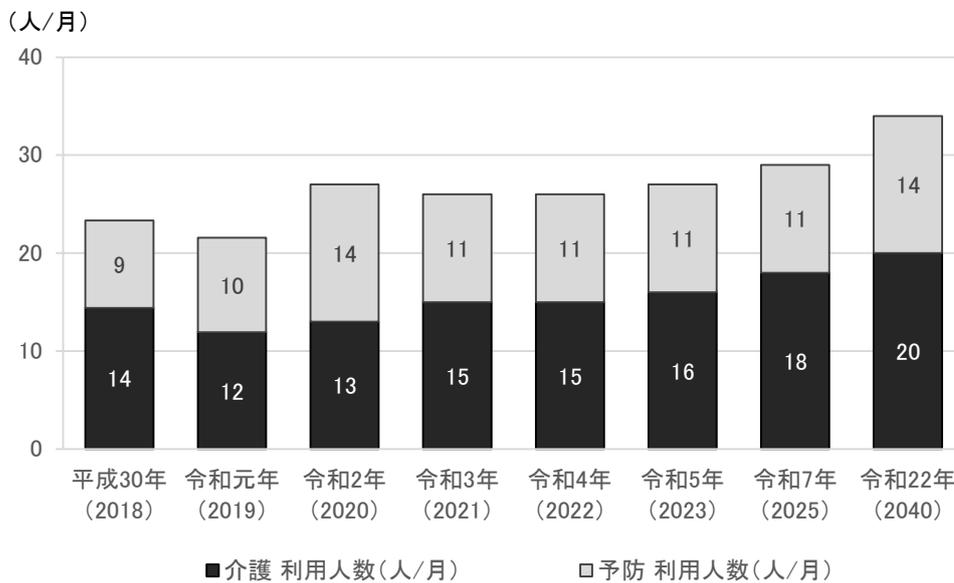
【実績】

利用人数はおおむね計画値どおりで推移しています。要介護者等ができる限り在宅で自立した生活を送るためのサービスとなっています。

【第8期の取組】

利用人数は全体で増加の推計となっており、今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-11 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	14	12	13	15	15	16	18	20
予防	利用人数 (人/月)	9	10	14	11	11	11	11	14

⑫住宅改修（予防給付・介護給付）

【事業内容】

サービス利用者の住宅内におけるより安全な生活を確保するとともに、住宅設備の改修により、移動しやすく、暮らしやすい居宅にすることを目的として、住宅に手すりなどを設置する費用の一部を支給するサービスです。

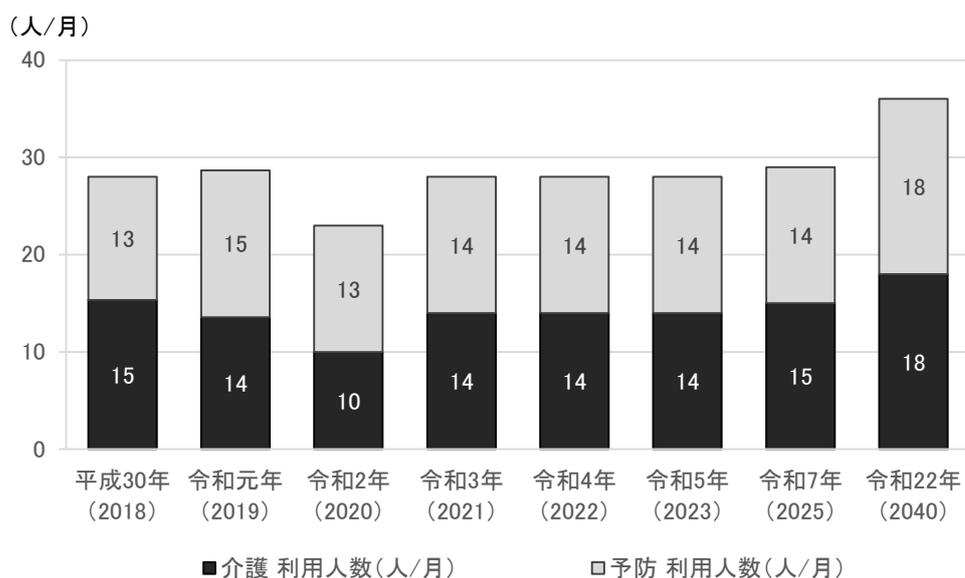
【実績】

利用人数はおおむね横ばいで推移しています。在宅での自立した生活を継続していく上で必要なサービスとなっています。

【第8期の取組】

今後も利用人数は微増となる推計となっており、安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-12 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	15	14	10	14	14	14	15	18
予防	利用人数 (人/月)	13	15	13	14	14	14	14	18

⑬特定施設入居者生活介護（予防給付・介護給付）

【事業内容】

特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいいます。）に入居している要介護者が、自宅にいるのと同じように介護保険を使って、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けられるサービスです。

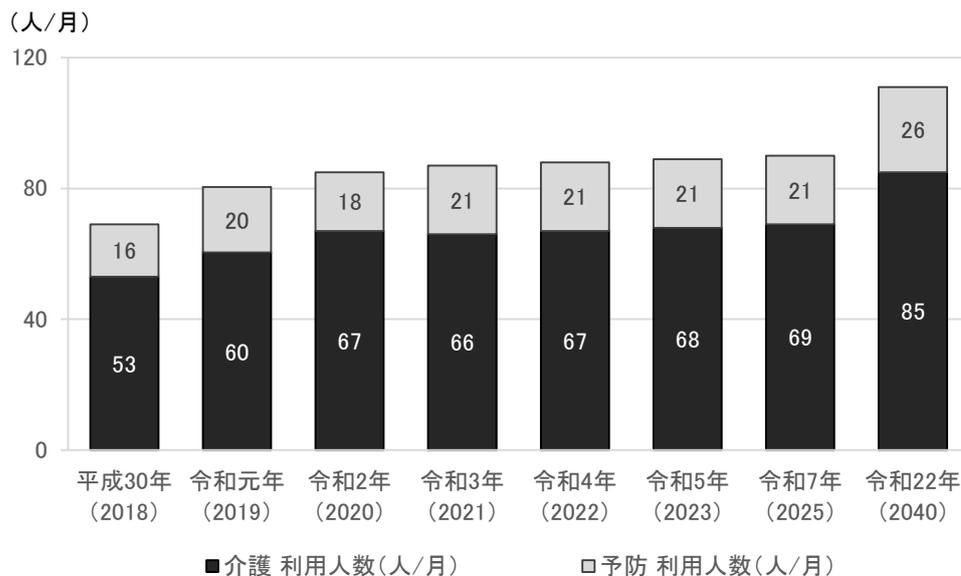
【実績】

利用人数はおおむね計画値どおりの実績となっており、微増で推移しています。養護老人ホーム千歳千寿園及びケアハウス千歳ふくろうの園が特定施設入居者生活介護の指定を受けており、必要な入居者に介護サービスを提供しています。

【第8期の取組】

利用人数は増加の推計となっています。今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-13 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	53	60	67	66	67	68	69	85
予防	利用人数 (人/月)	16	20	18	21	21	21	21	26

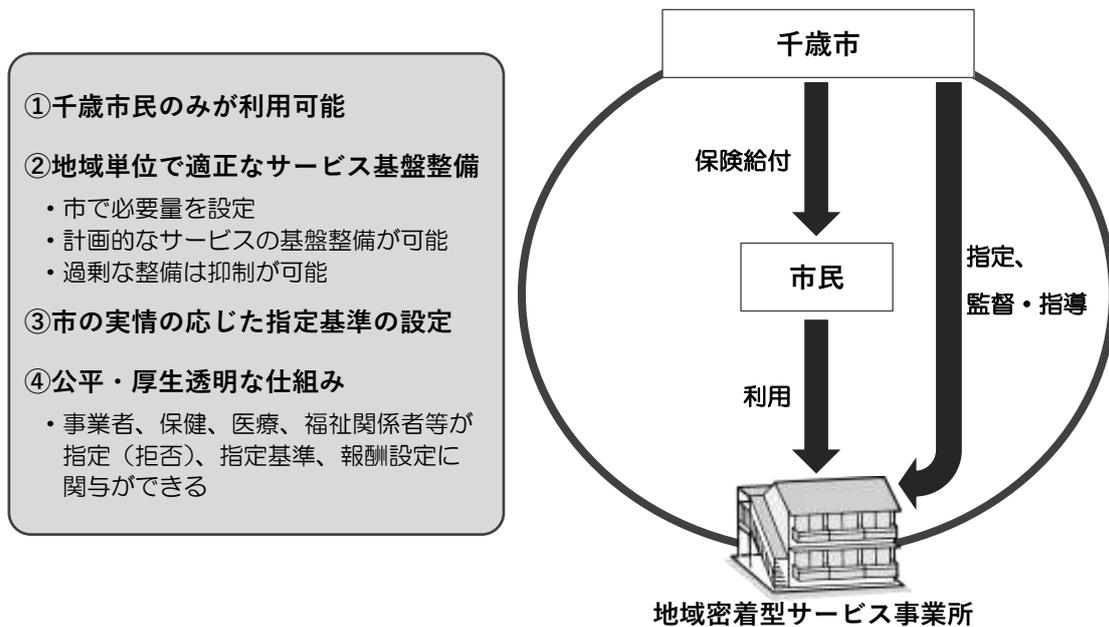
(2)地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。

千歳市では、地域密着型サービスのうち、夜間対応型訪問介護と地域密着型特定施設入居者生活介護については、指定事業所はありません。

地域密着型サービスの考え方は、次の図のとおりです。

図表 5-1-14 地域密着型サービスの考え方



①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

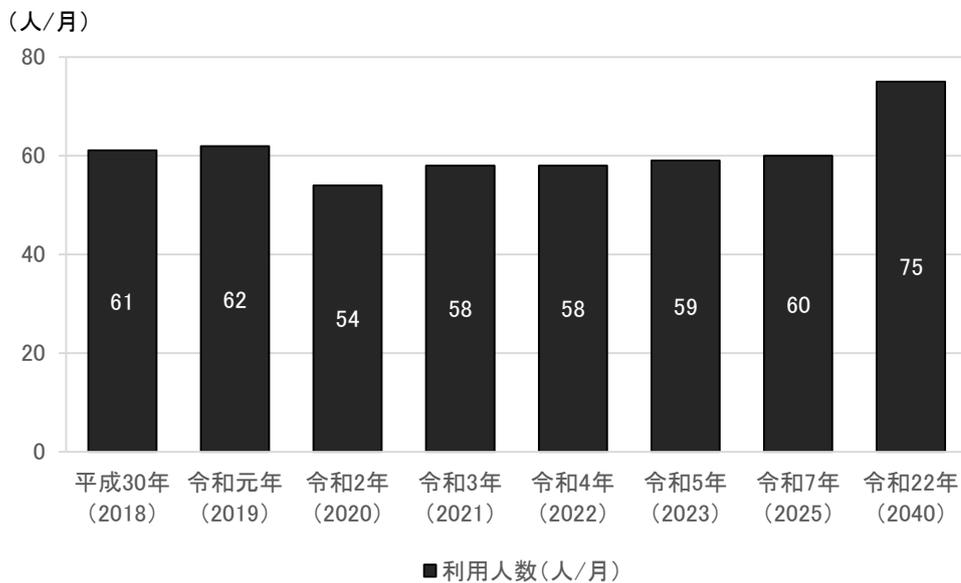
【実績】

平成30年度以外、利用者は計画値を下回っていますが、実績ではおおむね横ばいで推移しています。

【第8期の取組】

在宅医療等の受け皿として利用ニーズが高まっていることから、利用者数は増加の推計となっています。今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-15 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和7年(2025)	令和22年(2040)
介護	利用人数(人/月)	61	62	54	58	58	59	60	75

②地域密着型通所介護

【事業内容】

居宅サービスとして行っていた通所介護のうち平成28年3月31日時点で利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所は、平成28年4月1日から地域密着型サービスである地域密着型通所介護へ移行しました。

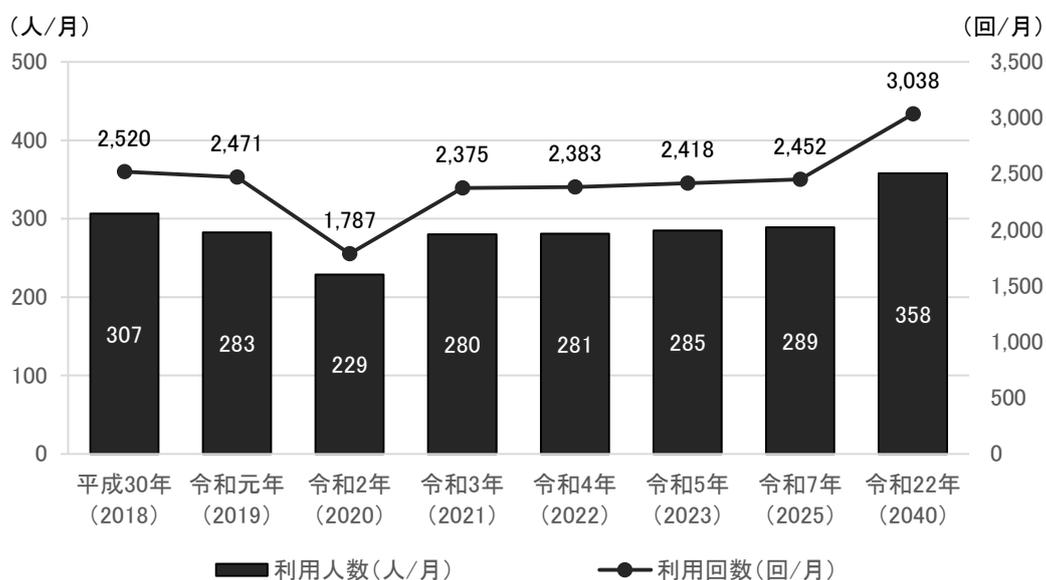
【実績】

利用人数及び利用回数は計画値を下回っており、減少傾向となっています。住み慣れた地域で在宅での生活を継続していく上で必要なサービスとなっています。

【第8期の取組】

通常規模型通所介護と併せて、在宅での生活を継続していく上で必要なサービスであることから、安定的なサービス提供体制の整備に努めます。

図表 5-1-16 利用人数・利用回数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	307	283	229	280	281	285	289	358
	利用回数 (回/月)	2,520	2,471	1,787	2,375	2,383	2,418	2,452	3,038

③認知症対応型通所介護（予防給付・介護給付）

【事業内容】

認知症高齢者を対象に、通所により入浴、食事等の提供、機能訓練を行うサービスです。

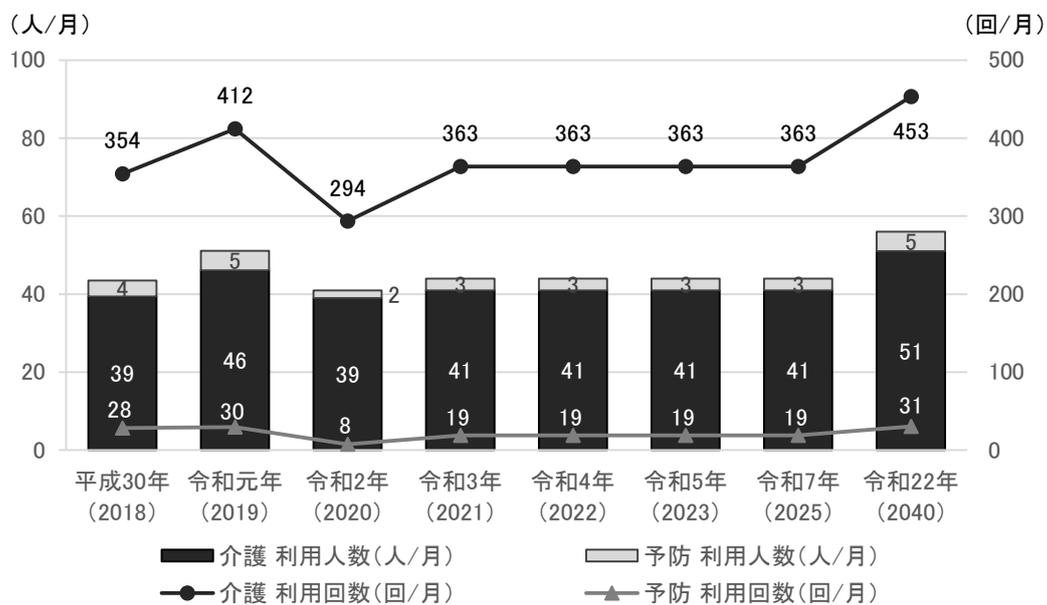
【実績】

既存2か所の事業所がサービス提供を行っています。認知症高齢者の増加に伴い、利用人数及び利用回数は、令和2年度以外、計画値を上回っており、実績で増加傾向を示しています。

【第8期の取組】

利用人数及び利用回数は増加の推計となっています。認定者数の増加に伴い今後も増加が見込まれることから、安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-17 利用人数・利用回数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	39	46	39	41	41	41	41	51
	利用回数 (回/月)	354	412	294	363	363	363	363	453
予防	利用人数 (人/月)	4	5	2	3	3	3	3	5
	利用回数 (回/月)	28	30	8	19	19	19	19	31

④小規模多機能型居宅介護（予防給付・介護給付）

【事業内容】

「通い」を中心として、利用者の態様や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供するものです。

【実績】

平成30年度の介護給付以外は、利用人数の計画値を下回っているものの、実績では増加傾向を示しており、利用ニーズは高くなっています。

【第8期の取組】

利用人数は増加する推計となっており、今後も利用ニーズが高いことから、在宅介護や認知症高齢者の増加を見越し、安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-18 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人/月)	99	101	106	106	107	108	110	137
予防	利用人数 (人/月)	6	4	3	5	5	5	5	7

⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（予防給付・介護給付）

【事業内容】

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

【実績】

利用人数は計画値を下回っているものの、認知症高齢者の増加に伴い、実績で年々増加傾向を示しています。

【第8期の取組】

利用人数は増加の推計となっており、今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-19 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数 (人)	202	205	220	226	226	228	232	288
予防	利用人数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業内容】

地域密着型介護老人福祉施設は、定員が29人以下の特別養護老人ホームです。有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームなどにおいて要介護者である入居者に、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談、機能訓練などを行います。

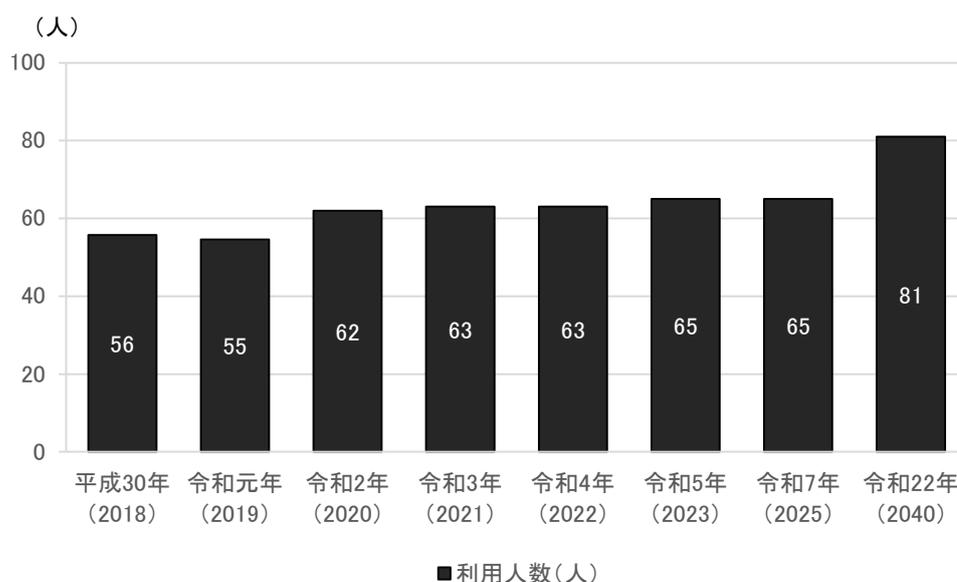
【実績】

利用人数は計画値を下回っているものの増加傾向となっています。サービス提供の充実を図るため、既存の1事業所に加え、平成27年度に1事業所を新規に開設しました。

【第8期の取組】

今後も増加が見込まれる中重度の要介護者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、サービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-20 利用人数・利用回数の推移



	第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和7年(2025)	令和22年(2040)
介護 利用人数(人)	56	55	62	63	63	65	65	81

⑦看護小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ提供されるサービスです。平成26年度に1か所の事業所が開設しています。

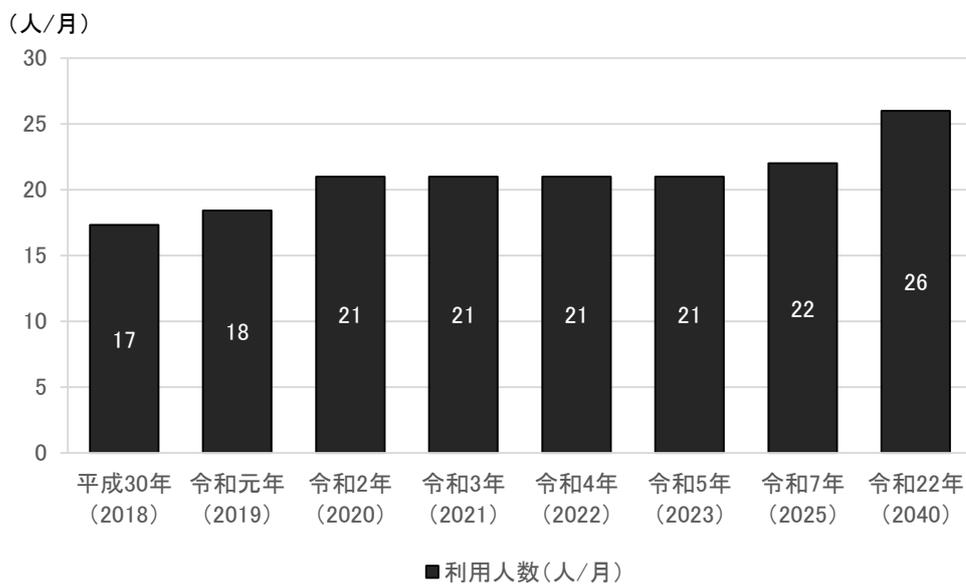
【実績】

利用人数は計画値を下回っていますが、微増となっています。

【第8期の取組】

利用人数は横ばいの推計となっています。今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-21 利用人数・利用回数の推移



	第7期実績値			第8期計画値			将来推計値		
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)	
介護	利用人数(人/月)	17	18	21	21	21	21	22	26

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業内容】

介護老人福祉施設は、身体上・精神上に著しい障がいがあるために、自宅での生活が困難な方が入所し、常時介護を受けることができる施設です。

市内には、2か所の介護老人福祉施設（定員総数150人）があります。

【実績】

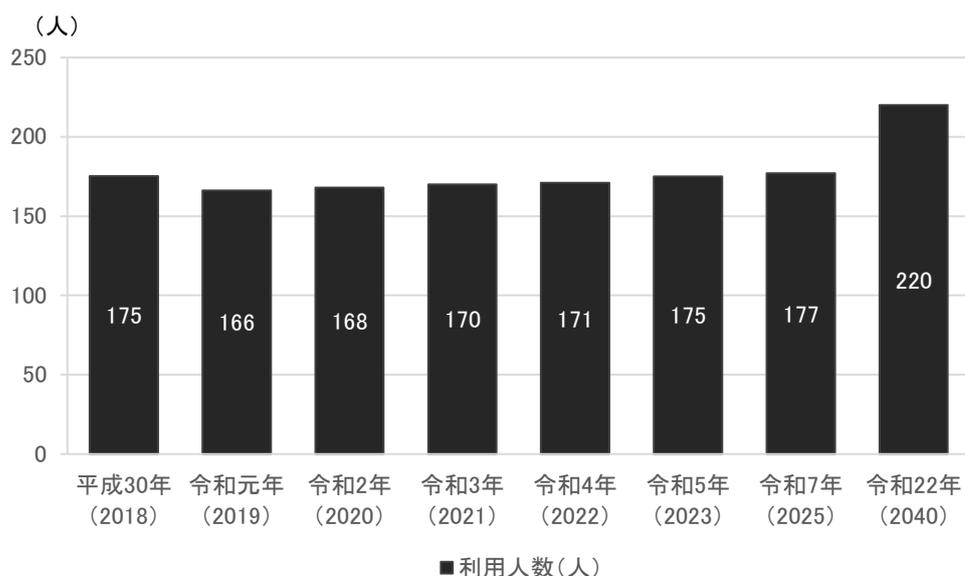
利用人数は計画値を下回っていますが、横ばいで推移しています。

平成27年度から要介護3以上が入所対象となっており、より居宅での生活が困難な高齢者を支える施設として機能しています。

【第8期の取組】

必要なサービス量を見極めながら、安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-22 利用人数の推移



	第7期実績値			第8期計画値			将来推計値		
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)	
介護	利用人数(人)	175	166	168	170	171	175	177	220

②介護老人保健施設

【事業内容】

介護老人保健施設は、入院治療をする必要はない要介護認定者に対し、医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションなど医療ケアと生活サービスを一体的に受けながら在宅復帰を目指す施設です。

市内には、2か所の介護老人保健施設（定員総数200人）があります。

【実績】

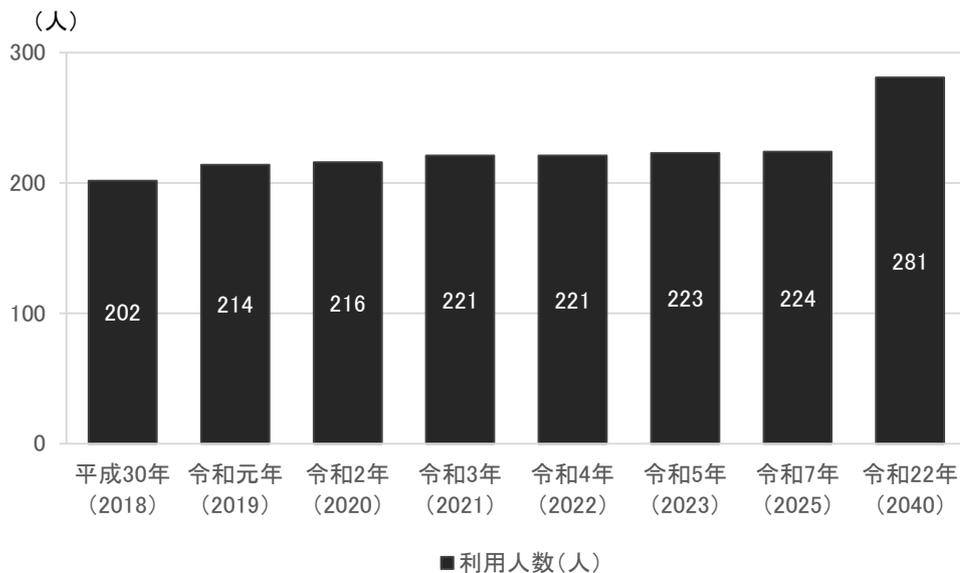
利用人数はほぼ計画値どおりとなっており、横ばいで推移しています。

病院と自宅の中間的な役割として、高齢者の在宅復帰へ向けたリハビリの場として機能しています。

【第8期の取組】

今後も横ばいで推移する見込みであり、ある程度の医療行為が必要な高齢者のニーズがあることから、安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-23 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護	利用人数(人)	202	214	216	221	221	223	224	281

③介護医療院

【事業内容】

介護医療院は、長期療養が必要な要介護者が医学的な管理のもとに、介護や医療が受けられ、日常生活上の世話を一体的に提供する施設です。廃止される介護療養型医療施設の主な転換先とされています。

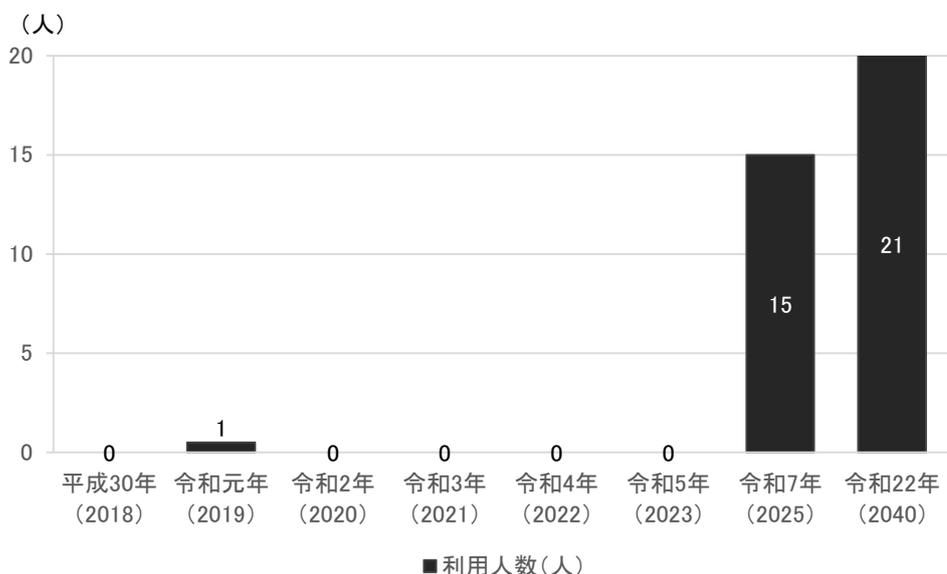
【実績】

利用人数はほぼ計画値どおりとなっており、横ばいで推移しています。本市に介護医療院は設置されていませんが、長期療養が必要な要介護認定者で医学的管理を要する場合には、他市の施設を利用されています。

【第8期の取組】

介護療養型医療施設の利用人数から推移するものと見込んでいます。

図表 5-1-24 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和7年(2025)	令和22年(2040)
介護	利用人数(人)	0	1	0	0	0	0	15	21

④介護療養型医療施設

【事業内容】

介護療養型医療施設は、長期療養が必要な要介護者が医学的な管理のもとに、介護や医療が受けられる施設です。介護療養型医療施設は、平成29年度末をもって廃止され、介護老人保健施設等に転換することとされていましたが、廃止の期限が6年間延長されています。

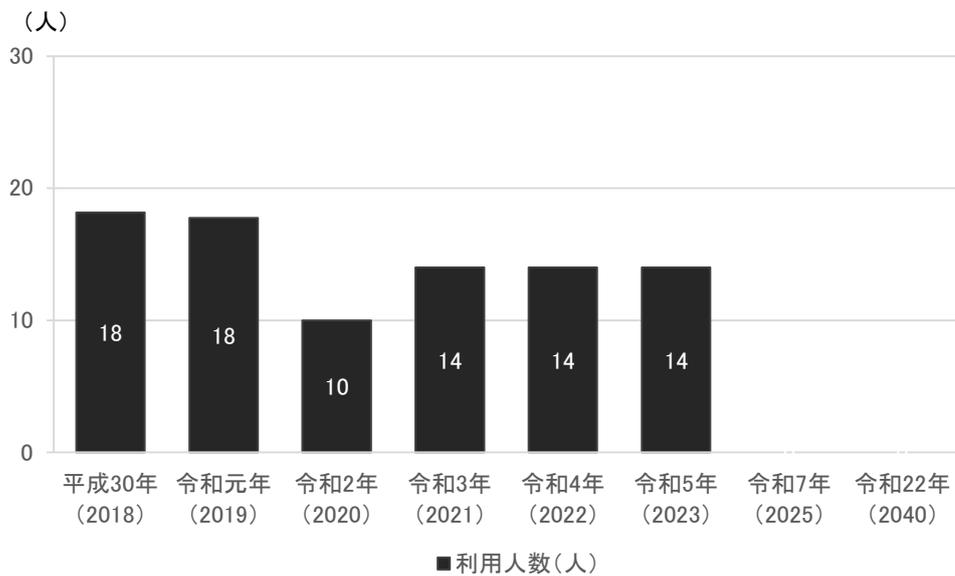
【実績】

利用人数はほぼ計画値どおりとなっており、横ばいで推移しています。本市に介護療養型医療施設は設置されていませんが、長期療養が必要な要介護認定者で医学的管理を要する場合には、他市の施設を利用されています。

【第8期の取組】

今後の利用人数については、横ばいで推移するものと見込んでいます。高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、新たな施設類型として、①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、②「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、「介護医療院」を創設し転換することとなっています。

図表 5-1-25 利用人数の推移



	第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護 利用人数(人)	18	18	10	14	14	14	-	-

(4) 介護予防支援・居宅介護支援

①介護予防支援・居宅介護支援

【事業内容】

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービスです。

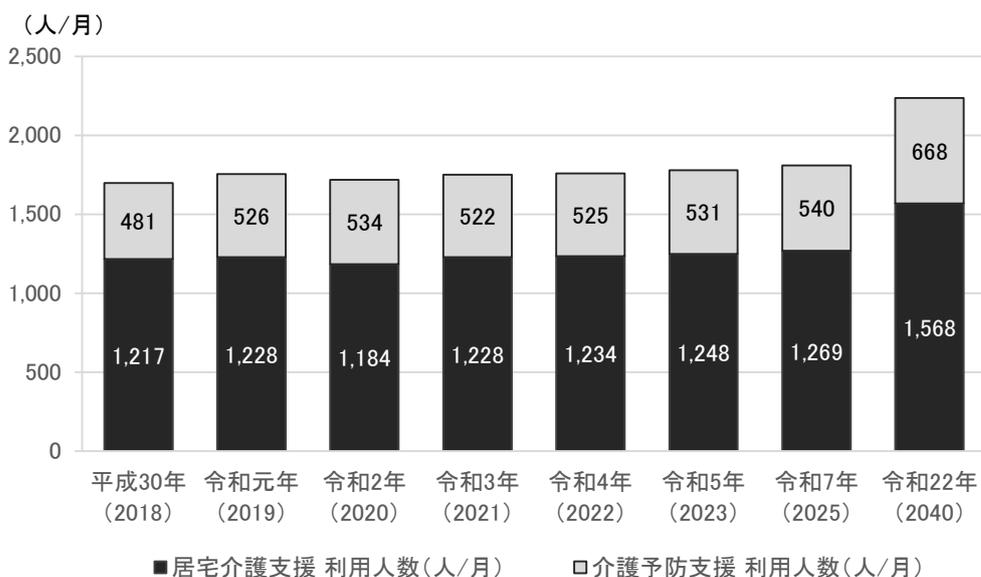
【実績】

利用人数は計画値を下回っていますが、利用人数は増加傾向にあります。要介護・要支援認定を受けた高齢者が適切な介護サービスを受けていく上で必要なサービスとなっています。

【第8期の取組】

要介護・要支援認定者の増加に伴い、利用者数も増加の推計となっています。今後も安定的なサービス提供体制の維持に努めます。

図表 5-1-26 利用人数の推移



		第7期実績値			第8期計画値			将来推計値	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
居宅介護支援	利用人数 (人/月)	1,217	1,228	1,184	1,228	1,234	1,248	1,269	1,568
介護予防支援	利用人数 (人/月)	481	526	534	522	525	531	540	668

4 地域支援事業の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み

(単位：人)

介護予防・日常生活支援総合事業	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
訪問介護相当サービス	280	282	286	288	361
訪問型サービスA	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	740	743	752	764	945
通所型サービスA	10	10	10	10	13

(2) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

地域支援事業	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業	186,986	187,570	189,209	202,946	244,185
訪問介護相当サービス	36,407	36,667	37,187	37,837	46,939
訪問型サービスA	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	97,842	98,239	99,429	100,883	124,947
通所型サービスA	589	595	601	592	561
介護予防ケアマネジメント	25,763	26,803	27,844	30,123	33,959
介護予防普及啓発事業	24,822	23,910	22,998	31,355	35,348
地域介護予防活動支援事業	1,563	1,356	1,150	2,156	2,431
包括的支援事業費・任意事業費	107,466	116,368	125,270	97,036	108,371

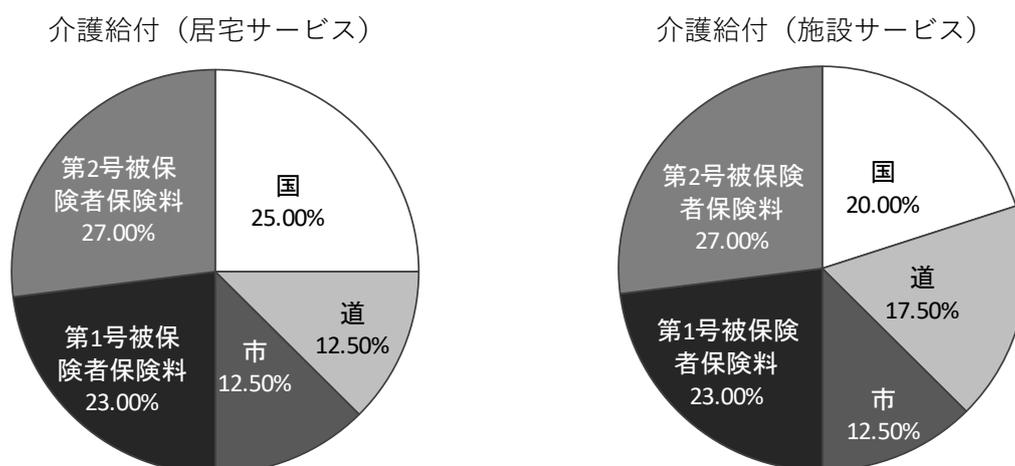
※端数処理のため、合計が一致していません

第2節 介護保険料の設定

1 財源構成

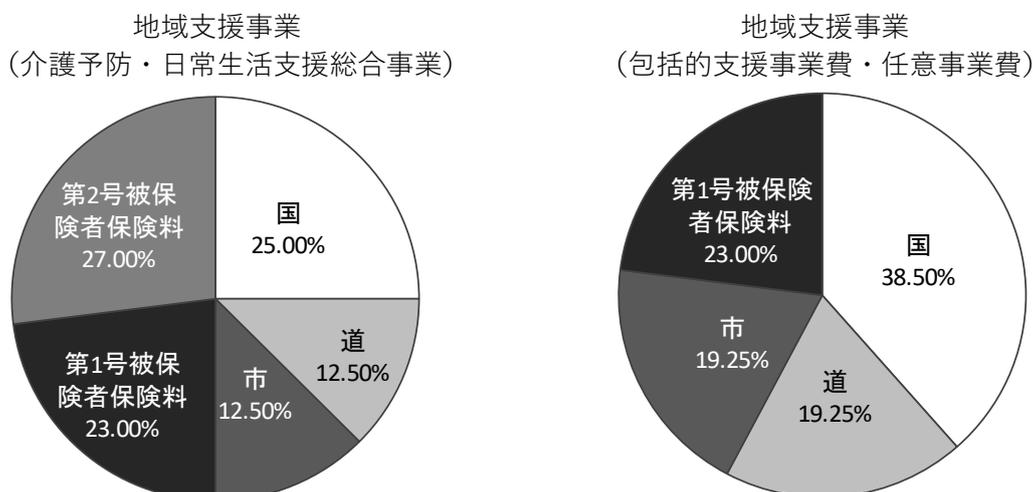
介護給付費（予防給付費を含む）の財源は、50%が国・都道府県・市の公費負担であり、残りの50%が第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料と第2号被保険者（40歳から64歳の方）の介護保険料で構成されます。

第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料の割合は、人口比で按分され、第8期では、第1号被保険者保険料は23%、第2号被保険者保険料は27%と定められています。



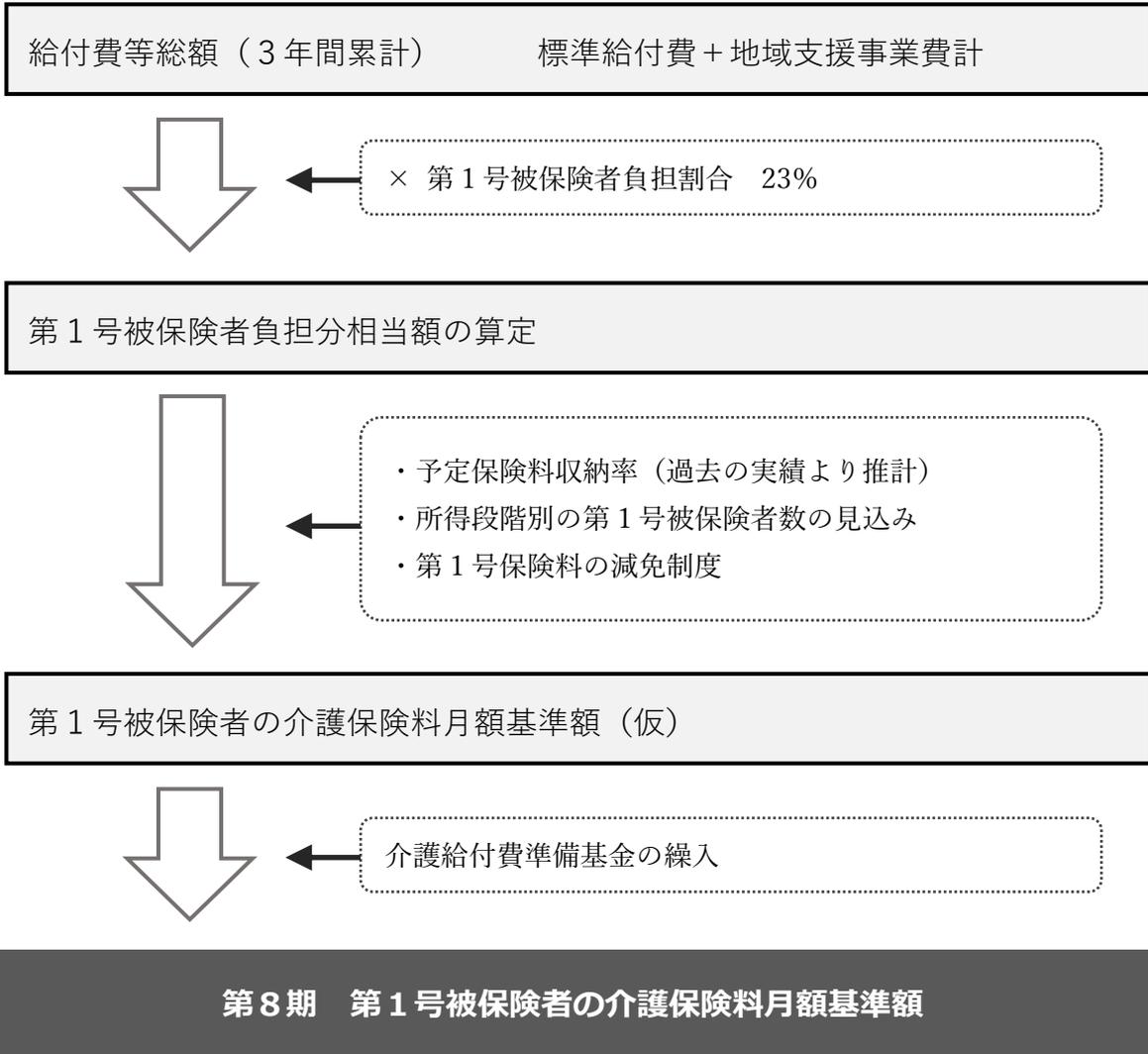
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）は、国が定める基準の範囲内で行うこととされています。その財源は、介護予防・日常生活支援総合事業では、50%が国・都道府県・市の公費負担、残りの50%が第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料と第2号被保険者（40歳から64歳の方）の介護保険料で構成されます。

包括的支援事業費及び任意事業費では、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・都道府県・市の公費負担、残りの23%が第1号被保険者の介護保険料で構成されます。



2 介護保険料の算出

第1号保険料の算出は、以下のように行います。



3 所得段階別保険料の設定

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、本人、世帯の合計所得金額及び市町村民税の課税状況等により所得に応じた設定を行います。

国では、第1号被保険者保険料について、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から所得段階別の負担設定を9段階に設定しています。市としては、国の9段階を基本としながらも、第1段階において、国と道と市で公費による負担軽減を行い、更に第2段階において、国の標準割合である0.75を0.70と設定することで負担軽減を行います。

なお、令和元年度に消費税率10%への引上げが行われたことから、第1段階から第3段階については、公費負担による負担軽減が行われています。

保険料段階	第1号被保険者所得段階	割合	年額
第1段階	・生活保護を受給されている方	0.3	
第2段階	・世帯全員が非課税で老齢福祉年金を受給されている方	0.5	
第3段階	・世帯全員が非課税で本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.7	
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	0.9	
第5段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が120万円を超える方	1.0	
第6段階	・本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいて、公的年金等収入＋合計所得金額が80万円以下の方	1.2	
第7段階	・本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいて、公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える方	1.3	
第8段階	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額120万円未満の方	1.5	
第9段階	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.7	

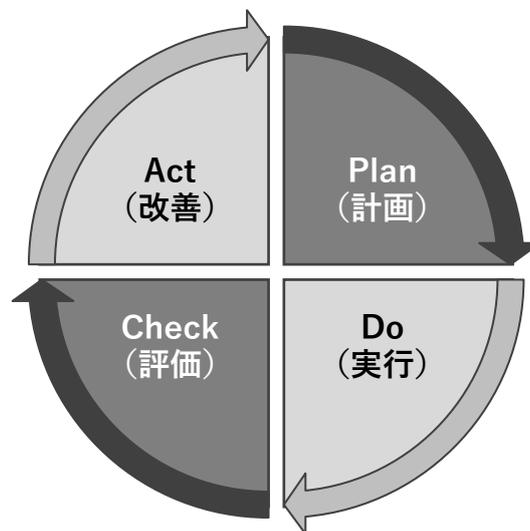
※()内は、月額

第6章 計画の推進

介護保険事業計画の基本指針から、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するために、PDCA サイクルを活用して市町村の保険者機能を強化していくことが重要であるとの視点から、市町村が、地域課題を分析し、地域の実情に即して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされています。

本計画においても各施策の取組実績及び提供体制等について、令和7（2025）年までの「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、実施状況の調査・分析を行い、計画目標・施策等の見直しを行っていきます。

図表 6-1-1 P D C A サイクル



Plan (計画)	千歳市高齢者保健福祉計画・第8期千歳市介護保険事業計画の策定 (目標設定)
Do (実行)	計画に基づき施策・事業の実行
Check (評価)	実施状況の調査・分析
Act (改善)	計画の目標、施策等の見直し、実施

資料編

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

平成6年4月20日

市長決裁

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月20日から施行する。
- 2 千歳市福祉調査研究委員会設置要綱（平成4年1月14日市長決裁）は廃止する。

附 則（平成9年6月11日）

この要綱は、平成9年6月11日から施行する。

附 則（平成10年6月19日）

この要綱は、平成10年6月19日から施行する。

附 則（平成14年11月21日）

この要綱は、平成14年11月21日から施行する。

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

別紙

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

(任期 令和2年9月25日から令和4年8月31日まで)

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏名
知識及び経験を有する者 (要綱第3条第2項第1号)	千歳医師会	副会長	尾谷 浩
	千歳市歯科医師会	総務	山崎 厚
	北海道千歳リハビリテーション大学	副学長	伊藤 俊一
保健福祉関係機関、 団体を代表する者 (要綱第3条第2項第2号)	千歳市社会福祉協議会	副会長	神子 文雄
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	松井 千代子
	ちとせの介護医療連携の会	会長	古泉 圭透
	千歳市老人クラブ連合会	会長	村上 松夫
	千歳身体障害者福祉協会	理事	古田 聖
	千歳市手をつなぐ育成会	事務局長	寺内 多寿子
	千歳市母子会	会長	大廣 奈津子
	千歳市女性団体協議会	運営委員	皆木 尚美
	千歳市町内会連合会	副会長	荒 洋一
	千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	永井 峰子
千歳市つくし会	事務局長	後藤 邦子	
公募で選考した者 (要綱第3条第2項第3号)	一般公募		山本 邦江
	一般公募		菅原 しおり
市長が必要と認める者 (要綱第3条第2項第4号)	千歳市社会教育委員の会議	委員	伊林 敏
	千歳商工会議所女性会	副会長	太田 千鶴子
	千歳市私立幼稚園連合会	認定こども園 千歳第2幼稚園 園長	中野 円
	千歳市私立保育所連合会	学校法人つくし学園 理事長	中村 光彦

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

平成14年1月23日
市長決裁

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障がい者計画に関すること。
- (5) 障がい福祉計画に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 健康増進計画に関すること。
- (8) 食育推進計画に関すること。
- (9) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長はこども福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年1月23日から施行する。
- 2 千歳市高齢者福祉推進委員会設置要綱（平成10年5月15日）は、廃止する。

附 則（平成14年10月3日）

この要綱は、平成14年10月3日から施行する。

附 則（平成16年4月16日）

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則（平成17年4月27日）

この要綱は、平成17年4月27日から施行する。

附 則（平成20年7月10日）

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

附 則（平成24年6月21日）

この要綱は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

別 表

保健福祉推進委員会の構成

所属	保健福祉推進委員
企画部	次長（企画担当）
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長〈委員長〉
	次長
こども福祉部	部長〈副委員長〉
	次長
産業振興部	次長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

千歳市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年12月7日
市長決裁

千歳市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 千歳市が設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正性及び中立性を確保し、その適正な運営を図るとともに、各日常生活圏域で実施する地域密着型サービスに関する必要な事項について協議するため、千歳市地域包括センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

オ その他運営協議会がセンターの公正性及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会はアの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的又は必要なときに、事業内容を評価するものとする。

(ア) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。

(イ) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。

(ウ) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センター職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員及び地域の関係団体との間での調整を行う。

(4) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事務を行う。

(5) 地域密着型サービスに関すること

(ア) 地域密着型サービスの指定に関すること

(イ) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること

(ウ) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関すること

(エ) その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

(構成員等)

第3条 運営協議会は次に掲げる者を委員として市長が選定し、委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、職能団体等
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を行う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

2 運営協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第5条 運営協議会は、必要に応じて地域包括支援センターで行う業務に関する専門の知識を持った者又は関係者に対し、出席を依頼し、これらの者の意見を聴取することができる。

(運営協議会)

第6条 運営協議会は、必要に応じ会長の招集により開催する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、千歳市のセンター担当課に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月15日から施行する。

千歳市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

所属	役職等	氏名
一般社団法人千歳医師会	理事	古泉 圭透
千歳市ケアマネジャーの会	副会長	平井 貴子
特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会	副会長	緒方 晋
千歳市老人クラブ連合会	会長	村上 松夫
千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	福田 博志
社会福祉法人千歳地域生活支援センター	センター長	奥貫 あい子
社会福祉法人千歳市社会福祉協議会	理事	落野 順子
藤女子大学人間生活学部人間生活学科	教授	若狭 重克